

平成28年 9 月 1 日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

1 番	朝 日 将 貴	2 番	江 崎 貴 大
3 番	加 藤 克 之	4 番	高 橋 八重典
5 番	永 井 利 明	6 番	鈴 木 みどり
7 番	那 須 英 二	8 番	三 宮 十五郎
9 番	早 川 公 二	10番	平 野 広 行
11番	三 浦 義 光	12番	堀 岡 敏 喜
13番	炭 竈 ふく代	14番	佐 藤 高 清
15番	武 田 正 樹	16番	大 原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

8 番	三 宮 十五郎	9 番	早 川 公 二
-----	---------	-----	---------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	下 里 博 昭	総 務 部 長	山 口 精 宏
民 生 部 長 兼 福祉事務所長	村 瀬 美 樹	開 発 部 長	橋 村 正 則
教 育 部 長	八 木 春 美	総務部次長兼 総 務 課 長	立 松 則 明
総務部次長兼 財 政 課 長	渡 辺 秀 樹	民生部次長兼 十四山支所長	松 川 保 博
民生部次長兼 健康推進課長	花 井 明 弘	民生部次長兼 介護高齢課長	半 田 安 利
開発部次長兼 農 政 課 長	安 井 耕 史	開発部次長兼 都市計画課長	大 野 勝 貴
会計管理者兼 会 計 課 長	山 守 修	監 査 委 員 事 務 局 長	平 野 宗 治
庁 舎 建 設 準 備 室 長	伊 藤 重 行	秘書企画課長	佐 藤 雅 人
危機管理課長	羽 飼 和 彦	税 務 課 長	山 下 正 巳
収 納 課 長	鈴 木 浩 二	市 民 課 長 兼 鍋 田 支 所 長	横 山 和 久
保険年金課長	佐 藤 栄 一	環 境 課 長	伊 藤 仁 史

福 祉 課 長	宇佐美 悟	総合福祉センター 所 長	村 瀬 修
児 童 課 長	大 木 弘 己	商工観光課長	大河内 博
土 木 課 長	山 田 宏 淑	下 水 道 課 長	小笠原 己喜雄
学校教育課長	水 谷 みどり	生涯学習課長	安 井 文 雄
図 書 館 長	山 田 淳		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	三 輪 眞 士	書 記	土 方 康 寛
--------	---------	-----	---------

6. 議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4 同意第 3 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 5 同意第 4 号	教育委員会教育長の任命について
日程第 6 同意第 5 号	教育委員会教育委員の任命について
日程第 7 諮問第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 8 議案第49号	新市基本計画の変更について
日程第 9 議案第50号	弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
日程第10 議案第51号	弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
日程第11 議案第52号	弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
日程第12 議案第53号	公の施設の使用料の改定に関する条例の制定について
日程第13 議案第54号	健康都市宣言について
日程第14 議案第55号	津島市と弥富市との間の消費生活相談等の事務の委託に関する規約に関する協議について
日程第15 議案第56号	平成28年度弥富市一般会計補正予算（第 3 号）
日程第16 議案第57号	平成28年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第17 議案第58号	平成28年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
日程第18 議案第59号	平成28年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第19 認定第 1 号	平成27年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について
日程第20 認定第 2 号	平成27年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
日程第21 認定第 3 号	平成27年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第22 認定第4号 平成27年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 認定第5号 平成27年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 認定第6号 平成27年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第25 認定第7号 平成27年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第26 発議第4号 決算特別委員会の設置について

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午前10時07分 開会

○議長（武田正樹君） 定刻よりややおくれましたけれども、ただいまより平成28年第3回弥富市議会定例会を開会します。

これより会議に入ります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（武田正樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、三宮十五郎議員と早川公二議員を指名します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第2 会期の決定

○議長（武田正樹君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

第3回弥富市議会定例会の会期を本日から9月27日までの27日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月27日までの27日間と決定しました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第3 諸般の報告

○議長（武田正樹君） 日程第3、諸般の報告をします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、弥富市長から平成27年度の健全化判断比率報告書並びに資金不足比率報告書の提出がありました。

次に、地方自治法の規定により、監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果の報告があり、それぞれその写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願いします。

以上で、諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第4 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第5 同意第4号 教育委員会教育長の任命について

日程第6 同意第5号 教育委員会教育委員の任命について

日程第7 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（武田正樹君） この際、日程第4、同意第3号から日程第7、諮問第3号まで、以上4件を一括議題とします。

服部市長に、提案理由及び推薦理由の説明を求めます。

市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

平成28年第3回弥富市議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私とも極めて御多忙の中を御出席賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

本定例会におきまして、まず初めに御提案申し上げ、御審議いただきます議案は、同意3件、そして諮問1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

同意第3号、固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、横井徹氏が平成28年9月26日任期満了のため、その後任者として、弥富市東蜷二丁目64番地、横井徹氏を引き続き選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第4号、教育委員会教育長の任命につきましては、教育長 下里博昭氏の教育委員の任期が平成28年9月30日をもちまして任期満了に伴い、教育委員会制度改革による新教育長に、弥富市佐古木四丁目571番地の3、奥山巧氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第5号、教育委員会委員の任命につきましては、伊藤昭三氏が平成28年9月30日任期満了のため、その後任者として、弥富市前ヶ須町野方746番地、伊藤昭三氏を引き続き任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦につきましては、佐藤忠氏が平成28年12月31日任期満了のため、その後任の候補者として、弥富市鍋平二丁目95番地、佐藤忠氏を引き続き推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（武田正樹君） これより同意第3号の質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております同意第3号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

これより同意第4号の質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております同意第4号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

これより同意第5号の質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております同意第5号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

これより諮問第3号の質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております諮問第3号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りします。

諮問第3号を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第3号は適任とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第49号 新市基本計画の変更について

日程第9 議案第50号 弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

日程第10 議案第51号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

- 日程第11 議案第52号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第53号 公の施設の使用料の改定に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第54号 健康都市宣言について
- 日程第14 議案第55号 津島市と弥富市との間の消費生活相談等の事務の委託に関する規約に関する協議について
- 日程第15 議案第56号 平成28年度弥富市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第57号 平成28年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第58号 平成28年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第59号 平成28年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 認定第1号 平成27年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第2号 平成27年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第3号 平成27年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 認定第4号 平成27年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 認定第5号 平成27年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 認定第6号 平成27年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第25 認定第7号 平成27年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（武田正樹君） この際、日程第8、議案第49号から日程第25、認定第7号まで、以上18件を一括議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 次に提案し、御審議いただきます議案は、条例関係議案4件、予算関係議案4件、決算認定議案7件、その他議案3件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第49号新市基本計画の変更については、市役所本庁舎建設事業を今後進めていくに当たり、本計画の計画期間を5年間延長し、平成33年度までとするもので、財政運営上で有利な合併推進債の活用を図るため変更するものであります。

次に、議案第50号弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定については、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の規定に基づく任期付職員制度につい

て定めるため必要があるものであります。

次に、議案第51号弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正につきましては、弥富市特別職報酬等審議会の答申に鑑み、議会の議員の議員報酬月額を改定するため必要があるものであります。

次に、議案第52号弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、弥富市特別職報酬等審議会の答申に鑑み、特別職の職員で常勤のものの給与月額を改定するため必要があるものであります。

次に、議案第53号公の施設の使用料の改定に関する条例の制定につきましては、公の施設の使用料の適正化を図るため必要があるものであります。

次に、議案第54号健康都市宣言につきましては、市民と市が一体となって健康都市を実現するための宣言をするため必要があるものであります。

次に、議案第55号津島市と弥富市との間の消費生活相談等の事務の委託に関する規約に関する協議につきましては、弥富市の消費生活相談等の事務を津島市が受託するため、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき、協議を求めるものであります。

次に、議案第56号平成28年度弥富市一般会計補正予算（第3号）につきましては、健康都市宣言に伴う看板等設置工事請負費、震度計移設工事請負費等の関係費用を計上するものであります。

次に、議案第57号平成28年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から議案第59号平成28年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）までの特別会計につきましては、全会計で1億6,277万5,000円の増額を計上するものであります。

次に、平成27年度各会計の決算認定についてであります。

平成27年度の決算におきましては、新白鳥保育所整備工事が外構、駐車場工事を含めて全て完了するなど、所期の目的を達成することができましたことは、市議会議員の皆さんを初めとして、市民の皆様方の御理解、御協力によるものであり、深く感謝申し上げる次第であります。

ここに、認定第1号平成27年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定のほか、認定第2号平成27年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定から認定第7号平成27年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定までの特別会計につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけ、議会の認定を求めるものであります。

以上が提案をする議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 議案は関係部長に説明を求めます。

なお、補正予算及び決算認定については総務部長に説明を求めます。

山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 総務部所管の議案説明をさせていただきます。

議案第49号新市基本計画の変更について御説明申し上げます。

これは、合併特例事業推進要綱が改正され、合併推進債を起こすことができる期間が5年間延長することが可能となったため、現行の新市基本計画が平成28年度までとなっているものを変更し、平成33年度までとするものであります。

議案を4枚はねていただきまして、新市基本計画の変更のあらましをごらんください。

1. 東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、合併特例事業推進要綱が改正され、合併推進債を起こすことができる期間を5年度延長することが可能となったため、新市基本計画を変更し、平成33年度までとすることとした。2. 主要指標の見通しについて、内容を時点修正することとした。3. 財政計画について、内容を時点修正することとした。なお、財政計画における数値のうち、平成23年度から26年度に係るものについては、実績数値に置きかえることとした。以上でございます。

続きまして、議案第50号弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例についてでございます。

この条例は、専門化、高度化する行政課題に対し、行政内部では得られにくい専門的能力を備えた人材を活用することにより、課題解決を図るとともに、一定の期間内に終了することが見込まれる業務などに対し、任期を定めて職員を採用することにより、公務の能率的な運営を促進するため、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事業を定めるためのものがございます。

7枚はねていただきまして、弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例のあらましをごらんください

1. 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の規定に基づく任期付職員制度を実施するため、次の事項を定めることとした。(1)職員の任期を定めた採用、(2)短時間勤務職員の任期を定めた採用、(3)任期の特例、(4)任期の更新、(5)給与に関する特例、(6)弥富市職員の給与に関する条例の適用除外等。2. 弥富市職員の給与に関する条例、弥富市職員の育児休業等に関する条例及び弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例について、任期付職員制度の実施に必要な規定の整備を行うこととした。3. この条例は、平成28年10月1日から施行することとしたでございます。

続きまして、議案第51号弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条

例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 弥富市特別職報酬等審議会より答申を受けたことにより、議会の議員の報酬月額について、議長は49万8,000円に、議員は39万8,000円にそれぞれ引き上げることとした。2. この条例は、平成28年10月1日から施行することとしたでございます。

次に、議案第52号弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 弥富市特別職報酬等審議会より答申を受けたことにより、特別職の職員で常勤のものの給料月額について、市長は93万1,000円に、副市長は77万円に、教育長は67万2,000円にそれぞれ引き上げることとした。2. この条例は、平成28年10月1日から施行することとした。以上でございます。

次に、議案第53号公の施設の使用料の改定に関する条例の制定について御説明申し上げます。

後ろのほうでございますが、27枚はねていただきまして、こちらにつきましても公の施設の使用料の改定に関する条例のあらましをごらんください。

1. 公共施設の使用料適正化に関する方針に基づき、公共施設の使用料を利用者の受益の対価として適切な額とし、市民の負担の公平性を確保するため、使用料の改定を行うこととした。関係条例といたしましては、(1)弥富市市民ホール条例関係、弥富市市民ホールの利用に係る使用料から(16)の弥富市産業会館条例関係、弥富市産業会館の利用に係る使用料まででございます。2. この条例は平成29年4月1日から施行することとした。3. 平成29年4月1日前に行う利用の許可に係る使用料については、なお従前の例にすることとした。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 次に、村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 議案第54号健康都市宣言について御説明を申し上げます。

1枚はねていただきまして、健康都市宣言をごらんください。

健康都市宣言。弥富市の豊かな自然環境のもと、健康づくりを意識して、健やかで心豊かに暮らすことが私たちの願いです。この願いを実現するために、私たち一人一人がよりよい生活習慣を心がけ、ともに支え合い、地域社会全体で健康づくりを進めていくため、ここに健康都市を目指すことを宣言します。一つ、優しい笑顔を大切に、心と体の健康を保つこと

を目指します。一つ、ともに毎日の食に感謝し、運動を楽しみ、規則正しい生活を目指します。一つ、みんなが積極的に健康診査を受け、健康状態の把握に努めることを目指します。一つ、幸せに生きるため、ともに支え合い、元気で生き生きと暮らすことを目指します。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 次に、橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） 議案第55号津島市と弥富市との間の消費生活相談等の事務の委託に関する規約に関する協議についてを御説明申し上げます。

規約の内容につきましては、2枚めくっていただき、規約のあらましをごらんください。

1. 消費者安全法に基づく消費生活センターの設置・運営等に関する事務を、弥富市、津島市、愛西市、あま市、大治町、蟹江町及び飛島村の7市町村において共同で実施することとした。2. 実施の方法は、津島市が消費生活センター、海部地域消費生活センターという名前ですが、を設置し、他の6市町村が津島市に事務の管理及び執行を委託することとした。3. 委託する事務は、消費者安全法第8条第2号各号に規定する事務にすることとした。4. 委託する事務の内容は、消費者安全の確保に関し、事業者に関する消費者からの苦情に係る相談、処理のためのあつせん、必要な情報を収集し及び住民に対し提供を行い、都道府県及び関係機関との情報交換等及びこれらに附随する事務を行うこととした。5. 委託事務の管理及び執行に要する経費の負担額は、弥富市、津島市、愛西市、あま市、大治町、蟹江町及び飛島村による均等割額及び人口割額とすることとした。6. 委託事務に関する予算、決算、管理及び執行についての定例の連絡会議を年1回開催することとした。7. 予算の執行、決算の通知等、事務の委託に関して必要な事項を定めることとした。8. この規約は、平成29年4月1日から施行することとした。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 次に、山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 続きまして、議案第56号平成28年度弥富市一般会計補正予算（第3号）につきまして、歳入歳出それぞれ3,010万6,000円を増額し、歳入歳出の総額を146億8,009万3,000円とするものであります。

歳入予算の主な内容といたしましては、財政調整基金繰入金1億8,706万5,000円を増額計上する一方、普通交付税1,378万円、市債の臨時財政対策債1億7,850万円を減額するものであります。

歳出予算の主な内容といたしましては、総務費におきましては、通知カード・個人番号カード関連事務交付金740万6,000円、衛生費におきましては、健康都市宣言に伴う看板等設置工事請負費129万6,000円、個別予防接種委託料520万4,000円、消防費におきましては、震度計移設工事請負費490万円であります。

次に、議案第57号平成28年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につつまし

ては、歳入歳出それぞれ9,799万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を50億8,305万円とするものであります。

歳入といたしましては、退職者医療交付金過年度分3,954万7,000円、その他の繰越金5,844万4,000円を増額するものであります。

歳出の主な内容といたしましては、一般被保険者高額療養費1,625万5,000円、国民健康保険支払準備基金積立金6,000万円、国庫負担金過年度分返還金1,907万8,000円であります。

次に、議案第58号平成28年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、前年度保険料等の納付状況に伴い保険料等負担金過年度分等を計上し、歳入歳出予算の総額を5億100万5,000円とするものであります。

次に、議案第59号平成28年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、保険事業勘定において介護保険支払準備基金積立金4,430万3,000円、一般会計への繰出金1,217万3,000円等を計上し、歳入歳出予算の総額を28億5,654万8,000円とし、サービス事業勘定において一般会計への繰出金154万1,000円を計上し、歳入歳出予算の総額を1,385万1,000円とするものであります。

次に、認定第1号平成27年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定につきましては、予算現額が152億6,670万1,000円、これに対する歳入決算額148億7,449万3,882円で収入率は97.4%、歳出決算額142億3,376万6,253円で執行率は93.2%となりました。

歳入におきましては、前年度と比べ市税全体では4,374万円の増額となりました。その内訳の主なものは、個人市民税が3,374万円、軽自動車税270万円、市たばこ税441万円であります。

市税以外の主なものでは、普通交付税が5億9,027万円、国庫支出金が15億7,568万円、県支出金が10億3,087万円交付され、歳入全体では前年度に比べ1.4%、2億306万円の増額となりました。

一方、歳出におきましては、総務関係では、公共施設等総合管理計画の策定や、防犯灯全灯LED化事業を推進いたしました。

福祉関係では、白鳥保育所整備工事が外構や駐車場工事を含めまして全て完了し、保育環境整備に取り組むとともに、病児・病後児預かり施設を整備し、子育て世帯の育児支援を推進いたしました。

また、消費税率の引き上げに伴う低所得者や子育て世帯の負担軽減対策として、臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金を支給いたしました。

保健衛生関係では、予防接種、各種検診等の推進や、健康マイレージ事業の実施により健康増進に努めました。

農業関係では、水田農業構造改革事業、多面的機能支払交付金事業を推進いたしました。

また、湛水防除事業を初めとする県営土地改良事業、団体営土地改良事業や、農道、排水路など農業生産基盤の整備に努めました。

商工関係では、企業立地指定企業交付奨励金制度により立地企業を支援し、雇用機会の拡大を図りました。

また、消費税の増税に伴う消費の冷え込みを防止するため、商工会において市内加盟店で利用できる20%のプレミアムつきのきんちゃん商品券を発行し、消費喚起による商工業の活性化を図りました。

さらに、春まつり、芝桜まつり事業及び特産物PR事業を推進し、観光の振興に努めました。

土木関係では、道路利用者の安全対策として、鍋田34号線の道路改良工事を引き続き行い、歩行者・自転車利用者の安全対策を推進しました。

防災関係では、津波・高潮対策として弥生小学校の屋上整備、十四山保育所の屋外階段設置等を行うとともに、市内のコンビニエンスストアに自動体外式除細動器（AED）を設置し、迅速な救命活動を推進しました。

教育関係では、栄南、白鳥、日の出小学校及び弥富、弥富北中学校の屋内運動場つり天井撤去等耐震改修工事、日の出小学校を除く各小学校のトイレ洋式化工事等を順次実施し、教育環境の整備に努めるとともに、英語教育の充実を図るため、外国人英語指導助手を引き続き全小・中学校に配置しました。

社会教育施設関係では、総合社会教育センター館内照明環境制御システム本体改修工事、また体育施設関係では、おみよしグラウンド整備工事、亀ヶ地多目的広場フェンス設置工事など、快適で安全な施設の整備を行いました。

次に、認定第2号平成27年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入・歳出決算額ともに6,778万4,526円でありまして、各事業計画に基づいて公共用地を先行取得するものでありますが、名古屋第3環状線、前ヶ須地内でございますけれども、を先行取得等したため、前年度に比べ4,092万円の増額となりました。

次に、認定第3号平成27年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額49億6,514万9,785円、歳出決算額49億670万4,103円であります。

今後も、高齢化の進展等によりまして医療費の増大が続く中、厳しい財政運営が続くものと予想されます。

次に、認定第4号平成27年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額4億5,413万180円、歳出決算額4億4,980万4,094円であります。

次に、認定第5号平成27年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、保険事業勘定において歳入決算額27億5,365万6,986円、歳出決算額27億384万5,937円、サー

ビス事業勘定において歳入決算額1,645万1,919円、歳出決算額1,491万146円でありまして、認定事業及び施設、在宅等の介護サービスを順次実施することができました。

次に、認定第6号平成27年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額2億8,504万5,174円、歳出決算額2億5,682万476円でありまして、各施設の維持管理を行いました。

次に、認定第7号平成27年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額8億6,419万7,684円、歳出決算額8億2,851万5,583円でありまして、ポプラ台団地、かおるヶ丘団地、前新田、前ヶ須及び平島地区の管路布設工事等の面整備事業を引き続き進めました。以上でございます。

○議長（武田正樹君） お諮りします。

本案18件は、継続議会で審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案18件は、継続議会で審議することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26 発議第4号 決算特別委員会の設置について

○議長（武田正樹君） この際、日程第26、発議第4号を議題とします。

本案は議員提案ですので、提出者の三宮十五郎議員に提案の説明を求めます。

○8番（三宮十五郎君） お手元に配付されております発議第4号決算特別委員会の設置についてをごらんください。

発議第4号決算特別委員会の設置について、提案理由を申し述べます。

平成27年度一般会計及び各特別会計の決算審査を行うに当たり、地方自治法第109条及び弥富市議会委員会条例第6条に基づき、お手元に配付しましたとおり委員定数8名をもって決算特別委員会を設置するものでございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（武田正樹君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

ただいま設置された決算特別委員会の委員の選任は、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり、炭竈ふく代議員、早川公二議員、三宮十五郎議員、三浦義光議員、鈴木みどり議員、那須英二議員、江崎貴大議員、朝日将貴議員を指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、名簿のとおり選任することに決しました。

なお、正・副委員長も名簿のとおり、委員長には炭竈ふく代議員、副委員長には早川公二議員であります。よろしくお願いします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時46分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 武 田 正 樹

同 議員 三 宮 十五郎

同 議員 早 川 公 二

平成28年 9 月12日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 朝 日 将 貴 | 2 番 | 江 崎 貴 大 |
| 3 番 | 加 藤 克 之 | 4 番 | 高 橋 八重典 |
| 5 番 | 永 井 利 明 | 6 番 | 鈴 木 みどり |
| 7 番 | 那 須 英 二 | 8 番 | 三 宮 十五郎 |
| 9 番 | 早 川 公 二 | 10番 | 平 野 広 行 |
| 11番 | 三 浦 義 光 | 12番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 13番 | 炭 竈 ふく代 | 14番 | 佐 藤 高 清 |
| 15番 | 武 田 正 樹 | 16番 | 大 原 功   |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 10番 | 平 野 広 行 | 11番 | 三 浦 義 光 |
|-----|---------|-----|---------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

|                     |         |                        |         |
|---------------------|---------|------------------------|---------|
| 市 長                 | 服 部 彰 文 | 副 市 長                  | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長               | 下 里 博 昭 | 総 務 部 長                | 山 口 精 宏 |
| 民 生 部 長 兼<br>福祉事務所長 | 村 瀬 美 樹 | 開 発 部 長                | 橋 村 正 則 |
| 教 育 部 長             | 八 木 春 美 | 総務部次長兼<br>総 務 課 長      | 立 松 則 明 |
| 総務部次長兼<br>財 政 課 長   | 渡 辺 秀 樹 | 民生部次長兼<br>十四山支所長       | 松 川 保 博 |
| 民生部次長兼<br>健康推進課長    | 花 井 明 弘 | 民生部次長兼<br>介護高齢課長       | 半 田 安 利 |
| 開発部次長兼<br>農 政 課 長   | 安 井 耕 史 | 開発部次長兼<br>都市計画課長       | 大 野 勝 貴 |
| 会計管理者兼<br>会 計 課 長   | 山 守 修   | 監 査 委 員 長<br>事 務 局 長   | 平 野 宗 治 |
| 庁 舎 建 設<br>準 備 室 長  | 伊 藤 重 行 | 秘書企画課長                 | 佐 藤 雅 人 |
| 危機管理課長              | 羽 飼 和 彦 | 税 務 課 長                | 山 下 正 巳 |
| 収 納 課 長             | 鈴 木 浩 二 | 市 民 課 長 兼<br>鍋 田 支 所 長 | 横 山 和 久 |
| 保険年金課長              | 佐 藤 栄 一 | 環 境 課 長                | 伊 藤 仁 史 |

|        |         |                |         |
|--------|---------|----------------|---------|
| 福祉課長   | 宇佐美 悟   | 総合福祉センター<br>所長 | 村 瀬 修   |
| 児童課長   | 大 木 弘 己 | 商工観光課長         | 大河内 博   |
| 土木課長   | 山 田 宏 淑 | 下水道課長          | 小笠原 己喜雄 |
| 学校教育課長 | 水 谷 みどり | 生涯学習課長         | 安 井 文 雄 |
| 図書館長   | 山 田 淳   |                |         |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |         |     |         |
|--------|---------|-----|---------|
| 議会事務局長 | 三 輪 眞 士 | 書 記 | 土 方 康 寛 |
|--------|---------|-----|---------|

6. 議事日程

|       |            |
|-------|------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 一般質問       |

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（武田正樹君） 皆さん、おはようございます。

会議に先立ちまして、報告いたします。

西尾張CATVより、本日及び明日の撮影と放映を許可されたい旨の申し出がありました。よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いいたします。

なお、質問、答弁される皆さんは、努めて簡潔・明瞭にされるようお願いいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（武田正樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、平野広行議員と三浦義光議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 一般質問

○議長（武田正樹君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず佐藤高清議員、お願いします。

○14番（佐藤高清君） おはようございます。14番 佐藤高清でございます。

9月議会最初の質問者ということでありますので、少し緊張をしておりますが、よろしくお願いをいたします。

今議会に用意しました質問については、2点用意をさせていただきました。この質問につきましては、市民の皆さんから意見をいただいたことを参考にして質問させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、通告に従いまして早速質問をさせていただきます。

1点目の質問、弥富市内に設置されている火の見やぐらであります。このことにつきましては、ことし、28年度に入りまして新しい自治会の役員さんが誕生し、その自治会におきまして、ごみの出すステーションが、ごみの量が多くなったこと、また交通量がふえてきたことにより危険度が高まったということで、自治会でどうしたらいいかということをお話しして、ステーションを変えるという結果になって、そのステーションを地元の自治会にあります火の見やぐらのところに持っていったらどうかという話をまとめて環境課のほうへ話を持っていったところ、環境課のほうで、それはいいことだと。しかし、この火の見やぐらを管理するのは危機管理課が管理するに値するから、危機管理課のほうで調べてくださいという

ことで、危機管理課のほうへ出向かれて、そういったごみのステーションをどうかお願いしますといったところ、危機管理課のほうは、この火の見やぐらに緊急時に上ることになると。また、ポンプ小屋があるけれども、そこにはポンプの積載車が入っておるということで、ごみのステーションは認めていただけなかったということで地元に戻り、その火の見やぐらを見たところ、大変劣化が進んでおり、とてもじゃないけれども火の見やぐらに上るような状態ではないということをまた危機管理課のほうに申し出て、どうしたらこういった問題が解決するかということでもあります。

そこで、私のほうが弥富市内に設置されておる火の見やぐらについて質問という形になりましたので、よろしくお願いします。

それでは、第1問目の質問に入らせていただきます。

弥富市内に設置されている火の見やぐらについて質問をさせていただきます。

火の見やぐらの使用状況についてであります。

現在、弥富市には火の見やぐらが設置されているわけですが、そもそも非常時の警報を鳴らすという本来の利用目的から、消防団や自主防災組織がホースを使用した後のホース干しとして利用したり、防災週間の啓発運動に垂れ幕を掲示したり、いろいろな利用目的で利用されていると聞いています。

まずそこで、弥富市内における火の見やぐらの設置数や設置場所、その土地の所有者、それぞれの利用状況や使用方法について、市当局の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） おはようございます。

それでは、佐藤議員の御質問について申し上げます。

前もって、先ほどの市民の方が市役所のほうへ手続された件につきましては、いろいろ担当課が違ふとかいうような御意見もいただいたようでございますので、大変申しわけございませんでした。市民目線で連携がとれるようにいたしますので、よろしくお願いいたします。

お尋ねの火の見やぐらのことにつきましてでございますけれども、本来、火の見やぐらは、江戸時代に火消し役が常駐して見張りをすることからつくられたものでございますけれども、現在、本市の用途といたしましては、ほとんどが消防出動時のサイレンの設置場所、先ほどおっしゃられました火災予防の啓発の懸垂幕、ホースを干すなどとして利用されております。

設置数につきましては、火の見やぐらが全部で17カ所ございまして、火の見やぐら本体は本市が所有しておりますが、このうち消防団が利用しているものが、17カ所のうち11カ所は消防団が確実に利用しておるところでございます。第6分団から、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、後ろのほうの分団でございますけれども、11カ所使っております。その他

残りにつきましてでございますけれども、自主防災会とか、地区で自主防災会が訓練されたときにホースを干す等に使用されているものでございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 全部で17カ所、また消防団が利用しているのは11カ所、その他については自主防災会が消防用ホース等を干すということで利用されているということであります。

それでは、火の見やぐらの管理状況について質問します。

火の見やぐらを利用するのは、消防団や自主防災組織といったものに限られてくると思いますが、常日ごろの日常の管理はどこが行っているのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 御答弁申し上げます。

火の見やぐらの管理につきましては、一応市の管理となっておりますけれども、消防団が利用しているものにつきましては消防団の方に管理していただきまして、ここが傷んでおるとか情報を教えていただいて管理しているのが状況でございます。

また、それ以外の消防団以外のものにつきましては、地域の自主防災会なり地域の皆様からの報告、ここが傷んでおるとか、そういうような情報をいただきまして、維持管理しているのが状況でございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 消防団からの情報とか、地域の皆さんからの情報ということですが、冒頭申し上げたとおり、消防団におきましては統廃合が進んで、廃合に至った分団小屋等もあるわけです。それから、地域の皆さんからの情報ということですが、今回、自治会長になられた方が全く情報のないまま市当局に出向かれたということですので、この辺には少し市当局と現場との温度差があるかと思いますので、この辺のところもよろしく願いをいたします。

次に、火の見やぐらの劣化ぐあいについて質問をいたします。

正直な話をしますと、市内にある火の見やぐらを見てみますと、さび等による劣化がかなり進んでおり、やぐらの上に上がることも危険を感じるような状況のものもあるように見受けられます。こういった劣化ぐあいについてどこまで把握されているのか、御答弁をお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 把握していることではございますけれども、大部分の火の見やぐらについてでございますけれども、なかなか建築年がはっきりしないものがほとんどでございます。かなり老朽化が進んでいること自体は把握しているという状態でございます。よろ

しくお願いします。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 劣化が進んで、老朽化が進んでいることを把握しているという答弁でありましたけれども、今回把握したという形が答弁にふさわしいかなと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上の弥富市内における火の見やぐらの現状を踏まえ、火の見やぐらの今後のあり方について質問をいたします。

市内のほとんどの火の見やぐらは、設置されてから数十年以上を迎え、一説には昭和51年以降の建築ということでもありますけれども、向こう数十年は大丈夫というお墨つきを得られるものは数少ないと思います。どのようなものでもそうだと思いますが、長もちをさせようと思えば、常日ごろからメンテナンスが重要であります。ただ、そのメンテナンスには、それなりの投資が必要であって、どこが誰が維持管理をしていくのかであって、火の見やぐらのような大きなものであってはかなりの負担となります。だからといって、なくしてしまえばよいとの乱暴の発言もできません。ただ、行政、消防団、自治会、自主防災組織等が協力し合っていきましょうとのことしか言いようがありません。しかし、現実としてかなり劣化した火の見やぐらが存在しているのも事実であって、あらゆる危険性を真っ先に排除することが最優先になることから、撤去や移転等の話をまずは進めていかなければならない状況の火の見やぐらをどうするかだと思います。

このような状況の火の見やぐらを洗い出し、順序立てして、計画的に進めていくことが望まれます。関係各位との話し合いの中で、その答えを見出せばよいのではないのでしょうか。撤去方法、移転先、管理方法、はたまた撤去後の跡地の利用方法、この話に関する協議事項は数多く存在をしております。市内の火の見やぐらの現状を踏まえ、今後のあり方についてどのような考えであるか、質問をさせていただきます。

また、消防団、自治会、自主防災組織等からの火の見やぐらの危険性に関する報告や、撤去や移転、今後の管理方法や跡地の利用方法を含めた今後のあり方の提案があったなら、その際の話の流れ等も説明していただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

佐藤高清議員から、火の見やぐらの件について御質問をいただいております。

先ほども私どもの担当部長からお話をさせていただきましたけれども、相当劣化しているという形の中で、現在、弥富市内には17本の火の見やぐらがあるわけでございますけれども、現在の情報化社会の中においては、その火の見やぐらの必要性というのは一定の役割を終えたかなあとも思っているところでございます。そうした状況の中において、全ての火の見や

ぐらを一度調査していかなきゃならないとも思っております。そして、その劣化状況であるとか、どのように管理していくかということをお早急に我々としては考えを出していかなきゃならないと思っておりますけれども、現在、私どもといたしましては、17本の火の見やぐらに対して向こう3年の計画で全て撤去していきたいと思っております。

そして、今、消防団であるとか自主防災会等が使っていただきますホースを乾かすというようなものにつきましては、火の見やぐらを利用するということではなくて、ポールを新たに設置して、その機能をしっかりと果たしていきたいと思っておりますのでございます。

全国的には、この火の見やぐらを残してはどうだというような団体もあるそうでございます。日本の歴史、あるいは文化遺産というような状況の中で、この火の見やぐらの役割を後世に伝えていくというようなこともあるようでございますけれども、安全性を考えた場合においては撤去することのほうが優先であろうと思っております。そんなような状況で考えております。

一応、撤去費用として概算見積もりをとったところでございますけれども、撤去費用としては1基当たり120万円ほどかかる予定でございます。また、ホースを干す設置費用につきましては140万円ほど、合計で二百五、六十万という形であるわけでございます。これが17本となりますと、非常に費用もかさんでくるわけでございますので、先ほど申し上げたように、向こう3年を目途として我々としては市内の火の見やぐらを撤去していくというようなことを考えております。

また、火の見やぐらが使われていなかったものについては更地にしたり、あるいは地区によっては防災訓練等に使用したホースを干しているところもありますので、状況を把握しながら、地区の皆さんにも御相談を申し上げながら順次実施していきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） ただいま、今後の火の見やぐらに対するあり方について、市長のほうからお話をいただきました。

撤去するということは私も賛成でございます。金銭的なお話が出ましたけれども、撤去費用に大体120万近くのお金がかかると。しかし、これを維持管理してペンキの塗りかえ等を進めていくのには、1回のメンテナンス料がこれ以上の金額がかかるような気がするわけで、恐らく倍までかかるんじゃないかなあという思いであります。金銭的な理由、またこれまでの火の見やぐらの役割が、時代が変わって済んだという思いで、3年かけてこの火の見やぐらを撤去していく。もう既に撤去された自治会もあるわけでありましてけれども、ぜひこういった計画と地元の自治会と、また関係各位に説明をしながら、トラブルが起きないように撤去を進めていただくことをお願いするところであります。

そして、更地にしていただいて、当初、ある自治会から申し出のあったように、その跡地をごみ出しステーション等に有効的に使うという形が整えば最高ではないかなと思いますので、よろしくお願いをいたします。結局において、最初の要望が実現するという形になっていくわけであります。ここで3年、4年という時間がかかることが住民の皆さんのいら立ち、しかしこれはやむを得ないことでもありますので、理解を求めながら進めていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

以上で、火の見やぐらについての質問は終わらせていただきます。

次に、2問目の質問であります。生涯学習行政の運営方法であります。

これにつきましても、ことしの5月の地域のコミュニティの運動会で、小学生の皆さんの参加の呼びかけをコミュニティのほうでしたところ、子ども会の会員数が極めて減ってきておると。子ども会を通じてコミュニティの運動会に参加の呼びかけをしたところ、選手が集まらないという大変なことに気がついた住民の方が見えて、「おいおい、きょうびのお母さん、お父さん方はどうしておるや」と。子ども会の会員数が減ってきておるという話がされた中で、いやいや女性の会のほうの会員数も減っておるんだと。また、福寿会のほうの会員数も減っておるんだと。そういったお話をしたところでもありますけれども、こういった生涯学習にまつわる話が市の住民の皆様から届きましたので、生涯学習の運営の方法について市当局に質問をさせていただきます。

ここ数十年来、科学技術、医療技術の進歩は著しく、それに伴い我々の生活スタイルも大きくさま変わりをしました。科学技術の分野では、パソコンの普及により、以前は手書きで作成されていた書類がパソコン上の書式で作成され、経理等の数表計算も、数字を入力すれば計算は自動で行われるのが当たり前の時代となりました。また、日常生活での買い物も、インターネットを使えば、クリックするだけで欲しい品物が自宅まで届き、会計も電子決済によって現金を持たなくても完結する時代であります。数十年前の古いコンテンツでも現代の新しい技術を駆使さえすれば、また新しい付加価値によってよみがえることも可能となるわけであります。この一つのモデルが、今、社会現象ともなっている「ポケモンGO」であって、20年近く前から子供たちに愛されてきた漫画の世界観が、携帯電話のさまざまな機能を駆使することで、より新しい世界観へと進化をし、今でも色あせることなく全世界で愛され続けている理由の一つではないでしょうか。

また、医療技術の分野では、がん代表される不治の病と表現されていたものが、iPS細胞等に代表される研究が行われているように、近い将来には画期的な治療法が確立されて、それを克服するのも近いと、大きな期待が寄せられています。その現実が近づいているように私も感じています。

我々の暮らしは進化し続けています。ますます便利になり、長生きもできるようになりま

した。人の生活スタイルが変わっていくのに伴い、価値観も変化し、そこに根差した文化も変わってきました。人類全体にとってもよい方向へと向かっているのかもしれませんが、その反面では、このことが過疎化、少子・高齢化といった現代社会が抱える大きな社会問題の原因となっているとも捉えることができます。人類全体にとってよい方向へと向かっていると断言するには、この科学技術や医療技術といった進歩のスピードについていけてこそその話であって、若い世代なら問題はないでしょうが、年を重ねてからでは、この急激な変化についていくのにはかなり大変であります。

地域の活性化は世代を超えた人々の交流が必要であり、だからこそ「生涯学習」という言葉が生まれ、家庭、地域、学校、企業等のありとあらゆる分野がその垣根を越えて、豊かな人生を謳歌し、豊かな社会をつくっていこうと努力しているのではないのでしょうか。人が生まれてから死ぬまでの意味での生涯と教えられる教育ではなく、みずからの意思で知識を得る学習という言葉が並んでいることの意義は大変奥が深いものであります。社会教育イコール生涯学習ではなく、また生涯教育イコール生涯学習でもない、生涯学習というカテゴリーの中に学校教育や社会教育が存在し、さらには学校教育と社会教育は全く別なものではなく、恐らくこういったぼんやりとした言葉でしか表現ができません。

法治国家であっても、法的に生涯学習という言葉の概念を明確に示したものではありません。そのために、恐らく生涯学習の概念を細部まで突き詰めていくとするならば、突き詰めることは至難のわざでしょう。とはいえ、生涯学習行政を運営していく立場となれば、生涯学習とは何か、生涯学習とはどういったことを示すのか、このことがあやふやでは、職員もあやふやなまま行政運営を行うことになり、ひいてはこのことが住民への不利益となりかねないことになります。そもそもの始まりとして、揺らいではいけない部分があってはならない分野であります。

恐らく100点の回答、ベストな回答は、大学等の生涯学習を研究する学者の方でも意見が分かれ、正解は多くあるのだと思います。弥富市として生涯学習とはどのようなことと認識されているのか、確認をさせていただきます。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 生涯学習についてどのような認識かという御質問でございます。

「生涯学習」という言葉は、人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち学校教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、趣味など、さまざまな場や機会において行う学習の意味で用いられております。また、生涯学習社会を目指そうという考え方、理念自体をあらわしていることもあります。

生涯学習社会とは、人々が生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるような社会であるとされています。平成18年12月に可決・成立し

ました改正教育基本法第3条においても、新たに国民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならないとされており、生涯学習の理念として生涯学習の実現に努めることが規定されています。

本市でも、この条文の理念を踏まえ、市民の市民による市民のための生涯学習の場として、時代の変化やニーズに合わせ、より新しいプログラムを提供し、市民の生きがいづくりを実現する方針です。乳幼児から高齢者まで、幅広く市民が学びや健康づくり、文化・芸術、スポーツなどに親しみ、ニーズも多様化してきていることから、生涯学習課としましては、こうした市民の多様な学習要求に応え、市民と一体となって幅広い教育、文化、福祉、スポーツの諸活動を展開し、生涯学習プログラムの充実を目指すとともに、市民お一人お一人がそれぞれの成長段階において人間力を高めていただくための契機となる場を提供することが我々の役割であると認識しております。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 今、部長のほうから、生涯学習に関する理念を事細かく説明していただきました。ありがとうございます。基本中の基本でありますので、こういった形で進めていっていただきたいと思います。

次に、生涯学習行政の運営と縦割り行政について質問をさせていただきます。

くどいかもしれませんが、生涯学習は社会教育イコール生涯学習ではなく、生涯教育イコール生涯学習でもない、生涯学習というカテゴリーの中に学校教育や社会教育が存在し、さらには学校教育と社会教育は別のものでない、これだけは間違いないことだと思っております。一個人が主役であるかもしれませんが、その主役が立つステージは、家庭であり、地域であり、職場であるはずで、親は親として子供に人としてのあるべき姿を教えます。子供は学校という場で、社会人として必要な知識だけではなく、連帯感等の社会性を身につけ、社会に出てからも文明の発達に合わせて必要な技術の習得を行い、地域社会の一員としても、その地域の歴史や文化を継承し、伝承していく地域コミュニティの形成に一役買うのが人としての努めではないでしょうか。いわゆるライフステージということでもあります。

ふだんは年齢や役職等によって、それぞれが求められていることを行っているかもしれませんが、事や次第によってそれぞれの立場で適切なステージに立ったり、場合によってはそのステージを借りてみたり貸してみたりと変幻自在に動けることが理想的な関係だと考えます。不足しているところを補う、協力できることは協力する、使えるものは共有する、こうして豊かな人生、豊かな社会を形成していくことが生涯学習に求められていることだと思います。

このことを実現するには、よく言われる縦割りの行政の運営では当然通用しません。ネットワーク化が重要ではないかと考えます。学校教育と市の図書館を一つとして考えよと言われても、無理があることは容易に想像がつかます。がしかし、例えば市の図書館で学校の図書館機能の一部を補っていくことや、地域文化の継承や伝承に協力していくことは可能ではないかと思います。そこができるならば、学校と地域文化の継承や伝承も可能ではないかと期待ができます。

現在の弥富市生涯学習行政の運営の中で、ただ単に各部署間での組織機構に関する配置の話ではなく、ネットワーク化と表現されるように各部署間での連携の実態、ひいては現体制での強みや弱み、またプラス面やマイナス面等の自己分析をお話いただければと思います。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 生涯学習にかかわる事業を総合的に推進するためには、市役所の各部署が連携することが必要不可欠となります。教育委員会はもちろん、児童課、健康推進課、福祉課、介護高齢課など、教育・健康・福祉の関係各課が連携し合い、お互いが地域における課題及び要望に関する情報を収集して、市の事務事業に関する情報については積極的に関係する部署に提供することが総合行政であることの認識に立ち、事業を運営してまいりたいと考えております。

御質問の現体制での強み弱みでございますが、大規模な自治体でございますと、職員同士の関係も希薄になりがちかと思いますが、本市では市民同士、市民と職員が顔の見える関係であったり、横のつながりもできやすいということが強みであると考えております。

あえて弱みといえば、市として地区別の人口の格差があったり、団体における人材不足、やや行政依存傾向が強いなど、行政面ではプロジェクトチームや連絡会などはあっても、まだまだ機能していない部分があり、事業を体系化して総合的に推進する体制にはなっていないという部分もあろうかと思っています。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 市民同士、市民と職員が顔の見える関係が横のつながりができやすいという今答弁でありましたけれども、顔の見える同士は都合がいいわけですがけれども、新しくチームをつかって生涯学習に参加して施設を使おうとした場合、例えばサッカーチームが練習するところがないからお願いに行ったら、そこは児童課の担当なんですと、また健康事業を提案しに行ったら、それは健康推進課の仕事なんですというような話も聞くわけでありまして。ぜひ生涯学習を通じて横のつながり、ネットワーク化を進めていただいて、初めて生涯学習課に訪れた人も市内全域の答弁ができるような形、いわゆるネットワークを強めていただいて、私は担当外ですからそっちへ行ってくださいという言葉はできるだけ少なくなるような施策を進めていっていただきたいということを要望して、次の質問に入ります。

生涯学習行政の運営と住民サービスの向上について質問をさせていただきます。

ここまで、弥富市における生涯学習という物の考え方や、それを踏まえた組織づくりのお話を伺ってまいりました。では、実際に生涯学習活動を行う住民の皆さんにとって、どのような生涯学習運営が理想なのでしょう。正直なところ、住民の皆さんが初めに目につくところは、施設等の利用についてであると感じております。概念や組織形態等を議論することも大切であり、無駄な話ではないことは当たり前です。住民の皆さんの思いは、どのような施設があり、利用できるかできないかであって、その利用に当たって手続はどうすればよいのか、また手続がもっと簡素化できないかといった現実的な側面のものもあると思います。手続の簡素化の要望等も多いと思っております。

生涯学習というものの理念から、組織運営も縦割りの構造ではなくネットワーク化し、横へ横へと連携を広げていってほしい思いでここまで質問をしてきたつもりではありますが、それこそ横へ横へと連携を広げていけば、各分野の管轄の垣根を越え、手続という点ではもっと簡素化できるのではないかと考えます。利用者に何かあった場合の管理者としての責任をどうすべきか。この点が運営側、また施設管理者側からすれば悩ましい問題とは理解できますが、それにしても検討の余地があり、それだけの価値に値することだと思えます。

住民の皆さんから、せっかく来たのにたらい回しにされたという苦情は、誰もが聞いたことがある行政に対する苦情であります。その最大の理由は、ここは担当でないという行政特有の縦割り構造にあるのではないのでしょうか。行政職員の皆さんは、自分に与えられた職責上、そのように答えるしかありません。もし悪いのは何かという答えを出すとするならば、このような状況を把握していながら、仕方がない、そういうものだとして放置してきた者が一番悪いのではないかと考えております。幸い私の知る限り、本日ここに集まっておられます関係各位に、改善もせず放置しておけばよいとの考えをお持ちの方はいないと思っております。こういった改善こそが住民サービスの向上であり、また住民サービスの向上こそが生涯学習行政の活性化であり、生涯学習の活性化が、地域おこしや、まちの活性化につながっていくと考えているところであります。

こういったことは、生涯学習行政の運営に限ったことではありません。理想的な生涯学習運営を求めていく上で、必ず直面し、解決していかなければならない問題であります。まずは生涯学習行政で率先して改善していき、弥富市行政全体が改善というものに取り組んでいける組織へと変わっていくことへ期待を込めて、生涯学習行政の運営と住民サービスの向上への取り組みについて、その方針や現状等を質問させていただきます。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 生涯学習行政の現状につきましては、毎年、「生涯学習やとみ」を発行し、生涯学習教室やイベント、スポーツ大会等を掲載したものを各家庭に全戸配布さ

せていただいております、市民が気軽に参加できるよう努めております。

また、施設利用者の方へは、継続して利用される団体へは施設利用料の減免など、市民が施設を気軽に快適に利用していただけるよう努めております。

利用申請の手続につきましては、各施設ごとの申請となっております。しかし、申請や受け付けのできない場所の問い合わせに対しましては、電話で施設の空き状況を職員が確認するなどの対応を行い、できる限り利用者の負担にならないよう心がけております。

住民サービスの向上への取り組みでございますが、例えば1つに他市町村の例を申し上げますと、インターネットによる施設の予約などがありますが、こういったケースは予約だけして利用しないことや利用料も納めないなど、他の利用者に御迷惑をおかけすることにもなると聞いておりますので、現在の申請方法を継続して、市民の立場に立った親切・丁寧な対応をしてまいりたいと考えております。

今後はサービス向上のため、安心・安全、快適な施設運営に努め、地域の人材とニーズを結びつけることができるよう、幅広い世代の地域活動の輪とネットワークを広げ、地域力の向上を目指しますとともに、コミュニティ活動への支援及び連携を継続的に実施していきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 頑張っていたいただいております報告でありますけれども、いろんな問題が発生してくるということを前倒しで想定してみえるようでありますけれども、これは生涯学習の質問ということで、私もいろいろとインターネットで検索したりして、まとめようがないし、答弁の仕方も教科書どおりの答弁しかできないような気がするわけでありますけれども、市民の皆さんの生涯学習の対象が多岐にわたってきておる、また市民の生涯学習に対する意欲が向上してきておる、学習事業へのニーズも多種多様化していることは現実でありますので、今までとはまた違った施策を考えていただいて、例えば生涯学習策定委員会等もつくっていただいて、総合的な戦略を立てる必要性が出てきたなら、そういったことも考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。生涯学習の問題は本当に難しい問題だとつくづく感じておるところでございます。

それから、最後の問題であります。藍亭についてであります。

これは、弥富市唯一の名誉市民、漢詩人の服部擔風先生の書斎であるわけであります。この書斎につきましては、擔風保存会というのがこれまで一生懸命保存に尽力してきていただいたわけでありますけれども、今回、市のほうに寄附をして新しい形で管理していくという、この28年度の予算が承認されたところであります。

この服部擔風先生の藍亭についての直近の進捗状況の報告と、また来年は服部擔風先生生誕150周年の節目であります。市当局、文化協会等の生誕150周年の計画等があれば、それも

踏まえて報告をお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 藍亭の竣工式と擔風先生の生誕150周年記念事業についてお答え申し上げます。

まず藍亭は、弥富市唯一の名誉市民でもある漢詩人服部擔風先生が御自宅に明治35年に建て、愛用された木造平家建て、面積22平方メートルの書斎であります。現在、2度の移設を経て平島町に建っていますが、藍亭保存会の方々の御尽力により、保存されてきました。

しかしながら、会員の方々の高齢化、会員数の減少とともに、建物の老朽化により個人での管理が困難になってまいりました。そこで本年度、市が建物の寄附を受け、森津の藤公園に移設し、その保存活用を図るものであります。

服部擔風先生の生誕150周年の節目に当たる平成29年度を公開の契機とし、今後市が管理することにより後世に長くその功績を伝えとともに、市民の郷土への関心・愛着心を高めるよう保存活用を図ってまいります。

竣工記念及び生誕150周年記念事業としましては、平成29年度の4月の後半の森津の藤まつりにあわせて開催いたします。内容としましては、文化協会の御協力をいただき、詩吟部による擔風先生の漢詩の吟詠、茶道部による呈茶のほか、森津文化財保存会による郷土芸能の披露、また関連事業としまして歴史民俗資料館において特別展の開催、擔風先生にゆかりのある講師をお招きしての講演会の開催を計画しております。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 服部擔風先生の書斎が森津の藤の棚のほうに今年度中に移設して、その完成と同時に、今、部長のほうから報告がありましたように、生誕150周年記念を行うということであります。かなり知名度の低い話だと思いますので、これも文化協会と大いにディスカッションしていただいて、PR等も重ねていただいて盛大に行われることを切に願っております。

これまで生涯学習について質問をしてきました。ここで市長に、私の質問について総括的に答弁を願い、また方向性を出していただいて、市長のお話を聞いて私の質問を閉じたいと思いますので、市長よろしくをお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 佐藤高清議員に御答弁申し上げます。

私は就任させていただいた以来、行政運営の基本の一つといたしましては、官民協働によるまちづくりが大変重要であろうということを言い続けておるところでございます。そうした形の中から、生涯学習行政からもさまざまな形でまちづくりを発信することが市民サービスの向上につながっていくということを確認しているところでございます。

運営の一つの大きなものとしては、総合計画に基づいたしっかりとした運営、その中には人が輝き文化の薫るまちということが基本方針として示されております。また、教育大綱の基本方針としては、知・徳・体という形での基本方針を推奨し、市民一人一人が生涯学習事業にみずから進んで参加していただけるような体制づくりが必要であろうと考えておるところでございます。

また、2点目は、生涯学習行政における各種団体、特に文化協会、あるいは体育協会との連携を図りながら、いわゆる議員が先ほどおっしゃいましたネットワーク行政としての役割を果たしていかなきゃならないということでございます。文化協会の皆さん、そして体育協会の皆様には多くの人に参加をしていただき、大変御努力していただいていることに、この場をかりまして心から敬意を表していきたいと思っております。

また、市民の学習意欲の向上ということにつきましては、そのニーズも多種多様でございます。生涯学習項目も非常に項目が多くなっているのが現状でございます。文化活動、あるいはスポーツ活動、あるいは芸能保存活動などさまざまな活動を通じて、多くの市民の皆様が生涯学習事業を展開していただいております。これからも市としても応援をしていきたいと思っております。

しかしながら、さまざまな生涯学習と弥富市の施設との関連も大事であろうと思っております。あちこちに施設は有しているわけでございますけれども、その施設の利用につきましては一定のルールがあるわけでございます。しかし、これをそのルールどおりやっていけば、大変困る方もお見えになるわけでございます。そうした方においては、年間の枠の中でしっかりとお話をいただきながら決めていき、そしてその生涯学習活動が円満に遂行されることを我々としてもしていかなきゃならない。縦割り行政ということだけではなくて、その人たちの市民目線の中で生涯学習活動を応援していきたいと思っておりますので、議員各位の御理解もいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 総括的に市長のほうから報告をいただきました。

今、弥富市は市役所を仮設ということで、十四山支所に市長を中心に分掌しておるわけがあります。そういったさなかにおいて、この生涯学習は後ろに戻るようなことは大変まずいことですので、今、市長の言われた報告を私は支持するところでありますので、我々議会もこういった市長の方針に対して積極的に後押しして、生涯学習が後ろに戻らないように懸命に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。再開は11時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時47分 休憩

午前11時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に炭竈ふく代議員、お願いします。

○13番（炭竈ふく代君） 13番 炭竈ふく代でございます。

通告に従いまして、1点目に学校教育におけるICT活用について質問をいたします。

文部科学省では、平成25年6月閣議決定された第2期教育振興基本計画で目標とされている教育用パソコンを児童・生徒3.6人に1台、電子黒板を各普通教室に1台などの水準を達成するために、総務省の協力のもと、平成26年度から29年度までの教育のIT化に向けた環境整備4か年計画を策定し、その整備財源については所要の地方財政措置が講じられることとされています。教育分野でICTを積極的に活用していくことにより子供たちの主体的な学びを推進し、一人一人の個性や能力を発揮できる21世紀にふさわしい学びを実現できるものと考えます。

そこでお伺いをいたします。本市におかれまして、現在どのような取り組みによる事業が展開をされているのか、現状はどのようなになっているのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○議長（武田正樹君） 学校教育課長。

○学校教育課長（水谷みどり君） 現在、市内の小・中学校においては、電子黒板がおおむね各校1台、ノートパソコンをパソコン教室として40台設置しております。このパソコン教室は、パソコン操作の習得及び情報モラル教育が主な目的であり、各教科の授業を行うということではありません。

教科の授業においては、電子黒板を利用したデジタル教科書の活用を図っております。デジタル教科書は、紙の教科書にない映像や部分の拡大表示、そしてワークシート作成に役立っております。あくまでも、授業の組み立ての上での主ではなく、従としての活用となります。また、利用頻度は、先生、教科にもよりますが、台数が少ない分、稼働率は高いので、今後も計画的な導入が必要と考えております。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 各小・中学校には、おおむね各学校に1台の電子黒板、そしてパソコン教室としてノートパソコンが40台ということが現状のようでございます。学習指導要領に沿った授業の実現であるとか、また授業の質や児童・生徒の学習意欲の向上などの効果を考えますと、さらなる教育の情報化の推進をしていく必要があると思いますが、そこでお伺いをいたします。

今後は計画的な導入が必要であるという旨のただいま課長より御答弁もございましたように、これからのＩＣＴ活用教育、あるいは授業について、教育委員会としてどのように進めていこうというお考えでおられるのか、お伺いをいたします。

○議長（武田正樹君） 水谷学校教育課長。

○学校教育課長（水谷みどり君） 今後のＩＣＴ活用につきましては、先ほど議員がおっしゃった国の第２期教育振興基本計画で目標とれされている水準である、教育用コンピューターを児童・生徒数3.6人当たり１台、電子黒板・実物投影機の整備を１学級当たり１台、超高速インターネット接続率及び無線ＬＡＮ整備率100%、校務用コンピューター教員１人１台を目安に整備していきたいと思っておりますが、学校の要望に応じて徐々に整備していきたいと考えております。

また、確かな学力をより効果的に育成するため、言語活動の充実やグループ学習、ＩＣＴの積極的な活用を初めとする指導方法、指導体制の工夫・改善を通じた協働型・双方向型の授業を展開していく授業にしていきたいと考えております。ハードウェアの導入とともに、先生方には授業用ソフトウェアを活用した各教科の授業の推進をお願いしてまいります。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○１３番（炭竈ふく代君） ただいま課長のほうから、今後の方針についてお聞かせをいただきました。お聞かせいただきましたけれども、まだまだ学校のＩＣＴ環境の整備は十分な状況とは言えないと思います。市、教育委員会におかれましては、十分に議論をしていただきまして、地域の実情に応じた整備が推進され、そしてまた時代にふさわしい学校教育が行われますことを期待申し上げて、ＩＣＴ機器の整備をより一層推進していただきますことをお願いしたいと思います。

また、ＩＣＴ活用の授業、既にタブレット端末の利用へと進化をしています。タブレット端末や電子黒板を活用した授業につきまして、先進地に学び、弥富市におかれましても他の市町村におくれをとらないように推進の必要があるものと思いますけれども、この問題について教育委員会としてはどのようにお考えでしょうか、御見解をお伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 下里教育長。

○教育長（下里博昭君） 教育環境のＩＣＴ化についてお答えをいたします。

まず、文科省の教育の情報化ビジョンにおきまして、子供たちの情報活用能力の推進、ＩＣＴを効果的に活用したわかりやすく深まる事業の実現、校務の情報化の推進の３つを掲げております。これらは教育の質の向上につながります。また、社会で最低限必要な情報活用能力を確実に身につけさせて社会に送り出すということは、学校教育の責務でもございます。

ＩＣＴを活用した効果としましては、電子黒板やタブレットの導入によるデジタル教科書や学習ソフトの活用によりまして、子供の授業への関心・意欲を向上させ、イメージしにく

いものを提示して知識・理解を深め、発表や話し合いによる表現力、交渉力の向上とともに、情報化社会への対応力の育成が図られます。

情報教育の重要性と情報機器の整備の必要性はますます高まっております。次期学習指導要領、小学校は2020年度、中学校は2021年度から実施予定の基本方針でも、急速に進む情報化社会への対応について示されております。

このような状況の中、本市におきましては、本年4月に各小・中学校の教務主任を中心に学校ICT推進検討委員会を立ち上げ、導入に向けての準備を進めているところでございます。この委員会におきましては、服部市長にも同行をお願いいたしまして、県内でも先進的に取り組まれている大府市のICT授業の現場視察を実施していただきまして、議論を深めてきたところでございます。

今後は、本市の総合教育会議や教育委員会、さらには財政担当部署との協議を進めまして、他の自治体の動向を見きわめながら、教育環境のICT化は積極的に取り組んでいかなければならない重要課題だと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） ただいま教育長より、積極的に取り組んでいかれる御計画ということで御答弁をいただきましたが、いずれにいたしましても膨大な予算も必要であるものと十分理解をいたしております。しかし、児童・生徒の興味や関心を引く授業、そして先生方のゆとりある校務の実現のために、より一層学校ICTの促進に向けて取り組んでいただくことを要望いたしまして、次の質問に入らせていただきます。

2点目でございます。

2点目に、今後の学校における特別支援教室についてお伺いをいたします。

さきの6月議会におきまして永井議員より特別支援教育支援員の職務内容、また江崎議員からは発達障がい児の支援についてなどの質問がございましたが、障がいある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するというために、児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善するために、適切な指導及び必要な支援を行うことはとても重要なことであると考えます。

そこで、初めに現状についてお聞きをいたします。

市内の小・中学校の特別支援学級数と児童・生徒の数はどのようになっていますでしょうか。また、あわせて障がいの種別についてもお尋ねをいたします。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 特別支援学級の現状についてお答えします。

小学校は、8月1日現在、20学級で65名、中学校は6学級で21名、合計で26学級86名となっております。

次に、障がいの種別でございますが、26学級の内訳を申し上げます。

知的障がい、小学校が9、中学校が3、情緒障がい、小学校が8、中学校が3、肢体不自由児、小学校2、弱視の方が小学校1学級となっております。

そして、この児童・生徒を支援していただく特別支援教育支援員の方は25人体制であります。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 御答弁いただきました。

自閉症や学習障がいがある人を支える改正発達障害者支援法が、この5月25日、参院本会議で可決をし、成立をいたしました。これは、教育や就労の支援策の充実を図り、関係機関に切れ目のない支援を促すものとなっています。

教育の分野では、発達障がい児が発達障がい児でない児童とともに教育を受けられるよう配慮することや、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成の推進、またいじめの防止等の対策の推進が定められております。

そこでお伺いをいたします。本弥富市では現在、全ての小・中学校に特別支援学級があり、そこには担任及び特別支援教育支援員さんが見えになりますが、その方々への研修などは十分に行われているのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 特別支援学級の担任の先生及び特別支援教育支援員さんへの研修でございますが、特別支援学級の担任は、県が広域的に実施する研修や特別支援学校巡回視察等、さまざまな研修に参加しております。また、特別支援教育支援員の研修といたしましては、今年度は市主催の研修としてスキルアップ研修を実施いたしました。各校の現状の確認や情報交換も含め、実りある研修を実施することができました。

小・中学校に在籍する発達障がいを含む障がいのある子供たちを適切に支援することが求められておりますが、教師のマンパワーだけでは十分な支援が困難な場合があります。その背景として、特別支援学級や通級による指導の対象者が増加していること、通常の学級に在籍する発達障がいのある児童・生徒への教育的対応がますます求められていること、児童・生徒の障がいの状態が多様化していることなどがあります。

困難事例に対しましては、教師や現場の支援員とともに教育委員会の派遣指導主事も対応しておりますが、他の業務も抱え多忙をきわめていることから、将来的には支援員や特別学級担任をサポートする弥富市としての特別支援教員支援員コーディネーターの設置も視野に入れた体制の構築が必要であると考えております。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 担任に対しましては県が実施する研修、そして特別支援教育支援

員さんに対しましては市が実施する研修などに参加してみえるということでございます。

保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また学校内の関係者や福祉・医療などの関係機関などの連絡調整役としての役割が必要ではないかと考えます。具体的には、障がいのある児童・生徒の発達や障がい全般に関する一般的な知識、またカウンセリングができる方、そして学校内及び関係機関や保護者との連絡調整役を担う弥富市としての特別支援教育支援員コーディネーターですね、そうした方たちの設置、また具体的に検討していただくことを要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（武田正樹君） 次に三浦義光議員、お願いします。

○11番（三浦義光君） 11番 三浦義光でございます。

今回も通告に従いまして、質問は大きく2項目になります。

質問に入らせていただく前に、8月の中旬以降、相次いで台風が起きまして、特に農林水産関連の被害額は、昨年9月に鬼怒川の堤防が決壊しまして関東・東北豪雨に迫る被害になっておるようで、これからの秋野菜の高騰も非常に懸念をされております。何はともあれ、北海道、東北、関東地方の被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧を祈っておるところでございます。

それでは、質問に移させていただきます。

以前、三ツ又池公園にてミシシippアカミミガメの大量発生について対策との質問がございましたが、今回は環境面を考え、外来生物全般、被害状況を踏まえながら質問していきたいと思います。

まず、海外起源の外来種、外来生物であり、生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれのあるものの中から指定された特定外来生物について質問をしていきます。

生物の多様性の確保、人の生命・身体の保護、農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて生活の安定向上に資するため外来生物法があるわけですし、弥富市としても、その飼育、栽培、保管、運搬、輸入といった取り扱いを規制し、特定外来生物の生息状況を把握しているのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 特定外来生物につきましては、市として取り扱いの規制や生息状況の把握は現在のところ、してございません。ただし、愛知県のホームページには、県内における特定外来生物を含めた外来種の分布状況が公表されております。また、ホームページ上で新たに発見された外来種の情報提供を呼びかけている状況でございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 確かに愛知県のホームページは私も確認はしておりますが、ただし

市独自のホームページでも、名古屋市の環境情報ネットはもちろん、碧南市の外来種駆除プロジェクト、蒲郡市の外来生物に関する情報提供、春日井市の外来生物法についてなど、市民と情報を共有している行政もごさいます。市民への啓発、情報提供の意味を含め、弥富市でもホームページ上なり、多少掲載を望みたいと思っております。

次の質問に移ります。

昔からその地域にいた生物は在来生物というわけではありますが、それぞれの生態系の中で密接に関係し合いながら生息をしております。そこに外来生物が入り込んできますと、生態系への影響ははかり知れないものがあります。もともと地域に住んでいた生物を食べてしまったり、追い出したり、その餌を横取りしてしまいます。また、在来生物と交雑して雑種をつくったり、純粋なものを絶滅させたりします。そして、生態系の基盤、光や土などの環境を変化させて、ほかの生物を住めなくしてしまいます。

例えば、弥富市では生息事例はよくわからないんですが、アライグマはタヌキやアナグマと餌や生息地が競合します。魚、貝、カエル、鳥の卵など、さまざまな在来生物を食べます。そして、冒頭に述べましたミシシippアカミミガメでございしますが、1960年代後半からアメリカ合衆国で養殖された稚亀が、安価で大量にペットとして流通するようになり、1980年代と1990年代には年間100万頭近く輸入されておりました。2000年代以降、輸入個体数は半減し、もしくはそれ以下になっていると思われませんが、輸入は続いているということでございます。

愛知県内の幾つかの野外個体群で生態や形態の詳細を観察した県担当は、栄養障がいなどによる成長速度の異常や甲羅の変形により、飼育個体が放逐、つまり逃がしてしまうというよりも、野外で繁殖した個体のほうがかなり多いと考えられておるそうです。在来種のニホンイシガメやクサガメ、ニホンスッポンと植物、あるいは日光浴や産卵や越冬の場所をめぐって競合し、在来種を駆逐してしまう場合があります。名古屋市や安城市では、池やお堀に栽植したハスを食べ、消失の一員となっておるということでもございします。また、在来種と異なり、積極的にかみつきますので、捕獲したときなどに出血を伴うということもございします。

市としては当時、これといった防除策は見当たらないとのことだと記憶しておりますが、ペットとして飼育されている個体の屋外への放逐を徹底的に禁ずる方策を講じなければならぬと思います。また、既に野外に定着している個体への捕獲についても、現在の市の考えをお聞かせください。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 外来生物による被害予防は、入れない、捨てない、広げないの3原則が重要になります。しかし、既に野外で生息している数は、わかっているだけで約2,000種類にもなると言われております。どの種類が市内のどこに生息しているか

の問題及び、本市で最もよく目にする特定外来生物はウシガエルであろうと思っております。どこにでも余りにもいるものですから、指定されていることが気づかないような生物であります。このようなことから、捕獲を計画的に行うことは非常に難しいことと考えております。

また、ペットを野外に放つ行為を禁止する方策は、既に特定外来生物を飼育されているのであれば、許可等をとって飼育しており、個体の増減があった場合にも届け出が必要になっております。新規で飼育する方でも、現在は学術的な用途に限っており、愛玩目的では許可を受けることが難しくなっております。また、既に定着している個体については、個人を特定することは非常に難しいことでございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 確かにミシシippアカミガメに関しては、野外に今現在いるものに関しては駆除策が見つからないというのが現状ではございます。現在、余りお店で売っていることも減りましたんで、重要ということではもうないということではございますが、繁殖力が旺盛で、水質汚染への耐性も強く、都市部の汚れた河川でも生息できるということが厄介なものでございます。継続したわなで捕獲ということしか現時点ではないということではございますけど、まだまだこれかも考えていかなければならないことだと思っております。

次に、こちらも以前、市側から発見の情報を議会にいただき、市内公共施設に注意喚起の張り紙が掲示してございましたセアカゴケグモでございます。概要は当時説明があったわけですが、改めてどんな生物か振り返ってみますと、熱帯・亜熱帯などに分布するクモで、毒を持っております。沖縄県以外の日本では発見されておりましたが、平成7年に大阪府内で初めて発見され、その後各地で確認をされております。

愛知県内では平成17年に中部国際空港敷地内で初めて発見され、平成20年には一般の方が数多く利用する愛西市内の公園で多数のセアカゴケグモが発見されております。

生息場所は、日当たりがよく暖かい場所、昆虫などの餌が豊富な場所、適当なすき間がある場所などが好まれておりまして、巣をつくり、繁殖をします。例えば側溝の内部や、その網ぶたのすき間、花壇のブロックの内部、自動販売機やエアコン室外機などの機器と壁のすき間などがございます。

習性は基本的におとなしく、攻撃的ではなく、おどかされると死んだふりをして動かなくなることがあります。ただし、素手でさわったり捕まえようとする、かまれることがあるので、これは注意をしなければなりません。自分からさわりに行かなければ危険性はないような気がいたしますが、毒を有するわけでございます。十分気をつけていかなければならないと思っております。本年、平成28年度での市内での発見状況はどうなっておりますか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） セアカゴケグモにつきましては、市においても平

成17年10月に初めて発見情報が寄せられました。市の南部地域を中心に年に数件の問い合わせをいただきましたが、本年度はまだ情報は寄せられていない状況でございます。

市民から情報があつた場合には、むやみに手を出さず、足で踏んだりピレストロイド系の殺虫剤を使用して駆除していただくよう御案内をさせていただいております。この情報は市のホームページにも掲載をしております。

なお、現在は個体数も増加しており、内陸県も含めて42都道県まで分布をしている状況でございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） こちらは津島の保健所のほうへ問い合わせたわけでございますけれども、弥富市内での報告は今のところないということでございました。県下では、常滑市、半田市、阿久比町など、知多半島の海に近い箇所での発見が多いというような報告書を読ませていただきました。

それからもう1点、外来生物ではないのですが、ケシについて質問をいたします。

ことしの春先ですか、地元の麦作の圃場の畦畔にオレンジ色の花が咲いておりました。隣接している作業場の方から、ケシの花ではないか、抜去しなくてはならないのではないかとということが私のほうに問い合わせがございました。その時点では知り合いのJAの専門家の方に実物を見ていただいたのですが、結果は白、植えてもよいケシでございました。

ケシの仲間は春から夏にかけて色鮮やかで美しい花を咲かせるものが多く、ガーデニングや切り花用の植物として人気があります。しかしながら、ケシの仲間には法律で栽培が禁止されているものがございます。これらのケシは、外観上の特徴から、園芸用のケシと区別することができるそうでございます。

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものであるが旨、地方自治法第1条の2に明記されております。したがって、都道府県、市町村職員、警察、保健所、土地の所有者、管理者などが協力して行う自生の大麻やケシの抜去作業は、地域住民の保健衛生上、発生する健康の被害を防止し、公共の福祉の増進を図るため正当業務行為と考えられ、自生した大麻やケシの抜去作業は、大麻取締法、あへん法には抵触しないということでございます。

こちら津島保健所のほうで調べてきた内容でございますけれども、管内の抜去本数のうち、弥富市では平成26年度6,386本、27年度は4,554本、28年度、ここまでということでございますが、2,815本となっております。これは管内全体の数からいいますと、26年度では約半数、27年度では約6割、本年度でも弥富市が一番抜去本数が多い数字となっておりますが、弥富市としてはこの多さの原因は何だと考えられておりますか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 市ではケシの花の抜去作業、取り除く作業でございますけれども、これを毎年4月中旬に津島保健所職員と市職員とで行っております。議員の御質問のとおり、今年度は2,815本を抜去いたしました。が、数量は減少傾向でございます。これは、継続的に自生していた場所を中心に見回りをを行い、抜去してきた結果であると言えます。

津島保健所管内で抜去本数の多さの要因は、農地などの自生しやすい環境によるものと考えております。今年度に抜去した約2,600本が筏川以南で発見されておまして、他の自治体を確認しますと、飛島村や愛西市なども多いことから、言えることだと思っております。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 弥富市内の抜去本数が多いというのは、逆にしっかり抜去していただいているあかしにもなると思うわけでしょうか。実際、ケシから出てくる乳液からアヘンを取り、精製してモルヒネにして、そこから化学的に変化させてヘロインにするそうですが、市内での抜去本数では到底麻薬として精製できる本数ではないということが、こちらも保健所の説明ではあったわけでございます。見つけたら抜去しなければならないという法律でございますので、これからは市民の方々の情報をもとに抜去作業のほうをお願いしていきたいと思っております。

それでは、次に鳥獣による農産物への被害について聞いていきたいと思います。

全国的に見れば、イノシシや猿の農産物被害というものがテレビ映像などで知られておりますが、弥富市内での被害で1番に上げられるのは、やはり特定外来生物のヌートリアではないでしょうか。1939年ごろ、軍服の毛皮用、食用として導入され、戦時中は西日本を中心に各地で飼育されておりましたが、終戦と同時に飼育個体は野外に捨てられました。現在では西日本を中心に、愛知県内でも尾張・西三河地方で生息が確認をされておるということでございます。

農産物の被害は50種類以上に確認をされております。中でも稲の被害が特に多いとされております。野菜では、大根、ニンジン、白菜、カボチャなどが被害を受けております。このように、極めて広範な植物を食べることで、あらゆる作物が被害を受ける可能性があると考えたほうがよさそうでございます。

被害の状況としては、稲の場合、田植え時期を中心に、株がまだ小さく葉のやわらかい5月から7月の被害が多く、次いで出穂期の9月にも多くの被害が見られます。もちろん、栽培面積が多いため、被害の大半を占めているわけでございます。そして、稲刈り後、水田に何もなくなった非かんがい期になりますと畑において冬野菜の被害が増大し、家庭菜園をやられている方々の悩みにもつながっておるということでございます。

また、水田と水路の間のあぜがヌートリアによって穴だらけになったり、ため池の堤防に

つくられた巣穴によって漏水する懸念もあります。人力で復旧できる範囲を超えた被害になる可能性もあります。程度によっては注意をしていく必要があります。

愛知県が出している特定外来生物の対策を見えますと、駆除の方法としては、田畑への侵入ルートに箱わなを仕掛けて捕獲する方法が有効とされておりまして、ほかに田畑の周囲に侵入防止のフェンスを張りめぐらせたり、巣穴周辺の草刈りなども推奨されております。繁殖力が強いため、一定期間捕獲を中断すると個体数がすぐ回復してしまい、継続捕獲が必要とされています。

弥富市としましては、ここ数年確実に被害が増大してきていると思うのですが、対策、そして農家の方々への注意喚起は行っておるのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 安井農政課長。

○開発部次長兼農政課長（安井耕史君） ヌートリアの農産物被害につきましては、長年にわたっておりますので、特に注意喚起ということは行っておりません。

対策としましては、市のほうに現在12台の捕獲のための小型の箱わなを保有しておりますので、被害報告のありました農家に貸し出しをしまして、捕獲・処分をしておるというのが現状でございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） これは私の地区でございますが、近くに農業改良普及課の跡地がございます、その裏手に大きな池があるんですが、昨年度6頭、ことしに入ってから8頭、先ほど述べられておりました市から借りてきた箱わなですか、自治会長が捕獲をしたという報告がございます。南部の鍋田地区でも、年間数頭は捕獲しているそうです。やはり雑草などが生い茂っている空き地が巣になっているようで、そこから農水路を通って稲が植わっている農地に被害を与えているような形でございます。

農地での耕作放棄地、こちらのほうは十分監視されていると思われませんが、農地以外の雑種地や、農水路沿いや池沿いなど管理者がはっきりしていない箇所は、徹底した除草で巣をつくらせないことが最良の防御策ではないかと思われまます。雑種地などでは地権者への除草依頼、農水路などでは地元の多面的機能支払交付金の制度を使用させていただいて、共同作業で除草をお願いしたいものでございます。

次に、スクミリングガイ、いわゆるジャンボタニシの被害でございます。

1961年に台湾から長崎と和歌山県に食用として導入され、1984年に有害動物に指定されるまで、全国各地で養殖されておりました。養殖場から逃げ出したほか、雑草防除のため放流されたこともあり、現在は関東以南に広く分布しております。

愛知県内でも木曽川水系など、その周辺の水路や水田など、広く生息しております。被害としては、雑食性で食べる量が多いので、競合や捕食により在来の巻き貝など水生生物など

に影響を与える可能性があります。そして、稲やレンコンなどの食害も問題になっております。

こちら、これは愛知県農業共済組合海部津島支所によりますと、一宮や愛西市内で稲が田植え直後、下からごっそりなくなっている被害が申告をされているということでございます。弥富市では大きな被害の報告はないということでございましたが、いつ発生してもおかしくないというようなことでございました。

稲沢市では市のホームページで、ジャンボタニシの生態及び防除が掲載されております。弥富市においても、大量被害が発生する前に注意喚起をしてもらえるのでしょうか。これは、このほかの生物被害に通ずるものでございます。一度お聞きしたいと思います。

○議長（武田正樹君） 安井農政課長。

○開発部次長兼農政課長（安井耕史君） ジャンボタニシの被害でございますが、近年、被害については余り聞いておりませんでした。本年、田植え時期に十四山地区の一部でジャンボタニシによる被害が発生したと聞いております。今後もそのような発生が予想をされるようであれば、注意喚起のほうを行わせていただきたいと思いますと考えております。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 哺乳類のヌートリアに比べますと、効果的な防御策があるらしいのですが、ジャンボタニシが発生していないからということで安心して策を事前に行わないことが、その後の大量発生を招いているのかもしれない。

先ほど述べました愛知県農業共済組合での被害状況把握は、共済金がおりの3割以上の被害ということで、多少の被害では農家が申告をしてこないということで、実際、共済組合のほうでの数字というのは、ヌートリアにしましても、ジャンボタニシにいたしましても、はっきりしないような数字だということでございます。弥富市としてもしっかりと現状確認をしていっていただきたいと思います。

最後に、ここまで鳥獣を含む生物の環境被害、農産物被害など数点にわたり質問をしてきましたが、最後にこれからを防止していく一体的な計画をつくってあるのでしょうか。もちろん、これは環境課、農政課、所管が違うというようなことがございますが、それぞれでもよろしいので、少しお願いをできませんでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三浦議員に御答弁申し上げます。

議員のお話のごとく、各種の外来生物による被害は、昨今はかなり知れないものがあるというような状況でございます。農業振興地域である私ども弥富市にとっても大変大きな課題であり、問題であるわけでございます。

一体的な取り組みということはないわけでございますので、大いに反省をするところでご

ございます。今までの対応というような状況では、アカミミガメ、あるいはヌートリア、ジャンボタニシ等々があるわけでございますけれども、いわばその場しのぎというような状況があったんではないかなあと考えております。

先ほど他の自治体の参考例も議員のほうからお話を伺っているところでございますけれども、やはり組織的な対応が必要だろうと考えております。平成29年、来年度におきまして当初予算を計上し、外部から専門講師を招いたり、あるいは県とか私どもの職員、あるいは自治会の代表、あるいは土地改良団体、オペレーターというような形で、農業等に携わっていただく方々に御参加をいただき協議会を発足していきたいと考えております。

大変息の長い闘いというか、息の長い対応になると思っておりますけれども、しかしこれもやっていかないとなかなか現状を打破することができないということでございますので、まずは現状認識からしっかりと把握して、平成29年度、そうした形の中でいろんな人にお手伝いをいただき、組織的な対応を図っていききたいと思っておりますので、議員各位の御協力もよろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 一概に環境被害、農産物被害といっても多岐にわたっておるという市長のお話でございますので、短期間で防止計画というのが策定できるというようなことはなかなかできないと思っておりますけれども、いろいろ関係者、農家さんの不安が少しでも軽減できると思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（武田正樹君） それでは、質問の途中でございますけれども、暫時休憩とします。再開は午後1時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時47分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

三浦義光議員、お願いします。

○11番（三浦義光君） それでは引き続きまして、次に多面的機能支払交付金について質問をいたします。

昨年に愛知県が、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針として、海部地域の現況が打ち出されております。木曽川沖積層の平たん地で、海拔ゼロメートル地帯が全域に広がっております。木曽川用水事業などにより農業生産基盤が整備されるとともに、排水事業による総合的な排水対策が実施され、県下有数の水田地域を形成しております。しかし、都市化に伴う農用地と宅地の混在化が進行するにつれて優良農地が減少し、農用地の有

する洪水防止などの多面的機能が低下することが懸念をされております。

この状況を踏まえ、農業用水路や農道などを地域共同で保全管理する活動を支援することにより、担い手への農地の利用集積をさらに進め、優良農地の保全と活用を図る必要がございます。また、生物多様性の保全や環境保全に対する意識の高まりを生かし、多面的機能の重要性について広く啓発し、参加型の活動促進や環境負荷の軽減に配慮した農業の普及に取り組む必要があると記されております。

これに基づき、弥富市のホームページ上にも農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画が掲載をされております。また、同じサイトには多面的機能発揮促進に関する計画の概要がございまして、現在市内の14の保全会が公表されております。

平成28年度に関して、これらの保全会の重立った活用概要、またほかにはない優良な活動があれば聞かせてください。

○議長（武田正樹君） 安井農政課長。

○開発部次長兼農政課長（安井耕史君） 活動内容につきましては、大きく3つの活動をしていただいております。1つ目が、水路の泥上げやのり面の草刈り、農道の路面維持など、地域資源を保全するための基礎的な共同活動です。2つ目は、水路等の軽微な補修、農村環境の保全活動、多面的機能の増進を図る活動など、地域資源の質的向上を図るための共同活動です。3つ目が、水路等施設の長寿命化のための活動でございます。

また、優良な活動事例といたしましては、鍋田土地改良区管内の活動組織の一つでございますが、ごみのポイ捨てを防止するため、地域の子供たちが作成しましたオリジナルの啓発看板を農業用水路に設置したり、また基礎的な施設維持活動を行った際に、より多くの人々に参加していただけるように、地元の農家がつくりました野菜を参加賞として配布するといったような活動を実践されてみえます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） これを参考にいたしまして、これからも共同作業へのますますの活動をお願いしたいというものでございます。

次に、多面的支払交付金の活動期間、原則5年間でございますが、平成26年度以前に協定を締結している場合は当該協定の残期間を活動できるということで、弥富市の北部地区、数少ない2地区が平成24年度から活動をしてまいりました。本年度が最終年ということになっております。2地区とも、次年度の新たな更新、最終的な結論は出ておりませんが、現役員の負担並びに高齢化で、かなり更新には消極的だというような御意見も聞いております。私としては、ぜひ29年度からも新たに協定を締結していただきたいと思っておる次第でございます。ただ、これといった皆様への説得策があるわけではございません。

役員が現在、一番負担となっているのは、経費や活動記録の整理などの事務処理なのです

が、これらを市役所またはＪＡ、土地改良などに委託はできないのでしょうか。また、地方公共団体、農業団体の職員のＯＢさんの方々など、事務処理になれた人材という方たちを紹介していただく手だてはないのでしょうか、お聞かせください。

○議長（武田正樹君） 安井農政課長。

○開発部次長兼農政課長（安井耕史君） 現在の活動組織の中でございますが、交付申請や実績報告等の提出書類の作成を管轄しております土地改良区や愛知県土地改良事業団体連合会へ委託されてみえる組織もございます。委託については、そういった形で可能ということでございますので、よろしくお願いいたします。

また、人材の紹介につきましては、御要望がございましたら関係機関等に相談のほうをさせていただきますので、お申し出いただければ幸いと存じます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○１１番（三浦義光君） まだこの２地区、次年度に向けての役員会、まだまだ話し合いはこれからだと思っております。十分話し合いを行っていただくようお願いしていくつもりでございます。

それでは最後に、過去、建設経済委員会でもたびたび他の議員からも質問がなされております、弥富市の北部地区での多面的支払交付金の協定の締結をしている集落が数少ないわけでございますが、平成29年度、ちょうどいい機会でございます。一地区でも多く参加していただきたいと思っておるわけでございますが、現在、鍋田地区、十四山地区で、広域で活動をされているということでございます。この広域でのメリットがあれば聞かせていただきたいのと、もう１点、過去１度開催はしておるわけでございますが、再度、北部地区での合同の説明会の開催、また要望があれば、１集落での開催というようなことを開いてもらえないでしょうか。

個人個人ではやりたい方はいろいろとあるわけでございます。役員さんが高齢、やれない、できないという声も大きいということでございますけれども、役員負担の軽減、活動の明確化などを詳しく説明していただける機会をお願いしたいと思います。いかがなものでしょうか。

○議長（武田正樹君） 安井農政課長。

○開発部次長兼農政課長（安井耕史君） 活動組織の広域化につきましては、鍋田土地改良区管内でございますが、こちらのほうはもともと８つの活動組織がございまして活動をしていただいております。本年４月に新たに協定のほうをその８つの活動組織で締結していただきまして、広域組織という形で一つの組織で立ち上げのほうをしていただきました。

この広域化によりますメリットでございますが、従来、各活動組織で行ってございました交付申請や実績報告等の提出書類が一本化できまして事務負担の軽減が図られるということと、

各活動組織での予算や活動等で協力ができるようになるというところがメリットでございます。

また、説明会の件でございますが、説明会につきましては、御要望のほうがございましたら、1集落でも説明会のほうを開催させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、その説明会の中で、役員の役割、また活動内容などについても説明のほうをさせていただきますので、お気軽に農政課のほうへ御相談いただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 事務負担軽減ということで、広域での保全体の活動、現時点では一番発足していただきやすいんじゃないかと思います。また、説明会でも広域で行うことができればよいんですけども、それぞれの地域で実情がございます。より丁寧な説明をしてもらうに、集落ごとということも一つ案ではありますけれども、皆様の不安などを十分市のほうから答えたいと思っています。

最後に、統括して市長のほうにお伺いするわけでございます。

その地域住民の皆様、一様に水路などの泥上げ、農地ののり面の草刈りなどを管理すれば、いざというとき、集中して起きる豪雨などに対して水の氾濫を防げることはよく認識されておるわけでございます。また、年に1回程度は水路掃除など共同作業を、多面的支払交付金を受けてない地区でも実施しているわけでございます。じゃなぜ制度に加入しないかということでございますけれども、先ほどからずっと述べております申請書類、報告書、事務処理への不安が1番に来るんだと思っています。

一昨年あたりから関係してくる地区などで再三加入をお願いしておるわけでございますが、なかなか実現には至っておりません。市長から見たこの多面的支払交付金制度の重要性、または弥富市北部の方々に一言お願いをしたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 引き続き三浦議員に御答弁申し上げます。

その前に、今回、三浦議員は弥富土地改良区の理事長に御就任されたということでございます。しっかりとそのリーダーシップを発揮していただいて、防災・減災上大変重要な土地改良事業でございますので、ぜひ御活躍をいただきたいと思います。

弥富市の農村地域、今、議員が言われるように、どこの地域でも、年に1回程度は水路の清掃であるとか、あるいは農地ののり面というようなところについての草刈り等も行われておったわけでございます。そうした形の中で自然環境をしっかりと守っていく、あるいは農業の景観を保っていくということがあったわけです。そして、農業にかかわる地域の祭りであるとか、あるいは伝統的な行事というようなものについても、そういった文化が粛々と、

その地域の中で根差し、そして発展をしてきていただいたわけですが、残念ながら少子・高齢化時代、あるいは若い方の地域における農業離れというようなこともございまして、地域での共同作業だとか、あるいは共同活動が大変希薄になってきているのが弥富市としても懸念をされているところでございます。今後、さらにそのような状況が進めば、農業に係る共用の設備の維持管理だけではなくて、地域の自然環境、あるいは文化の継承に大きな支障を来してくると思っておりますのでございます。

そうした形の中で、現在、活動組織のない地域におかれましては、ぜひとも活動組織を立ち上げていただきまして、地域の防災・減災、あるいは自然環境の保全、良好な農業景観というものを保っていただきたいなあと思っております。まさに農業の有する多面的な機能を地域で活用し、維持していただきたいと思っておりますので、引き続き私どもといたしましても土地改良事業等々において応援をさせていただき、農業振興地域として恥ずかしくない農業のあり方ということをみんなで追求していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 大変意義のあるお答え、ありがとうございます。

昨年、一昨年度からですか、農地中間管理事業という相反する施策も進んでおると思いますが、自分たちの地域は自分たちで守ると、ある意味現在の防災の意味合いにも通ずるものということでもございます。私も何とか一団体でも多くの保全体の立ち上げに協力していく所存でございます。

こういったことをお約束いたしまして、今回の質問を終わらせていただきます。

○議長（武田正樹君） 次に那須英二議員、お願いします。

○7番（那須英二君） 7番、那須英二、通告に従いまして質問させていただきます。

今回は、地域交通・交通手段についてと防災・避難所の改善について質問させていただきます。

地域の交通とは生きる手段であり、生命線ともいえます。特に日常生活に必要な病院や買い物、この移動手段はなくてはならないものであり、自治体としては当たり前この交通手段の確保は行わなくてはならないものだと考えております。

ところが先日、このようなお話を市民の方から伺いました。この方は前ヶ須近辺に住んでみえる方でございますけれども、その方は先日、脳梗塞で倒れて海南病院に入院されたそうです。その処置が終わり、リハビリが必要だということで、十四山にあるリハビリ病院に移された。海南病院にいた間は、その方の奥さんが近くだったので、歩いて洗濯物などを運んだりとか顔を見せたりすることができたんですけれども、この十四山のリハビリ病院に移されてからは、行くのもすごく大変で負担であったということでございます。

もちろん、その奥さんのほうは車もなく、そんな何十分も歩けるような健康状態ではないので、体力もないという状況の中で、もちろんタクシー券のほうはいただいていたそうなんです。そこまでタクシー券を使うと2,000円以上も片道でかかると。市から配付されているタクシー券でございますが、初乗り料金を見てもらうことになっていきますけれども、仮にそのチケットを使ったとしても1,500円ほど必要であるということでございます。そうしますと、片道それぐらいかかるわけですから、往復だと3,000円ほどかかっちゃうわけですね。1回病院のお見舞い、もしくは洗濯物等を運んだりするだけでそれだけかかってしまうと。とてもじゃないけど何度も行くことはできませんと。それに、このタクシー券自体を、1年分市からいただいていたわけですが、もう既にそのとき、7月の段階では1年分使い果たしてしまっていると、そういう状況になっておりました。

この場合、どのようにして、この十四山のリハビリ病院にまで行けばいいのか。市では例えばどういうふうに、もしそういう方がいらっしゃったら、どんな手段でこの病院に行ってくださいと勧めることができますでしょうか。ちょっと質問にお答えください。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 公的な福祉サービスは、戦後の貧困者対策、戦争障がい者対策や戦争孤児対策から始まって、次第に高齢者福祉施策、身体障がい者や知的障がい者福祉施策など、その時々が高まったニーズに応じ、分野ごとに整備されてまいりました。特に1990年代以降、高齢者や障がい者福祉サービスの基盤の計画的な整備が進められ、介護保険法に基づく介護サービスや障がい者自立支援法に基づく障がい福祉サービスなどの分野では、公的な福祉サービスは質・量とも飛躍的に充実してまいりました。

御質問の本市の高齢者福祉タクシー料金助成事業につきましては、当初は要介護高齢者等が医療機関に通院するためにタクシーを利用する場合に料金を助成しておりましたが、より利用しやすい制度へと見直しを図ってまいりました。平成28年度からは、総合事業実施に伴い、対象者を拡大して、基本チェックリストにより事業の対象になった方にも外出支援としてタクシーチケットを配付しております。予算額についても、平成26年度460万円、平成27年度530万円、平成28年度600万円と拡大をしております。

この事業は、あくまでもタクシー料金助成事業であること並びに住民の多様なニーズについて全て公的な福祉サービスで対応することは不可能であることも御理解いただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 那須議員に、私のほうから補足しながら御答弁申し上げたいと思っております。

福祉タクシーのチケットにつきましては、多くの人に御利用いただいているということは

もう御存じのとおりでございます。そして今、所管のほうから申し上げましたように、その負担のほうの金額も、財源のほうも非常に毎年膨れ上がってきているというような現状でございます。全ての人に払うような方法というのは、なかなか行政としては見出すことが不可能でございます。

一定の御負担をお願いせざるを得ないということも御理解いただきたいと思います。思っておりますけれども、そういった形の中で病院へのドア・ツー・ドアという形での送迎に関しましては、現在、社会福祉協議会にあるささえあいセンターを御利用いただきたいと思います。思っております。協力会員、あるいは利用会員という形の中で会員登録をしていただきまして、この方の場合ですと利用会員という形になるわけでございますが、30分刻みで350円、1時間当たり700円というような料金に設定をさせていただきながら、多くの方に今現在は利用をしていただいております。

こういったような形の中で、現在、私どもが社会福祉協議会と一つの制度としてタイアップしていることについて御理解を深めていただき、我々のPRが足りないかもしれませんけれども、そういったことを現状としてはやっておるわけでございますので、こういったささえあいセンターの機能を御利用いただき、ドア・ツー・ドアで御利用いただければ幸いかなあと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 私の質問としては、例えば前ヶ須地区に住む方がどのように十四山リハビリ病院に行けばいいかと伺ったんですが、そこでタクシー券は一定の御負担をしていたかなければならないとか、市のほうからはささえあいセンターを利用してということでしたが、私がちょっと理解が足りないのかもしれませんが、福祉輸送という形では該当しないんですかね、そういう病院に送るということは。その辺は大丈夫なんですか。

○議長（武田正樹君） 介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（半田安利君） ささえあいセンターの移動支援という御質問でございますけれども、基本的にささえあいセンターの協力会員が利用者を乗せて運ぶということはしておりません。ただ、例えばタクシーに乗るまでの支援だとか、一緒についていってタクシーをおりてからの支援、こういったことをささえあいセンターでしておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） そうしますと、仮にささえあいセンターを利用してと言われても、病院に送ってということとはできないということですよ。そういう認識ですか。

○議長（武田正樹君） 半田介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（半田安利君） 基本的にはそのとおりでございます。もしそうい

うことをやろうとすれば、陸運の許可だとかそういうことも要りますので、今そこまでは本市のささえあいセンターでは行っておりません。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） まだそういった許可がとれてないということだもんですから、その辺はまた進んでいくかもしれませんけれども、現状そういった形で、要するに同じ市内であっても病院に行けないと、こういう状況になっているということなんですね。実際に、じゃあその方はどうやって行ったか。タクシーを使うと往復3,000円もかかるもんですから、そんなにも行けないもんですから、じゃあ実際どうやって行ったかという、実際には木曽岬のバスで一旦弥富駅へ出て、その弥富駅から蟹江の駅まで出て、この蟹江から飛島バスを使って、近くまでバスが行っておるもんですから、そのバス停でおりて、5分歩いてこのリハビリ病院に行くということでございました。

同じ市内であるはずなのに、市の公共機関を使わずに、何度も乗りかえをしなくてはならないという、そういう悲しい状況になっております。そのときは特に夏場であったために、歩くだけでも、乗り継ぐだけでも物すごく汗もだくだくで大変な状況になりながら、その奥さんはリハビリ病院まで洗濯物を抱えて行ったわけでございます。

また、これは挙げたのは一例であって、そういう方々が市の中にたくさん見えるということなんですね、問題は。逆に、例えば十四山東部の方が前ヶ須のほうに出たいとなった場合も、近くにコミュニティバスが走っている方であれば、バスは利用できるかもしれませんけれども、近くになれば、そういった方々は利用ができないということなんです。これは十四山だけでなく、大藤や栄南でも同様のことかと思っておりますので、この状態をどのように認識して、どのように改善していかなければならないか。病院にも行けない、買い物にも行けない、こういう人たちをどうやって救済していくかが必要だと思うんですけれども、そのあたりは市のほうはどうやって考えておりますでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 本市の65歳以上の高齢人口は、平成18年の合併当時は7,550人で総人口に占める割合は17.2%でありましたが、平成33年度の高齢人口の推計では1万1,330人となり、3,780人ふえ、総人口に占める割合は26.5%と9.3%増加をいたします。

一方、本市の生産年齢人口、15歳から64歳までの人口をいいますけれども、これは平成18年の合併当時は2万9,230人で総人口に占める割合は66.6%でありました。しかし、平成33年度の高齢人口の推計では2万5,835人となり、3,395人減り、総人口に占める割合は60.5%と6.1%減少いたします。

平成33年度の本市の人口推計では、合併当時の15年前に比べて、高齢人口は3,780人ふえ、

逆に生産年齢人口は3,395人減りますので、現役世代（15歳～64歳）2.3人で高齢者1人を支えることになります。

このことは本市が抱える特殊な状況ではなく、内閣府から公表されている日本の高齢化の現状と将来像では、平成27年度に既に本市と同じ高齢者1人に対して現役世代（15歳～64歳）2.3人で支える状況となっております。

高齢化の状況は、平成72年（2060年）には高齢化率は39.9%に達し、2.5人に1人が65歳以上となり、現役世代（15歳～64歳）1.3人で1人の高齢者を支える社会が到来する将来像が示されています。

このように、高齢者人口が大きく伸び、高齢化が一層進展すると見込まれる中、高齢者の生きがいつくりや介護予防はますます重要となつてまいることは承知しておりますが、その一方で限られた財政資源のもと、人口構造がもたらす高齢者の人口の増加に対応した持続可能な福祉施策であることが必要不可欠であることを御理解いただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今の話を要約しますと、持続可能にするために、いかにコストダウン、今の財源でやりくりしていくかということでございますけれども、そうすると根本的な抜本的な改善が必要になってくるんじゃないでしょうか。例えば今のコミュニティバスを、なかなか利用率が伸び悩む中で、この利用をもっと有効的にする具体的な施策が必要になってくるんじゃないでしょうか。それを抜きにして、持続可能という現状維持みたいな形で示されても、どうしても今の方々は救っていけないし、改善することができないので、そういうことをおっしゃるのであれば、大幅に見直す必要が私はあると思います。

そこで、以前より質問のあるオンデマンドタクシーやバスなどの調査や検討はどうなっておりますでしょうか。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） お答えします。

デマンド方式の運行につきましては、弥富市公共交通活性化協議会の中で、平成24年度から25年度にかけて一応検討したことはしております。

運行方法に関するアンケート調査を行いまして、事務局が先進自治体を訪ねまして、現状や問題点、課題等をお聞きし、さらには弥富市を営業エリアとするタクシー事業者に幾つかのケースでの事業見積もりも提出してもらい、検討いたしました。

デマンド方式というものは予約制のバス・タクシーの運行のようなもので、デマンド運行の車両を利用するためには乗車するために事前の予約が必要となります。予約を忘れて急に利用したいという場合には御利用いただくことができません。また、予約のない場合は運行をしない場合も発生いたしますが、運転手や車両の確保は必要となるため、運行経費も考慮

しなければなりません。

検討結果といたしまして、現在運行のバス、乗車人員にはばらつきがあるものの利用は定着していることと思われ、若干ではありますが乗車人員は増加傾向にございますので、アンケート調査の結果を踏まえまして、さらなる運行経費の効率化を図りまして、現行のきんちゃんバスの広報・周知等の利用促進を積極的に進めまして、現在の運行を継続することと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 以前から市民の中では空気バスと言われるぐらい、やゆされるようなバスが今運行しているわけでございますけれども、それを今、そのまま運行していくという計画でございますが、これは本当に抜本的に見直す必要は僕はあると思うんです。

現行、増加傾向にあるとおっしゃいましたけれども、実際の話は、10回バスが停留した段階で50%以上のバス停が1人しか乗らない、そんな現状が調査の中で明らかになっているわけですね。そこを微増の状態でこのまま運行していくんだという判断は、私はちょっと甘いんじゃないかなと思っております。

アンケート調査で、予約を忘れてとか、予約がない場合は運行しないということもございましたけれども、そうした予約を忘れる段階は確かにあると思うんですが、でも現状は予約も何も、そこまで行くバスがない、足がない、病院にも行けない、こういう人たちがこの市内でどれだけいらっしゃると思うんですか。そういう人たちのために、その手だてを考えていく必要は私はあると思うんです。

だからそれを、こうしたちょっとしたアンケート調査をやられたということでございますけれども、もっと市民一人一人の声を伺った上で、そうした人たちの足を確保する行政が私は必要だと思っております。予約するのも面倒くさいという方も中にはいらっしゃると思いますが、面倒くさいとも言えないような生活に困っているような人たちがいる中を、これをどうしていくか、これを考えていかなければならないと思っています。そして、それを改善するためには、将来的にはデマンド方式のバスやタクシーを運行させるのが私は一番効率的かなと思っております。

また、今ちょっと続きますけれども、タクシー券などは既に1年分使い切ってしまって、年間24枚ですね、そういった24枚のタクシー券をもう既に使い切ってしまって、もう使えないような方もいらっしゃいます。そのあたりを踏まえて、もっと細かい調査と検討が私は必要かなあと思っております。そうした意味で、バスから離れてタクシーに戻るわけですが、タクシー券に対してどのように考えておりますでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） タクシーチケットにつきましては、今年度は6月

末までに590名、1万4,160枚のチケットを交付させていただいております。そのうち利用数は1,974枚、利用率は13.9%となっております。今年度分を小学校区別に集計し、検証したいと考えております。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 以前、タクシーチケットの問題で三宮議員が質問されたときに、その年の利用率が50%以下だということで市長のほうからたしか回答があって、だからもっともって利用率を上げていくという、まだまだそういったふやすということは考えていないということでございますけれども、今も調査中で十何%の方が消化しただけだということでございますけれども、その調査だけでは見えてこない部分が私はあると思うんです。

今、私の例でも申し上げたとおり、もう既に1年分、半年に満たない状況で使っている方も見えるんですよね。そういった方は、そのタクシー補助が必要だったということなんです。もちろん中には、逆に使いたくても使えない人もいるんですよね。

例えば先ほど申し上げたとおり、タクシーチケットを使ってもかなりの足が出てしまう。だからこそ、その足が例えば1回行くだけで1,500円も足が出る、往復で3,000円も出るような状況が払える人は使うかもしれない。ところが、それが年金がどんどん下がっていく中で、払えない人にとっては、それすらも出せない。だから使えない。こういう方々が見えると思うんですよね。そういう調査を私はしてほしいと。

そういう調査をした上で、その方々に対して、じゃあどのようにしたら、この人たちがちゃんとした足を確保できて病院に通えて買い物に行ける、そういう状況をつくり出せるんだ、ここが私は必要になってくるんじゃないかなと思っているので、ぜひそういう調査をしていただいて、今後の行政に生かしていただきたいなと思っております。

そして、こうした人たちの問題は本当に早急に解決しなければならないことだと思っております。市はこういう人たちに対して、命をつなぐ交通手段として、じゃあこのほかに何か考えていることはあるのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 先ほども御答弁いたしましたとおりでございます。本市といたしましては現在のコミュニティバスの運行において、地域公共交通網形成計画に基づきまして今後も市民生活と地域を支える公共交通機関として運行改善による利便性を図っていきたいと考えております。今後も持続可能なコミュニティバスとして確保を維持してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） コミュニティバスでは網羅できない方々をどう救うのか、ここをしつかりと考えていただきたいなと思っております。

例えば隣の愛西市では、海南病院に行くバスを運行するということで決まりましたよね。そういった努力をほかのところでもしているわけですから、弥富市でもここは努力していく必要があるんじゃないかなと思っております。

また、私からこれは例示というか、提案というか、案ですけども、例えば小回りのきく乗用車等で、以前あった福祉バスのような小まめに行けるようなものを、病院に運行できるようなものをつくるとか、またタクシー券の大幅な改良をしてもっと使いやすいようなタクシー券にする、または枚数をふやすということを考えていくとか、もしくは収入の低い方がいらっしゃるとすれば、病院が治療のために必要だ、リハビリのために必要だということで認めるのであれば、そこに行くタクシーパスのようなものを検討してはいかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） タクシー券の配付につきましては、かつては病院等の通院に限られていたものを外出支援に拡大しておりますし、本年4月からは基本チェックリストの該当者にタクシー券の交付を始めました。この制度は他市町村と比較しても充実した制度であると思いますし、またその対象の方々に所得制限も設けておりませんので、一層幅広い制度となっていると考えております。

また、議員御指摘の海南病院の乗り入れにつきましても、本市も行うということは既に市長のほうから発表をされております。

それから、枚数について御意見をいただいておりますが、人間が幸せに生きるために、福祉サービスには限界を設けない、無限である社会が理想であるとは思いますが、どこかに調和点を求めなければ、現実には生き、動いている社会では成り立たないことだと思います。本年より配付対象者を拡大した施策であることや福祉施策は持続性ある事業とすることが重要でありますので、現状の制度の維持をすることに御理解をいただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 那須議員に補足しながらお話をさせていただきたいと思いますが、私も、私たち行政は、市民の足を確保する、あるいはその便宜を図ることにつきましては、おっしゃるとおりでございます。しかし、全ての人に全てかなうというような状況には参りません。我々がタクシーチケットを配付したり、あるいは海南病院へバスを運行したりということにつきましては、その補助の一環であるということを御理解いただきたい。那須さんのお話を聞いていると、全てをやらなきゃだめじゃないかというようなふうに聞こえるわけでございますけれども、決してそういうような状況を生み出すことが私は得策とは思っておりません。またできないわけです。

そういうような状況の中で、一定の御負担はいただかないと、今はそういったような時代になってきているんじゃないでしょうか。どこの自治体も財源的には大変厳しい、そしてバ

ランスのある成長を遂げていかなきゃならないというような状況の中において、私はかねがね福祉の後退はあってはいけないというふうには言っておりますけれども、やはり一定の御負担もしていただかなきゃならない時代だろうと思っておりますので、その辺はしっかりと御理解もいただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 一定の御負担と言いますけれども、タクシーを使えば多額な金額になるわけですので、年金が減っている中、特に高齢者が独居で住んでいる方にとっては、この交通網の問題は大変命にかかわるような深刻な問題になっているんですね。まずそこに真剣に向き合っていただきたい。

例えば近くに息子さんや娘さんが住んでいる方は、その方々が送り迎えすることも可能なんですよね。そういう方々は特に、不便はあるかもしれないですけど、そこまでは深刻な問題にはなっていないかもしれませんが、中には命がかかっているような深刻な状況になっている方々もいることがあると思うので、その方々に対して必要な分を補助していくのは、私は市としてもやぶさかではないんじゃないかと思っておりますので、そのあたりの調査をしっかりと、その方々に手が差し伸べられる行政を運営していただきたいということでございます。

ぜひ、そういったところも含めて、あとは将来的にはコミュニティバスもこのまま継続して本当にいいんだろうかと、これを疑問に持ちながら大幅な抜本的な改善をしていくために、じゃあどのような手だてがとれるのか、その手だてをとるためにさまざまな調査が必要だと思います。今現状に、このまま運行していくんだに満足せずに、これは何とかしなきゃいけないと、こういう立場で考えていただきたいなと思っております。

そのことをもちまして、この交通手段に対しての質問を閉じまして、次の防災・屋上避難所の改善について質問させていただきたいと思います。

先日、防災・避難訓練がありまして、私自身は十四山保育所の屋上に避難をさせていただきました。その際に、実は熱中症で倒れた方もいらっしゃいました。私自身、実は、そのときには症状が出ませんでしたけれども、その夜に輪中の郷で夏祭りがあったんですけれども、その際に自分自身が熱中症と思われるような症状が出てきたわけです。その以前に、午前中にも実は草むしり等もございまして、その辺もあるのかなとは思っておりますけれども。

屋上避難所には、実際、屋根がないんですよ、もちろん。日を避ける場所も、雨や風をしのぐ手だてもないわけです。また、これは夏のときはそうかもしれませんが。今度は冬に置きかえれば、寒さをしのぐ手だてもないと。避難の際に、水が入ってきて、ばあっとダッシュして行くけれども、水にちょっとぬれてしまった、または雨が降っていた、そういう状況も可能性としては考えられるわけですから、そういった状況で屋上避難所に何とか命からが

ら逃げてきたといっても、そこでは何も手だてがないわけだから、それを耐えられるようなものではないんじゃないかなと思っています。

もちろん、救助される時間が早ければ何とかなるかもしれませんが、それをいつ救助されるかわからない状況の中で、そのまま放置されていれば、命の危険さえ及んでくるわけですが、病院に搬送しようとしても、もちろん全面水がつかっているような想定をすると、そこまでたどり着くこともできないという状況の中で、この屋上避難所は現段階では不十分と言わざるを得ない状況なんじゃないかなと思いますけれども、そのことに対して市はどのように認識しておりますでしょうか。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） お答え申し上げます。

屋上避難所につきましては、一時的な避難場所としての津波・高潮緊急時避難場所という考えでございますので、一時的な避難場所というのは、普通の避難所との違いを御説明させていただきますと、一時的な避難場所は、あくまでも緊急時において命を守るために一時的に避難する場所でございます。これに対しまして避難所は、地震などによって自宅が損傷を受け住めなくなった場合、一定期間の避難を余儀なくされた場合に避難する場所でございますので、屋上はほとんどそうなんですけれども、一時的な避難場所と避難場所は、このように区別させていただいております。

本市は、皆さん当然御存じかとは思いますが、木曾三川下流域の海拔ゼロメートル地帯に位置しておりまして、地震発生直後から河川堤防の破堤による浸水や、その後に到達する津波による人的被害も予想されておるところでございます。このため、津波・浸水対策では、住民等の命を守ることを最優先といたしまして、標高の高いといいますか高いところへ避難場所をつくって、その避難場所の確保が急務であると考えております。

この施策の一つといたしまして、一時的な避難場所として津波・高潮緊急時避難場所を指定しておりますが、確かに議員御指摘のとおり、屋根のない場所も当然ございます。しかしながら、一時的な避難場所は、一時的に命を守るためにある場所であり、一時的に滞在する場所と考えております。

ここでちょっと例えば話なんですけれども、防災の研究で知られます群馬大学の片田先生の講演におきましても、重要になるのは住民の主体的に逃げる姿勢であると。また、住民の避難に対する主体性の欠落が防災対応において最大の課題とも述べられております。まさにそのとおりでございまして、各家庭において非常用持ち出し袋を準備していただき、自助・共助の中でお願いしたいと考えております。

今後も、ホームページ、広報、出前講座や防災訓練におきまして、市民の皆様には非常用持ち出し袋の準備や、どの場所に設置すればいつでも持ち出せるのかを啓発してまいりたいと

思います。

どうか本市の置かれました状況を御理解いただきますようお願い申し上げます。そして、まずは高いところへ一時的に避難が優先だと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 確かに一時的避難ということでももちろん伺っており、私も理解しておりますけれども、弥富市の場合は海拔マイナス地域がほとんどですよ。そうした中で、例えば保育所の屋上に避難する場合、2階まで水がつかってしまって、そのまましばらくは抜けない状況になってくると思うんですよ。そんな中で一時的にと言われても、屋上に実際避難している方々は救助を待つしか今は方法がないですよ。その救助を待つ時間というのは、一時的といえども一時的じゃない気がするんですよ。そこで、屋上に避難した方々の生命を守らなければ、せっかく避難して、命からがら逃げてきて命を守れたとしても、そこで守らなきゃ意味がないと私は思うんです。

だから、全部やれという、物すごく金額もかかるし、じゃあ増築しろと、こういう話ではないんですが、せめて緊急を要するような方々の応急手当てや、直射日光や雨・風、寒さなどをしのげるようなテントとか、また水の上をそのまま渡って病院に搬送できるようなルートを確保するためのボートを備えとか、そういう形が必要じゃないかということでございます。

あと、避難用のグッズを持ってくるということで、私らよく防災のほうで研修に行ったときにトイレが一番困るということでもございましたけれども、屋上の場合、全く陰になるようなものはありませんので、仮にトイレの関係で便袋を持ってきたとしても、それはちょっと使える場所じゃないということもありますので、まさか緊急時にテントを担いでとか、ボートを担いで避難してくる人はいないと思うので、そのあたりを解決していくためには、2階まで水がつかってしまって屋上に取り残されてしまうような避難所には、屋上に防災倉庫をつくって、ある程度の装備を備えておく必要があると思いますが、それに対してはいかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 先ほども述べておりますように、一時的な避難場所としての津波・高潮緊急時避難場所につきましては住民等の命を守ることを最優先に考えておりまして、市の施設以外に民間に御協力いただいたビル等の施設を活用したものでございます。

また、市の施設の場合、議員おっしゃるように、2階建ての避難場所については、最悪、浸水の可能性がないとは言えませんが、建設当初から緊急避難のための一時利用まで想定しておるところではございませんので、物置等の設置につきましては建築基準法上3階建てとなってしまうので、建築基準法をクリアできないという問題も考えられます。

ただ、既に避難所となっている学校・保育所につきましては、乾パンや飲料水など、できるだけ高いフロアに備蓄させておりますので、これを活用いただけることは可能であると考えております。

しかしながら、学校や保育所以外もあり、一時利用のつもりでも災害時にははかり知れないケースもございます。防災倉庫とまでとは言わなくても何か方法はないか、その施設ごとに違いがありますが研究していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） おっしゃるとおり全部つかるところじゃないと思うので、水がつかるところは考えていく必要があるんじゃないかなということでございます。

あと、今、特に外階段を公共施設につけて屋上避難ということでやろうとしていますけれども、先ほど部長の答弁がありましたように、ぜひそうした屋上の防災グッズ等に関してできることはないかということで、積極的に進めたいなと思っております。

あともう1点、実は先日、避難訓練の際にも私自身どこに避難しようか迷ったんですけれども、同じぐらいに避難所がある場合、どちらに避難すべきかということなんですね。私の場合、例えばJ A菜々耕房のところの裏のところか、または十四山保育所か、同じぐらいの距離に一時避難所としてあるんですけれども、これどっちへ行ったらいいのかなと。結局、十四山保育所のほう、新しくできたからこっちへ行ってみようかということで選択したんですけれども、そういうことで何が言いたいかというと、収容人数等の兼ね合いもあると思うんですね。

だから、自宅にいる場合、自分がどこに逃げるのか、または以前質問もさせていただいたんですが、マンションの3階以上に住んでいる方は、自宅にいたほうが安全な方も中にはいると思うんです。そのような質問をしたとき、そうした避難すべきところを明確にしたマップや避難マニュアルを検討すべきじゃないかと質問させていただいたことがあると思うんですが、それは行っていきますということで私は認識したんですけれども、その部分に関しては今どのように進んでいる状況でございましょうか。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 御答弁申し上げます。

議員おっしゃられました避難マップ、マニュアルにつきましては、弥富市防災ガイドブックとして、私どもそれをという御答弁させていただいた件がこれでございますけれども、この弥富市防災ガイドブックでございますけれども、避難マップとして、市北部とか、南部とか、市街部の地図を先頭のページのところに表示しておりまして、避難所の位置を掲載しております。また、指定避難所、福祉避難所の一覧表や災害への日ごろからの備え、いざというときはなどを掲載しておりますので、こちらを使っていただくということでよろしくお願

いします。こちらにつきましては、平成27年の4月に各世帯に配布させていただいておるところでございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 確かに、その質問のときの後すぐ、こうした防災ガイドブックが出たことも知っておりますけれども、そのガイドブックじゃないんですね。そのガイドブックには確かに避難所、どれだけ逃げられるとか書いてあるんですけども、そういうことじゃなくて、家庭にいる場合、本人がじゃあどこに逃げていいんだ。そして、マンションの3階以上の人は、逃げたほうがいいのか、逃げずにここにおればいいのかと。こういう判断が難しいということなんですね。それを整理していくことによって、どこの地区にどういう避難所が、何人避難所が足りないと、こういうことがわかってくるんじゃないかと、そのときに質問させていただいたんですが、それができるものをつくっていただきたいということなんです。

今の防災ガイドブックだと、その部分に関してはわからない部分になってくるので、そういった市の方針や市の防災マニュアルのようなものを市民に示していく必要があるんじゃないかということで、再度こうして質問させていただいておるわけでございますので、ぜひそういった検討をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 先ほどおっしゃられた3階の建物、強固な建物の場合、逃げる必要はないとかいう判断でございますけれども、その場面に置かれた状況がそれぞれ違いますので、それは例えば地域の自主防災会など、そのあたりで自助・共助のところで決めていただければと思います。市としては、全てのところに対しまして、そのような指示をできるということはちょっと不可能でございますので、自助・共助というところで地元と一緒に考えていただくというのが一番ベストかと思っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 確かにおっしゃるとおりだと思うんです。ただ、指針を示すということで、ぜひ市のほうが市民と協力してつくり上げていただきたいなと思っておりますので、そのことをお願い申し上げまして、私の質問は終わらせていただきます。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。再開は2時15分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時01分 休憩

午後2時15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、一般質問される三宮議員より資料配付の申し出があり、これを認め、お手元に配付させていただきましたので、よろしくお願いします。

それでは、三宮十五郎議員、お願いします。

○ 8 番（三宮十五郎君） 私は、通告に基づきまして、初めに核廃絶と憲法 9 条を守ることに
ついて市長にお尋ねいたします。

最初に、核兵器の廃絶の問題をまずお尋ねいたします。

私の質問通告は 8 月 25 日に行ったものでございますが、9 月 9 日に北朝鮮が 5 度目の核実験を行い、相次ぐこの間のミサイル発射実験とあわせて、世界の平和と安定にとって重大な脅威をつくり出しています。

最近というか、この間に行われました幾つかの国連の安全保障理事会の決議や、以前に行われました我が国や北朝鮮を含む 6 カ国協議の共同声明、日朝平壤宣言に違反する暴挙であるとして、日本共産党の志位和夫委員長が、この無法な暴挙を厳しく糾弾する談話を発表し、3 月 3 日に全会一致で採択された国連安保理決議に基づき、北朝鮮を 6 カ国協議の対話のテーブルに着かせるために、国際社会が一致して制裁措置を強化し、政治的・外交的努力を抜本的に強めることを関係諸国に強く求めております。

こうした核兵器の保有国の増加と核戦争への深刻な懸念が広がる中で、8 月 19 日にスイス・ジュネーブの国連欧州本部で、核軍備の縮小・撤廃に向け、多国間交渉の前進を図る国連作業部会の最終会合が開かれ、国連総会に対し、核兵器禁止条約の交渉を 2017 年に開始するよう幅広い支持をもって勧告したとの報告を賛成多数で可決いたしました。

国連総会は、20 年間にわたって核兵器禁止条約の交渉開始を求める決議を加盟国の 70% 以上の賛成で採択してきましたが、しかし核保有国の反対などで条約の交渉も議論もされておられません。核兵器を条約で禁止し、核廃絶することは、長年にわたって世界の反核平和運動が強く求めてきたものでございます。

ことしの原水爆禁止世界大会「国際会議宣言」は、国連総会に対して、核兵器禁止・廃絶の条約の交渉開始を含む具体的な勧告を行うことを作業部会に要請しました。この宣言は、直接作業部会の議長に届けられ、会場でその内容が紹介されました。作業部会の報告には、市民社会（非政府組織）の支持を得たことが強調され、2017 年からの交渉は市民社会にも開かれると明記されております。作業部会は満場一致の採択を目指しましたが、アメリカの同盟国などが核兵器禁止条約の交渉開始に異議を唱え、多数決となりました。

日本政府は禁止条約に反対し、報告に棄権しました。オバマ政権が核兵器の先制不使用宣言を検討していることに対し、総理が北朝鮮などの国々への抑止力を弱めると反対したと伝えられているように、こうした言動は、都市や場合によっては国そのものを消滅させるような大量殺りく兵器の使用や保有を正当化し、競い合うようなことは、際限のない軍拡と世界

を破滅に導くものとなるものであり、核兵器のない世界を目指す世界の流れに逆行し、足を引っ張るものではないでしょうか。

日本政府が被爆国にふさわしい役割を果たすこと、国連総会での目立った前進をつくり出すためにも、広島・長崎の被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名などを大きく前進させることが、今日の深刻な国際情勢のもとで、本来の核兵器廃絶に向けた人たちの団結が強く求められている中で大きな課題となっております。

平和都市宣言のまちの首長として、また世界と日本中に広がる平和首長会の一員としても、一層大きな役割を果たされることを強く求めます。こうした健全な国際世論を確立することこそが、北朝鮮などの無法を抑える上でもより大きな役割を果たすことになると思いますが、いかがでしょうか。

また、この間市長は、原子力発電所に頼らない施策をとという立場を鮮明にされてまいりましたが、原発がなければ国富が石油やガスの輸入によって大幅に失われるという主張は、この間の国民の皆さんと産業界の節電、太陽光などの利用などで、最近の輸入額は原発事故以前に比べても減っていることも明らかになり、核兵器と同じように今日の科学では人類が制御できない原子力発電の中止は、一層大きな国民的課題となっております。この分野でも積極的な発信をされていくことを強く求めますが、市長の御見解を求めます。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員に御答弁申し上げます。

冒頭、北朝鮮における5回目の核実験のお話をいただきました。平和の切なる願いを踏みにじる本当に許しがたい暴挙であり、強い憤りを感じるのでございます。本日、私どもの弥富市のホームページにおきまして、その抗議文を掲載させていただきました。これは、平和首長会の代表であります広島市長の松井さんの名前をもちまして、私どもも加盟しております平和首長会議というのがございますので、そういった形の中で掲載をさせていただきました。相手に対しては国務委員会委員長 金正恩さんでございまして、そういうような状況の中で、ますます暴徒化する北朝鮮に対する抗議文でございまして、またお目通しをいただきたいと思っております。

今、三宮さんがおっしゃるように、私ども弥富市は弥富町の時代に平和都市宣言を、平成11年3月12日に議会において議決をいただき、発信をしているところでございます。また、平和市長会議におきましては、平成23年6月1日に加盟いたしました。この会は平成25年8月6日に、平和市長会議から平和首長会議の首長という形の中で名前が変更されたわけでございます。

また、私、この仕事に就任をさせていただきまして、ことしで5回目になるわけですが、中学2年生の全ての生徒に対して平和教育という形の中で実践をさせていただいて

おるところでございます。中学2年生を平和教育という形の中で広島派遣させていただいておるわけでございます。

また、ことは伊勢志摩サミットで、アメリカの大統領オバマさんが、その会議の後半、広島をお訪ねになったということに対しては、画期的な出来事であったと思っております。日本国民は大統領に対し、大きくエールを送ったのではなかったでしょうか。そうした形の中で犠牲者に対して哀悼の意を示されたことに対しては、本当にうれしい気持ちでいっぱいでございます。

そんなような状況の中で、弥富市といたしましては、私たち人類が広島・長崎の被爆の悲劇を二度と繰り返すことのないように、世界各国の都市と力を合わせて核兵器のない平和な世界の実現に取り組んでいるところでもございます。平和首長会議、市長会議による活動内容及び公開書簡等の情報は、全て市のホームページに掲載をさせていただき、これからも市民の皆様にお知らせをしていきたいと思っております。

また、このような形の中においては、全国市長会議等々においても、皆さん、首長と共有化していきたいと思っております。

原子力問題につきましても、私は過去からお話をさせていただいておりますけれども、原子力発電所は段階的に解消すべきであるということでございます。さまざまな形での安全ということに対する確認を今とってみえるわけでございますけれども、なかなか難しいことが多々あるわけでございます。そうした形の中で原子力発電所につきましては、その安全性はもちろんのことでございますけれども、そういうことをやりながらでも段階的には解消すべきであるというのは私の基本的な考え方でございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 次に、憲法を守ることについてお尋ねいたします。

昨年の安保2法の改悪によりますPKO法は、南スーダンへの派遣を前提とした海外での武力行使を含む自衛隊の訓練が始められることになりました。中日新聞と東京新聞は8月29日から、平和の道しるべたれ「今、憲法を考える」という社説を10回にわたって掲載しました。皆さんのお手元に第1回と2回と5回のコピーが一番上に入っていると思いますので、ごらんいただきたいと思います。

初日は、押しつけ憲法と改憲勢力の攻撃の中心となっている当時の9条が、幣原首相の提案であったこと。1948年、国連で満場一致で採択された世界人権宣言と同じ内容を持つ憲法97条の基本的な人権は、国民に対し侵すことのできない永久の権利とされているが、自民党改憲案では全文削除することになっている。権利を奪う権利はない。それが過去から受け継ぐ真理だと訴える2回目のものであります。5回目は、何よりも重要なことは、公布後70年もの長きにわたり、主権者である国民が憲法改正という政治選択をしなかった事実である。押

しつけ憲法論は、賢明なる先人に対する冒瀆にもつながると結んでおります。

8回目となります、ここにはお持ちしておりませんが、9月7日付の社説では、戦争や非常時には憲法秩序を停止する緊急事態条項を新設することで基本的人権などの制約を行えば、憲法はそれによって壊されることについて詳しく述べております。

憲法違反の安保2法などの準備段階で、当時の副総理でありました麻生大臣が「ナチスに学べ」と言ったことは、今、自民党が日本という国をどうしようかということの本質を示したものでなかったでしょうか。

総理は選挙の前には、この参議院選挙は憲法改正は争点にしたいと言いながら、改憲勢力が参議院の3分の2以上の議席を占めると、議論のベースは自民党改憲案と述べております。集団的自衛権の行使は憲法違反という歴代の内閣法制局長官と異なり、自分の意に沿う者を登用し、最高裁砂川判決は集団自衛権は合憲ということで、内閣の議論をリードした法制局長官もついにそうではないことを認めたにもかかわらず、総理や官房長官などは合憲説を繰り返し、実行に移そうとしております。

どの世論調査でも、このような内閣のもとで憲法改正は反対が多数を占めています。国民の声を謙虚に聞き、大臣も、各議員も、公務員も、国民から負わされている憲法を守るという立場に立って、国民の生命と安全、暮らしを守る立憲主義の立場を貫き、国民主権、国際的にも広く評価されている基本的人権や平和主義の立場を貫くこと。

また現在、非常に国際的な民族間や宗教間の対立、あるいは異常な貧富の拡大などによりまして、テロを初めとした従来では考えられなかったような分裂や対立が急増しておりますが、こうした事態を打開し、本当に国際社会の安定を実施していくためにも、日本が貢献できる最大の事業は、この憲法に基づいて国民融和の国をつくっていくことが、他の国のまねのできない大きな課題であるのではないのでしょうか。

先日、市長と弥富市芳寿会の舘さんの連名で、市制10周年記念弥富市芳寿会温故知新の配布についてという文章とあわせて、これをいただきました。戦争について触れられているどの方の御意見も、二度とこのような戦争をしてはならないという、みずからの体験と、その後、今日の日本の発展の土台を築いた皆さんの思いが深くつづられております。

こうした皆さんの思いにもお答えしていく上でも、ぜひこの名誉ある役割を市民の皆さんの命と暮らし、安全を守る一番直接の責任を負う自治体の首長として、これまでも大変勇気ある発言をされてまいりましたが、今後も党派や立場を越えて、こうした先人の、中にはこの地域の自民党の中心的な役割を果たした人たちも何人かあるわけではありますが、こうした皆さんの声を、また多数に今なっております国民の皆さんの思いを励まして、そういうまちづくり、国づくりを進めていただくことを強く求めて、御見解を求めます。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員に御答弁申し上げます。

一昨年から審議されておりました、昨年、国会のほうで承認をされました集団的自衛権の行使容認ということにつきましては、十分な国会の審議もなく、そしてまた御承知のように、多くの国民の理解も不十分な状況の中で可決されたわけでございます。そうした形の中におきまして平成27年9月19日、平和安全法制関連2法が成立し、9月30日に公布され、そしてことしの3月29日、平和安全法制関連2法が施行されたわけでございます。1つは、平和安全法整備という形の中で、自衛隊法の一部を改正するものでございます。そして、もう1つは国際平和支援法という形の中で、国際平和共同対処事態に関して、我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律でございます。これをもちまして関連法2法というものが具体的にこれから進んでくるわけでございますが、先ほど三宮議員もおっしゃったように、この11月からPKO、南スーダンの国連平和維持活動という形に対して自衛隊の部隊が派遣されるわけでございます。新しい任務を付与しようとして、今、国会が動いておるわけでございます。

新たなPKO活動におきましては、いわゆる駆けつけ警護、あるいは宿営共同防護という形の中での実施訓練をされるわけでございます。安保法制の本格的な運用で深刻な事態、ある意味では戦争ということも現実的なものになると考えられるような法案であろうと思っております。大変私としても、国民としても心配をするところではないかなあと思っております。そういうような状況の中で、この11月からの派遣予定の自衛隊の活動ということに対して、国民も注視すべきであろうと思っております。

憲法9条の問題についてお話がございました。いわゆる改憲論議が今、これから進んでくのではないかということが言われております。その最大の項目は、憲法9条をどうするかということではないかなあとは私は思っております。日本を戦争する国にするのか、あるいは平和、人権、個人の尊厳を大切にする日本国憲法を守るのか、そういうようなことであろうと思っております。

戦後71年、憲法9条、不戦の誓いがあるからこそ、日本は戦争をしないでこられた。そして、平和憲法はこれからも若い世代にきっちりと引き継いでいかなければならないと思っております。憲法9条を守り、その平和の精神を積極的に発揮する日本を目指して行動していかなければならないのではないかと、強く確信をしているところでございます。憲法の改正ということが、いわゆる憲法9条の改正に結びつくようなことになるならば、私は断固として反対をしてまいります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 次に、介護・医療難民を出さないためにという問題で質問させていただきます。

国は新年度から、要支援１・２の介護保険給付を介護保険事業から切り離し、地域支援事業に切りかえる施策を進めています。弥富市では、これまで弥富の福祉は後退させないという立場をとってきたこともあり、平成28年度に移行しました地域支援事業を、他市に比べると切り下げの条件を幾らか緩やかにするなどの改善も行われながら実施されてまいりました。既に一定所得以上の人に対しては２割の自己負担が押しつけられ、デイサービスの回数を減らすなどの影響も出ております。この間の給付事業の変更への市の対応、事業者や利用者の皆さんの現状について、当初の計画に比べてその実施状況はおおむねどのようなものだったのか、率直な自己評価について簡潔にお答えください。

また、一定以上の職員配置などの条件を満たした事業所の対象事業には加算制度が設けられましたが、それによって加算が実際に行われているのは何事業所で対象事業所の何%に当たっているか、あわせてお答えいただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 半田介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（半田安利君） お答えさせていただきます。

地域支援事業移行後の取り組みについての自己評価はという御質問でございますけれども、本年４月から要支援１・２の方が利用されております訪問介護・通所介護を新しい総合事業に移行したわけでございますが、７月のサービス利用状況を見ますと、訪問型サービスが８名、通所型サービスが４３名の合計５１名の方が総合事業に移行されております。ここまで特に大きなトラブルもなく、ほぼ順調に移行できたと思っております。

その中で、昨年１０月から３カ月ごとの介護給付費の推移を見ますと、平成27年１０月から12月までの３カ月においては1,776万2,842円、28年１月から３月は1,832万446円、今年度に入りました４月から６月は1,791万349円で、通常右肩上がりで伸びるだろうという給付費が、４月から６月は前３カ月と比べまして2.2%の減額となっております。

実際のサービス利用においても、デイサービス、ホームヘルプサービスは今までどおり利用していただけておりますし、万一のときはチェックリスト、介護認定申請併用で対応しております。また、ささえあいセンターも活用していただいておりますので、サービスの低下には至っていないと思っております。

次に、問題点といいますか課題でございますけれども、今のところ大きな問題点はありませんが、平成29年度より近隣市町村が総合事業を実施する予定にしており、もちろん各市町の地域性は優先しますけれども、ある程度の水準合わせが必要ではないかなと思っております。

移行後約半年が経過したところでございますけれども、総合事業は高齢化のピークを迎える2025年対策と言われておりますので、弥富市といたしましても、今後、どんなニーズがあり、どんなサービスが必要なのか、しっかり検討しながら進めていきたいと思っております。

次に、介護報酬における加算についてでございますけれども、職員配置を要件とした加算、サービス提供体制強化加算を取得されている事業所につきましては、弥富市の総合事業で事業所登録をいただいております通所介護事業所、25事業所でございますけれども、そのうち20の事業所でございます、割合にして80%になります。

ちなみに、市内の事業所におきましては、11事業所のうち8事業所で73%でございます。以上です。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 実際に2割負担の導入があったことで、境界の割方所得の少ない人たちは、週に1回、2回とサービスを受けるのを減らすとか、そういうことがやっぱり出ておりますし、それから加算の対象にならない小規模事業者、弥富市内ではごく少数であります。相当、利用者の方から聞いても、内容のあるいいサービスをしていただいているけれども、80%になることについてはかなり負担だということも言われておりますので、そういう面については今後十分配慮しながら進めていただきたいと思います。

次に、今お手元に配付させていただきました資料の2枚目にあります医療・介護改悪一気と。「公平」「選択」の名で命を脅かすという記事と、その続きで「重度化招き保険給付が増大」地方議会の反対意見書広がるという、これは私どもの「しんぶん赤旗」の8月22日付の1面と2面の記事の切り抜きのコピーでございますが、市側にも事前にお渡ししておきましたが、このような医療・介護の大改悪計画、さらに介護保険料を20歳以上に負担させるという議論も行われ始めております。ワーキングプアと言われる若年労働者の貧困層にとっては、とても払えるものではありません。

高い保険料や医療費、介護費用の負担増は、高齢・少子化、貧困の拡大が広がる中で、ますます国と地方の将来を危うくするものです。少子化・高齢化対策のためにと消費税が導入されましたが、国民が納めた消費税にほぼ匹敵するような大企業減税がこの間行われ、大企業の内部留保は、昨今の新聞の発表でも三百数十兆円にもなっていると報じられております。大企業や巨大企業は、もうけに対して納税の割合が中小企業の半分だとか3分の1という、こうした不公平な税金の集め方を是正し、国民が安心して暮らせる賃金や年金、そういう働き方を実現する方向に国の施策を根本的に改めるよう、日々の暮らしに直接責任を負わされている自治体の長や議会が力を合わせて働きかけていくことが強く求められているのではないのでしょうか。

今の紹介しました記事の中に、地方自治体の意見書についての記述が中段の終わりから3分の1ぐらいのところからありますが、驚いたのは、実際には一番困る市町村よりも都道府県が、何と22都道府県議会が既にこの改善の意見書を、こうした改悪を進めては困るということを、特に都道府県議会は党派化が進んでおりますが、ここでこういう意見書が出されて

いるということは極めて私は注目すべきことではないかと思いますが、今のような形で、とりわけ介護１・２の人たちも含めて生活支援などの給付は全額自己負担というような方向の改善がされたら、介護制度そのものは残っても、実際には受給者の人たちにとっては耐えられない状態だということが、医師会や介護関係のさまざまな団体からも強く寄せられておりますが、市長会や、そして市議会議長会というか地方六団体ですね、県議会がそういう対応をとっておれば、当然県知事の皆さんたちも国民健康保険の国庫負担をふやす上でも大きな役割を果たしていただいたことでございますから、ぜひ国民が安心して受けられる介護制度を守るために積極的に役割を果たしていただきたいと思いますが、市長の御見解を求めます。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 議員に御答弁申し上げます。

先ほど私どもの担当のほうからも少し、現状の要支援１・２の訪問介護及び通所介護というようなことに対して、自治体のほうへ事業を移すというようなことから、いろんなことの問題が発生しておらへんかということでございましたけれども、おおむね私どもとしては、それを１年前倒しさせていただきながら対応させていただいておるのが現状でございます。

年金収入が280万以上での２割負担が叫ばれるとか、あるいは特別養護老人ホームにおいては要介護３以上でないと無理だよというような決めつけであるとか、あるいは低所得者の施設入所者の食事代であるとか部屋代の補助要件を厳しくするとか、いろいろと言われておるわけでございます。こういった形につきましては、税の使い方、あるいは集め方という形で改善をしていかなきゃならないわけでございますけれども、私は一番大きいのは、消費税の問題が３党合意で８％から10％にするということを、来年の４月からそれを実施するということがございました。これが２年半ほど先送りになったというような状況の中で、その財源が不足していることは否めないと思っております。

平成29年度の概算要求の中でも、この社会保障費と言われるところが決して伸びてないというような状況でございます。いわば伸びてないというよりも、社会保障費は年々6,600億ぐらいふえていくわけでございますけれども、そういったような状況と反比例するように、向こう３年で1兆5,000億ぐらい減らしていくというようなことも政府は言っているわけでございます。これでは、高齢化社会という形の中で支えられないというような状況が目に見えているというようなことだろうと思っております。

そういった状況の中で、２％の消費税の増税ということについては、負担も大きいわけでございますが、一方では社会保障費をどうしていくかということのてんびんの中では、御理解もしていただかなきゃならなかったかなあというようなことも気にするわけでございますが、いずれにしてもそういうことができませんので、この代替財源を国のほうは用意すべきであろうと思っております。そうでないと、とてもやっていけない。

それが私ども弥富市におきましても、今、消費税８％の中で約８億９,０００万円の消費税のいわゆる支給がございます。これが１０％になりますと９億６,０００万という形で、プラス７,０００万ほど消費税という増税の恩恵もいただけるわけでございます。７,０００万円あれば、社会保障費に対して相当な私どもとしての市の施策も打っていけるかなあとも思っておるところでございます。

そういったような状況の中で、大変な時代になるわけでございますけれども、我々としては少子・高齢化時代における皆さん方に負担もお願いしていかなくやならないような背景が今あるということもお願いをしていかなくやならないと思っております。

いずれにいたしましても、この問題につきましては、多くの首長会議でも議論されるところでございますので、我々としてはこの社会保障費ということに対して、高齢者をしっかりと守っていくということに対して、しっかりと対応していかなくやならないと思っておりますので、御理解もいただきたいと思います。今後とも、この社会保障費ということに対しては、皆さんとともに考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○８番（三宮十五郎君） 今、市長からのお話でしたが、結局、今はまだそういう移行を前提にしておりますが、全体としては来年度から要支援１・２、ところがその後、介護１・２も含めて移行するという計画ですね。その一番の狙いは、少なくともことしまでは、地方が求めれば、保険事業の一角として使った費用については一定割合で給付がありますよね。ところが、地方事業にして最大の理由というのは、専門家の間で保険外しと言っていますが、保険から外すと、あとは国の予算の枠内で配分するという、そういう仕組みに変わるわけですね。

そうすると、今、市長がおっしゃられたように、毎年６,０００億ぐらいふえ続ける社会保障費について財源がないから出せないといって、今もずっと削り始めておるわけですが、これをやられたら全部地方がその分かぶることになりますので、とても耐えられないような状態になることが、地域支援事業に移したんでね。保険の場合は絶対に、医療費もそうですが、かかった費用の一定割合はちゃんと補填するという仕組みがあるのに、それをなくしているということ。そして、その先には大幅に削減をしていく。しかも、介護１・２まで含めて、生活支援事業ですね、ホームヘルパーの派遣だとか、それからもう１つは車椅子の貸与だとか、ベッドの貸与だとか、そういうものを全額実費に移行していくというか、事実上、今の介護保険制度の中核をなす部分を、介護保険から切り離すだけじゃなくて、自己負担にすれば、今の負担だって払えない。

私ども、実際に弥富市の事業所に勤めている介護労働者の皆さんからいろんな意見を聞きますが、今でも介護サービスを受けている人たちというのは幸せな人だと。サービスを受け

られない人も少なくないし、実際に私たちも半年間一度も風呂に入ったことのない人を引き受けて、みんなで大変苦労しながら対応したこともあります。そういう人が決して弥富の中で少なくないと。

そういう状況の中で、少なくとも介護1・2の人たちまで、そういう日常生活する上で欠かせないサービスは、満額自己負担にするなんていうことになると、保険制度そのものが土台から私は崩れてしまうと思うんですね。そして、お金がなくなれば、国のほうは国の予算の範囲ということで済ませることができるとというのがこの仕組みにありますから、ここをひとつしっかりと、特に市長会や六団体の間でよく議論していただきたいと思いますが。

もう1つは、前に議論したときに、弥富市の市税というか市民税、幾らか伸びているというふうに市長、御理解だったと思うんですが、実は市税が、市民税ですね、市民税というのは要するに弥富で働いている人たちの収入の増減によってふえたり減ったりするという仕組みが一般的にはありますが、実際には平成18年当時かな、地方税でいうと、2年間かけて例えば老年者控除、年間50万の廃止だとか、それからさまざまな、例えば定率減税について言いますと、恒久措置と言っておったものをなくしたりして、そういうことによって増税をして、平成20年がそのピークなんです。その後さらに子ども手当、児童手当というんですか、名前は時々変わっておるわけですが、これがあることを理由にして最近、ここ数年前から、若年扶養控除の廃止がされましたよね。これによって、また少なくとも弥富市は1億円以上増税されておるんですが、結局、そういうのを含めても実は、平成20年にさまざまな、所得がふえたんじゃないくて、制度改正によって増税されたものをピークにして今減り続けておるんですね。

この尾張18市、名古屋市を取り巻く中で、平成17年の弥富と十四山のトータルと、それからこの間、総務省の26年度の決算状況が発表されましたが、これでもまだ個人市民税の伸びは弥富がトップなんです、尾張18市の中で。だんだん今、差はよそと縮まってきておるんですが。額でいうと、日進だとか長久手だとか、クラスの3分の1ぐらいが大学の先生だったりお医者さんだというようなところと比べると、ここは所得が低いわけですからそうなんです。伸び率でいうと、そういうところも含めて実は弥富は平成26年度までの決算でトップだったんですね。ところが、それでも1人当たりの個人市民税は減り続けているんですよ。

だから、所得がふえたんじゃないくて、増税によってふえてきているということであって、しかも、さきにこの場でも一度申し上げましたが、介護保険だとか、後期高齢者医療保険だとか、こういうものの負担増、それから今言った増税、こういう税と社会保険料の増加によって、実際に使える、暮らしのために使えるそれを除いた可処分所得というのは、30年前より今減っているということで、この間、アメリカやイギリスは、働く人たちの給料は2倍以上になっている中で、日本だけが給料が減る、年金も減る中で、なおかつそういうものがふ

えているということで、結局、雇用がどんどん悪くなる。そのことが地域経済をどんどん落ち込ませていく中で起こっておる問題でありますので、ここは本当にこれ以上そういうことをやったら、日本の国民の日々の暮らしというのは、あるいはそういう人たちで成り立っておる地方は成り立たないということをよく御承知いただいて、ぜひこの議論を市長会や地方六団体の中に生かしていただくということを強く要請したいんですが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 私どもに関していえば、市の財政というのが、このところまた財政力指数も上がりまして、皆様方にも御報告申し上げましたけれども、現在、0.993まで上がってまいりました。これは、過去3年の歳入歳出の平均値というような状況の中であるわけでございますけれども、交付団体には間違いございませんけれども、今このままの状況でいったら不交付団体にいつかはなってくると。しかし、我々としては超大型のプロジェクト事業を目前に控えておりますので、公共事業として支出をしていかなきゃならないというのは、庁舎の問題であり、あるいは駅の橋上化の問題等々をしっかりとやっていかなきゃならないものですから、そういった形の中においては財政力は少し変化してくると思っておりますけれども、基本は、税収という形の中においては、西部臨海工業地帯、そして平島中区画整理事業の効果というようなものについて、大きく市民の皆様に貢献をしていただいているというような状況でございます。特に西部臨海工業地帯につきましては、これからも大いに我々の将来に対して夢を乗せてくれるのではないかなあと思っております。さらに議会議員の皆様方と御一緒になって、企業誘致に努めていきたいと思っております。

そういった形の中では、昨今では栄南小学校の裏地にある王子不動産の問題につきましても一定の方向が進み始めました。そういった形の中においていい材料があるわけでございますので、大変喜んでいところでございます。

いずれにいたしましても、そういうような背景と同時に、先ほどから三宮議員から御質問がありますように、本当に社会保障をどう支えていくかというのが喫緊の課題。本当に喫緊の課題。きょう、先ほど村瀬民生部長のほうからも、今後の高齢化社会の高齢化率という話がありましたけれども、誰が支えていくんだ、どうして支えていくんだということに対してあるわけでございます。

今、安倍総理はさまざまな会議、あるいは先進国の会議等々におきまして、経済の好循環をもう一度つくっていくんだと、いわゆるアベノミクスの好循環をつくっていくんだという形の中で所得の拡大を狙っていただいております。もちろん、アベノミクスが成功していくということに対しては国民の願うところでもあります。しかしながら、大変厳しさというのも、この数年来あったのではないかなあと思っております。

そうした形の中で、アベノミクスが経済の好循環をつくり出していくということに対して

は、本当にどこまでやれるんだろうということに対しても、しっかりと見定めていきながら行政運営をしていかなきゃならないだろうと思っておりますので、こういったことにつきましては、国の我々に対する負担というか、補助というか、そういったことに対しても、いろんな形から要望してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 今、市長は3年平均で0.993と言われましたが、多分、私の財政課で見せていただいた資料では、28年度の1年間だけです。それ以前はもっと低かって。だから、28年度は多分、川崎重工なんかの固定資産税が急増したことがそういう状態になっておりまして、弥富市の税収がふえているのは、結局、平島だったり、あるいは臨海部だったり、その背後地だったりの固定資産税の増加によってふえているわけで、伸び率というのは18市でトップだと言いましたが、額はどんどん減っておるんですよね。

そういう状況ですので、この庶民の暮らしの状態が日本経済を、大体国内生産の6割を占めるという個人消費が伸びない最大の理由はここにありますので、ここを本当に見据えた施策をとるように国に強く要請いただくことを強く求めて、質問を終わります。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。再開は3時12分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時02分 休憩

午後3時12分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に永井利明議員、お願いします。

○5番（永井利明君） 5番 永井利明でございます。

本日、最後となりました。

通告に従いまして、本日は大きく2点質問させていただきます。

まず第1点目、小・中学校適正規模検討委員会の答申について質問をいたします。

全国的に少子化が進んでおりますが、本市でもその例外ではなく、5年後には小学校が1校、10年後には中学校1校、100名を切ってしまうそうであります。そこで、平成25年7月に市からの諮問を受け、検討委員10名から成る弥富市立小中学校適正規模検討委員会を立ち上げ、約3年間にわたり検討された結果、この3月に答申が出されました。その結果、小学校は当面現状のままでいく、中学校については十四山中学校の単学級化を回避する、少しでも適正規模に近づけるということで、3つの提言がなされました。

提言1. 通学区域の変更ということで、1. 東平島地区が十四山中学校に最も近隣であることから、東平島地区の生徒を十四山中学校へ校区を変更すること。2. 幹線道路をまたい

で通学する三百島地区の生徒の通学安全の視点から、三百島地区の生徒を弥富北中学校へそれぞれ校区を変更すること。

提言２．十四山中学校の教育環境施設の充実であります。東平島地区の生徒を十四山中学校へ移行する通学区域の変更を完全実施し、十四山中学校を適正規模に近づけるためには、以下の教育環境施設の整備と充実が大前提である。１．生徒増を見越した老朽化した校舎を改修すること。２．中学校教育課程武道必修化に伴う武道場と体育館を新設すること。

提言３．校名の変更。提言１で示した通学区域の変更が実現すれば、十四山中学校は生徒数が倍増することから、旧弥富町と十四山村の合併10年を契機に、十四山中学校は新たにスタートする中学校としてのイメージづくりが大切であると考えられる。そこで、現在の十四山中学校から新しい中学校としてのイメージが湧く校名に変更することを検討する。

以上、この３つの提言に集約される答申が出されました。この答申を受けて、市当局は今後どのように対処されるのか、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 永井議員に御答弁申し上げます。

小中学校適正規模検討委員会からの答申内容につきましては、今、るる永井議員がおっしゃったとおりでございます。もう一度確認をさせていただき意味を込めて、私のほうからも、その答申内容についてお話をさせていただきます。

小学校はそのままの状態で置くという状況の中で、中学校において東平島地区の生徒を十四山中学校へ校区変更していくという案が１つ。十四山中学校の教育環境の整備と充実という形で、校舎の改修、あるいは武道場・体育館の新設というのが、もう１つの答申内容。そしてもう１つは、十四山中学校の校名変更という形の中で言われたところでございます。いずれも大変重要な提言として、我々としては真摯に受けとめさせていただいているところでございます。

永井議員も学校教育に長年携われてみえておりますので、学校教育におきましては、児童・生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人が資質・能力を伸ばしていくことが大変重要であり、また小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいと私も考えておるところでございます。このようなことも文科省におきまして、学校規模の適正化や学校の適正配置を推進するように求められておるところでもございます。学校教育の視点からは、これからの時代の少子化に対応した活力ある学校づくりのための方策を継続的に検討・実施していくことが大切であると認識しておるところでございます。

このような答申を受けまして、今後の私ども行政としての取り組みでございますが、答申をいただいた項目について、既に内部のほうで教育部を中心として取り組み始めておるとこ

ろでございます。

今後は、関係地域の意識調査の実施、保護者への説明会の開催、あるいは地元代表による協議会の設置、教育委員会での審議、あるいは統合準備会の設置等々が考えられているところでございます。

いずれにいたしましても、全ての児童・生徒に、より良好な教育環境を整えることは、学校設置者としての責務でもあるということから、地域の理解を得ていきたいと考えております。学校が置かれている状況を保護者、地域住民に十分に説明し、話し合いをし、これからこの答申に対して取り組んでいくところでございます。

最終的には、このままの小規模校にしておくことが地域で子供を育てていくということに対してプラスになるのか、あるいは問題提起することから、その辺のところから話し始めていかなきゃならない。地域の子供たちを育てていくためには、どうこの小規模校を改善していくのか、あるいは中学校をどのように校区変更していくのかということについては大変大きな問題でありますので、しかしながらもう既に検討委員会のほうでは3年近くかかっておりますので、我々としては、先ほども言ったような内部の取り組み、そして外部に対する説明会等々をスケジュールを立てて進めていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 今の市長の答弁にもありましたように、もう既に取り組んでみえるということを知って、非常に安心したという感じであります。この答申を尊重していかれると。スケジュール的なことも、もう既に少し考えてみえるというようなことでありました。

市当局におかれましては、近い将来、この近いというのがどのぐらいかちょっとよくわかりませんが、その方向で進んでいくというふうに理解をさせていただいたわけですが、それでよろしかったでしょうか。また、そのスケジュール的なものを少しでもお聞かせいただくとありがたいなあということを思います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 現在の段階におきましては、私どもに答申をいただきました3項目等々において議論を重ねておるところでございますけれども、大変難しい問題が多々ございます。そうした形の中で、答申は答申として尊重はするわけでございますけれども、我々が学校教育ということに対して当然市の考え方があるわけでございます。そうした形の中で、答申をいただいた項目と私たちの考えている項目をしっかりとすり合わせていかなきゃならないと思っております。答申どおり実施するということではございませんので、御理解もいただきたいと思っております。

そうした形の中で、今、教育部を中心にして、3カ月に1度ほど、ちょっと間隔的にはあ

れなんですけれども、二、三カ月を1回として、これからしっかりと議論を重ねていきたい
と思います。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） わかりました。今後、その進捗状況についてお知らせいただけるとあ
りがたいと思います。

そこで、少しお時間をいただきまして、この答申に対する私自身の感想、意見を述べさせ
ていただきたいと思います。

私は教職に携わった者として、このたびの答申の内容はよく考えられたものとして評価し
たいと思います。

小学校の統廃合については、大変難しいものがあるかと思います。通学距離、通学時間、
伝統、地域コミュニケーションのことを考えると、デメリットのほうが大き過ぎるように思
います。小規模の小学校は、この海部地区には弥富市以外にもかなりあります。それぞれが
小規模校のメリットを生かし、独自の教育が行われております。私も小規模校にいましたが、
全校児童170名余りの名前と顔を覚えるのに、そんなに日数はかかりませんでした。

中学校でも、もちろん海部地区には弥富以外に小規模校はあります。しかし、ここ10年で
100名を切るという学校は十四山中だけであると思います。このたびの提言によるデメリッ
トは、小学校の統廃合に比べ、余りないように思われます。日の出小の6年生が2つの中学
校に分かれて進学しなければならないということはあります。このような事例は海部地区に
もあります。しかし、私の経験でいきますと、全く心配はありません。子供たちは、すぐに
順応をしていきます。

メリットは数多くあります。1つは部活動であります。生徒数が少ないと、部活数が自然
と制限をされます。中学校へ行ったら、やりたいという種目の部活がないのが現状でありま
す。生徒数がさらに減れば、もっと部活数は減ります。

また、小規模校は教員の配置が少ないために、9教科それぞれの専門の教員が配置されな
いということが起こります。特に音楽、美術、技術、家庭の専門教員がおらず、他教科の先
生が仮免許で授業を行うということが起こります。

また、本来クラスがえが行われるべき3年間、単一学級であれば、同じメンバーで3年間
を過ごすことになります。いじめ・不登校を防ぐという意味で、問題が生じてまいります。
そういう意味で、今回の答申は、それらのデメリットを解消してくれるものと思います。

また、大きくいえば、弥富と十四山が合併して10年、東海通の延長、日光大橋西線も開通
する運びとなりまして、いよいよ弥富と十四山とが一体化していくと思います。提言にもあ
りますように、校名変更も考えることが必要かもしれません。

最大の難関は、校舎の改・増築、体育館・武道場の新設であります。確かに十四山中学校

の校舎は、他の2校に比べ老朽化していると思います。体育館も旧十四山村体育館と兼用になっております。武道場はありません。やはり現弥富中と同じぐらいの環境が必要となってまいります。しかし、7月28日の新聞にもありましたように、現在の公共施設を維持していくこと自体が財政を圧迫していくことは十分理解できます。今後、市当局と議会が頭をひねり、何とかしていくことが肝要かと思います。

また、この答申の内容を実現していくためには、このほか地域の方々、保護者の御理解をいただくなど難しい問題があるかと思いますが、一つ一つクリアして答申に沿うよう前進していただけるようお願いいたします。

以上で、質問の1点目を終わります。

続きまして、質問の2点目、ふれあいサロンの拡充について質問したいと思います。

これは、いわゆる高齢者福祉の一環だと思います。本市は、高齢者福祉については、さまざまな分野で取り組んでいると思います。給食サービス、緊急通報システムの設置、高齢者福祉タクシー料金助成、長寿記念事業、敬老事業、老人クラブ支援事業、シルバー人材センター支援事業など、さまざまな事業があります。また、いつ行っても風呂などが無料で利用できる総合福祉センター、いこいの里、十四山総合福祉センターがあります。さらには、大きなものとして介護保険事業、後期高齢者医療事業など、手厚い内容が盛り込まれております。

しかし、実際には、医療はともかくとして、活用の度合いに差があるのではないかと思います。周知はされているわけですが、なかなかその資料を読もうとしない、読んでも理解しにくい、手続が面倒だ、そこまで行くのに手間がかかる、一緒に行く人もいないなど、活用の阻害要因は幾つも上げられます。

しかし、それらの幾分かを解消するものとして、ふれあいサロンがあります。私の地区でも早速開設されました。きょうは、そのふれあいサロンについて5点ほど質問させていただきます。

1つ目ですが、このふれあいサロンというのは、まだ新しい事業だと思います。このふれあいサロン推進の経緯についてお尋ねしたいと思います。お願いします。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） ふれあいサロンの経緯について御説明をさせていただきます。

2025年（平成37年）には団塊の世代が75歳を超え、超高齢社会の中でさらに要介護者の増加が見込まれており、重度な要介護状態となっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを継続するための仕組みである地域包括ケアシステムの実現に向けた地域づくりを進めていく必要がございます。

本市では、地域包括ケアシステムの構築に向けて、今年度より介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる新しい総合事業に取り組んでおりますが、総合事業は時間をかけた地域づくりのプロセスであり、今後、担い手が減少し、専門職のみで地域を支えることが難しくなってきた中で、地域の高齢者や住民、NPOやボランティアなど、多様な主体により地域で支える仕組みを確立していかなければなりません。

こうした住民主体の支援体制でまず取り組むべきは、地域の中に高齢者なら誰でも気軽に参加できる通いの場を数多くつくっていくことでありますので、弥富市では平成27年度より、ふれあいサロン運営事業を始めたところでございます。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） まだ昨年度始まったばかりの事業ということがよくわかりました。

次に、このふれあいサロンの開設状況について教えてください。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） ふれあいサロンの開設につきましては、平成27年度は介護サービス事業所を初め、JA、福寿会など8団体10カ所で取り組んでいただきました。今年度は、介護サービス事業所5カ所、福寿会4カ所、女性の会1カ所、JA3カ所、その他4カ所の合計17カ所で開催していただいております。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 17カ所でということであります。

私も勉強を始めたばかりですが、介護事業所で始まったんじゃないかなということは思いますが、JAで3カ所というのはどんなふうにやってみえるのか。また、その他4カ所というのを、もしわかりましたら詳細について教えていただけるとありがたいと思います。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） JAにつきましては、鍋田公民館、JA海部鍋田支店、南部コミュニティセンターの3カ所で開催をしていただいております。

その他については、鮫ヶ地地区、楽荘団地、ポプラ台団地、かおるヶ丘団地で、自治会や有志の方々に開催されております。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 現在、福寿会、いわゆる老人クラブであります。市内に69あると思います。福寿会イコールふれあいサロンではありませんが、まだまだその数は少ないと思います。開設上の問題点、また運営上の問題点には何があると思われるでしょうか、お答えください。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 問題点について御説明をさせていただきます。

サロンを始めたいが、そのための準備や経費の問題等、スタッフの負担が大きいのではないかと心配される声がございます。

また今後、サロンを広めるには、会場確保の問題もございます。現在開設しておりますサロンの開催場所は、介護事業所を除けば地区公民館、集会所でございますけれども、これがほとんどでございまして、こうした地区には施設の老朽化が進んでいるところやバリアフリー対策が十分でない施設もございます。

その他にも問題点はいろいろあるかと思いますが、気軽に介護高齢課へ相談していただければと思っております。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 今の問題点の中に経費というのがありましたが、たしか補助金が出ておったかと思いますが、その補助金について詳しく教えてください。

○議長（武田正樹君） 半田介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（半田安利君） ふれあいサロンの補助金の御質問でございまして、ふれあいサロンにつきましては一月1回以上開催していただくことが条件でございまして、1回当たり5,000円になります。一月4回までが5,000円で、5回以上開催していただくと2,000円ということになります。以上です。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 15名前後ということであれば、5,000円という補助金をいただければ、飲み物とちょっとしたものということで何とかやっていけるような気がいたします。

また、先ほどの答弁にもありましたように、会場確保というのは確かに問題点であると思います。私の地区では立派な公民館を借りることができました。しかし、問題が1つあります。何度も出てくる話ですが、トイレであります。出席者の七、八割の方が、洋式トイレを希望してみえます。しかし、どこの公民館でもそうだと思いますが、そのほとんどがかつての和式であると思います。洋式トイレにかえるには、かなりの額が必要だと思います。公民館修繕にかかる費用としては、市の補助はどのようになっていますでしょうか、教えてください。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 公民館についての補助でございまして、私どもでは地域住民がコミュニティ活動の促進を図るための地区公民館の整備に要する経費につきましては、その一部を補助する地区公民館整備事業補助金交付制度というものを設けております。

補助対象事業といたしましては、地区の公民館を新築、増築、改築または取得する事業ということで補助をいたしておりますが、補助額といたしましては補助対象経費の10分の3を乗じて得た金額でございまして、上限は300万までとなっておりますので、300万といずれか

低い額としております。

また、この補助金の利用につきましては、毎年9月中旬、今でございますけれども、翌年度の地区の公民館で、先ほど言った新築、増築、改築などの計画がございましたら、各地区に当たりましては、その照会をしておりますので、補助金の交付申請を予定される場合につきましては、その事業計画を提出いただくことになっておりますので、公民館の整備を検討される地区におかれましては、総務部秘書企画課地域振興グループまで御相談願えればと思います。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 新築、増築、改築というか、大きなあれの中で含んでやればということではありますが、トイレだけの修繕にも補助がしていただけるようになるとありがたいんじゃないかなということを私は思います。

最後に、ふれあいサロンの拡充について質問をしたいと思います。

このふれあいサロンにつきましては、福寿会に入ってみえない方でも、他地区の方でも来ていただいていいことになっております。お友達や知り合いの方を毎回少しずつでもふやしていくことができます。そして、高齢者福祉の内容を知っていただき、活用していただける方が少しでもふえていけば、現行の高齢者福祉政策が理解していただけるものと思います。

私の地区でも、ささえあいセンターの方に来ていただき、その内容の説明を受け、「全然知らなかった」「そんないいことがあるの」という声が聞かれました。高齢者のためのいいことをどんどん知っていただくよい機会になると思います。そのためには、このふれあいサロンを一部の地区、一部の人々のためのものではなく、どんどん広めていく必要があるかと思っています。

市として、このふれあいサロン拡充についての方策をどのように考えてみえるか、お答えをください。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 誰もが歩いて通える身近な場所にサロンがあり、高齢者と地域住民がボランティアとして一緒に活動してサロンをつくっていくことが大切だと考えております。当然、リーダーがいなければ衰退する可能性もあり、継続性が心配されますので、地域で取り組むという市民啓発を十分行うとともに、今後とも自治会、福寿会、女性の会などに広く周知し、市内至るところで開設していただけるよう推進してまいりたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 最後になりましたが、高齢者福祉につきましては、先ほどの三宮議員の御答弁でも大分触れられたと思いますが、市長にふれあいサロンを含めた高齢者福祉全般

についてのお考えをお聞かせいただけるとありがたいと思います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 議員にお答え申し上げます。

高齢者福祉についてということでございますが、いろんな角度からこのテーマには取り組んでいかなきゃならないわけでございますけれども、ふれあいサロンというような状況の中での高齢者福祉という形の中で御理解いただきたいと思います。と思っております。

何回も何回も高齢化率がこの弥富においてもどんどんどんどん高まっていますよというようなことはお話をさせていただきました。現在でも4人に1人というような状況での高齢者の比率になっておるわけでございます。そうした形の中において一番心配するのは、地域に元気がなくなってくるということが困るんですね。だから、地域コミュニティを再度復活していきたいというような状況の中で、この高齢者を含めたところが、皆さんがいろんな施設に寄り添っていただいてお話をさせていただく。それが、またあすへの生きる希望にもなってくると思っております。

それと同時に、大変心配されるのは自然災害であります。そういったことに対しても、こういった形の中でふれあいサロン等々で、こういうようなことをテーマにしてお話ししていただいたり、どうしていったら地域として、どこへ避難したらいいのかというようなことも含めて、お話の場を広げていただければ大変ありがたいなあと思っております。

私どもはことし10周年という形の中で、この10月15日に式典を開催させていただきます。その中で、大きな一つのテーマとして掲げるのは「健康都市宣言」ということを考えております。これについて、その式典の中で健康都市宣言を発していきたいというような状況でございます。

これは、高齢化社会における福祉ということについても非常にかかわりのあることであろうと思っております。介護の認定であるとか、医療の問題等々が、そういった形の中で、いろんな形のものが抑えられていけるような状況が望ましい地域社会だろうと思っておりますので、そんな形の前向きな状態での福祉というか皆さんとの取り組みにしていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 今の答弁を聞き、地域に元気をというテーマで、弥富の高齢化対策がますます充実していければということを思います。

また、このふれあいサロンと福寿会が並行して充実・発展していくことも願っております。そのためには、福寿会の会員増加はもとより、高齢者のますますの健康寿命が延びるように、共助のもと進めていく必要があると思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（武田正樹君） 本日はこの程度にとどめ、明日に継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思いますので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時46分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 武 田 正 樹

同 議員 平 野 広 行

同 議員 三 浦 義 光

平成28年 9月13日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 朝 日 将 貴 | 2 番 | 江 崎 貴 大 |
| 3 番 | 加 藤 克 之 | 4 番 | 高 橋 八重典 |
| 5 番 | 永 井 利 明 | 6 番 | 鈴 木 みどり |
| 7 番 | 那 須 英 二 | 8 番 | 三 宮 十五郎 |
| 9 番 | 早 川 公 二 | 10番 | 平 野 広 行 |
| 11番 | 三 浦 義 光 | 12番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 13番 | 炭 竈 ふく代 | 14番 | 佐 藤 高 清 |
| 15番 | 武 田 正 樹 | 16番 | 大 原 功   |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 12番 | 堀 岡 敏 喜 | 13番 | 炭 竈 ふく代 |
|-----|---------|-----|---------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

|                     |         |                        |         |
|---------------------|---------|------------------------|---------|
| 市 長                 | 服 部 彰 文 | 副 市 長                  | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長               | 下 里 博 昭 | 総 務 部 長                | 山 口 精 宏 |
| 民 生 部 長 兼<br>福祉事務所長 | 村 瀬 美 樹 | 開 発 部 長                | 橋 村 正 則 |
| 教 育 部 長             | 八 木 春 美 | 総務部次長兼<br>総 務 課 長      | 立 松 則 明 |
| 総務部次長兼<br>財 政 課 長   | 渡 辺 秀 樹 | 民生部次長兼<br>十四山支所長       | 松 川 保 博 |
| 民生部次長兼<br>健康推進課長    | 花 井 明 弘 | 民生部次長兼<br>介護高齢課長       | 半 田 安 利 |
| 開発部次長兼<br>農 政 課 長   | 安 井 耕 史 | 開発部次長兼<br>都市計画課長       | 大 野 勝 貴 |
| 会計管理者兼<br>会 計 課 長   | 山 守 修   | 監 査 委 員 長<br>事 務 局 長   | 平 野 宗 治 |
| 庁 舎 建 設<br>準 備 室 長  | 伊 藤 重 行 | 秘書企画課長                 | 佐 藤 雅 人 |
| 危機管理課長              | 羽 飼 和 彦 | 税 務 課 長                | 山 下 正 巳 |
| 収 納 課 長             | 鈴 木 浩 二 | 市 民 課 長 兼<br>鍋 田 支 所 長 | 横 山 和 久 |
| 保険年金課長              | 佐 藤 栄 一 | 環 境 課 長                | 伊 藤 仁 史 |

|        |         |                |         |
|--------|---------|----------------|---------|
| 福祉課長   | 宇佐美 悟   | 総合福祉センター<br>所長 | 村 瀬 修   |
| 児童課長   | 大 木 弘 己 | 商工観光課長         | 大河内 博   |
| 土木課長   | 山 田 宏 淑 | 下水道課長          | 小笠原 己喜雄 |
| 学校教育課長 | 水 谷 みどり | 生涯学習課長         | 安 井 文 雄 |
| 図書館長   | 山 田 淳   |                |         |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |         |     |         |
|--------|---------|-----|---------|
| 議会事務局長 | 三 輪 眞 士 | 書 記 | 土 方 康 寛 |
|--------|---------|-----|---------|

6. 議事日程

|       |            |
|-------|------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 一般質問       |

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午前10時00分 開議

○議長（武田正樹君） 皆さん、おはようございます。

会議に先立ちまして、皆さんにお願いがあります。

質問、答弁される皆さんは努めて簡潔・明瞭、冷静にされるようお願いいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（武田正樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、堀岡敏喜議員と炭竈ふく代議員を指名します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

#### 日程第2 一般質問

○議長（武田正樹君） 日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

まず大原功議員、お願いします。

○16番（大原 功君） おはようございます。大原功です。

まず、今回のことにつきましては、日本共産党弥富市議団、三宮十五郎議員について聞きます。

これにつきましては、なぜ市にリース代の返金の用紙を三宮議員がとりに来たのかということをもまず一番初めに聞きます。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） この件につきましては、住民監査請求が出まして、選挙公費に係る経費につきまして、議員の方々にアンケートをとったところ、認められないという案件がございましたので、それにつきまして、返還の申し入れ書をとりに見えました。以上です。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 今、何かということでありましたが、どうして認められないということがありましたか。その中身の説明を下さい。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 今回の認められない案件ということでございますが、まず1件目につきましては、選挙運動用自動車の中に、通常本体部分ということでさせていただいておるわけですが、看板とかスピーカーとか、そういう部分が誤って理解されてみえて入ってみえたので、その部分を修正していただいたというのが1点と、それから、もともとリース契約してみえる車を、業者の方の説明も踏まえて、公費として請求できると

いうふうにちょっと勘違いされて、その分を公費請求されたということで返還をいただきました。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） この契約された方は有限会社共同サービス、代表、北垣清三さんというのかな。この方と三宮十五郎共産党議員との契約をされておるんですけれども、これに間違いはないですか。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） はい、間違いございません。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） この会社と三宮議員は2年契約で契約をされておるわけね。2年契約で契約されておる中に、再度契約するということは二重契約、いわゆる個人的に思うと、詐欺行為に当たるんじゃないかなというふうに思いますけれども、この点についてはどうですか。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 選挙管理委員会といたしましては、御本人の申し出で誤った解釈をしていたということですので、あくまでもその行為がどうという部分じゃなくて、選挙公費としてお支払いしたものを返していただいたというふうでございます。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 4年前に10万7,100円と、そのまた4年前、いわゆる8年前に10万7,100円ということが返されているんですけれども、これは間違いで済むんですか。本人は2年契約で、町議のときから三宮議員は共産党の箱つきの看板をつけて、最近、この2月の選挙があったときには選挙前にも那須議員が名前を出してやってみえた。これは党の車を使用しておるからそういうことであるかもわかりませんが、党の車を使っても、選挙の期間というのが6カ月前とか、そういうふうに決まっておりますので、それ前には本当は名前を出していかなんということになっています。三宮議員が間違えたと言うなら、前の町議会 のときから三宮議員は12期ぐらいやってみえますよ。私は9期です。この中で、なぜこんなに間違っておった。自分が2年間の契約をしておるでしょう。しておる中で、今回のこの問題は、私、大原功がこの問題を追及するということ、個人的には恐怖に思ってこの金を返還されたというふうにしか思っておりません。そうしたら、監査は誰がやったんだと。この監査は、どういうふうの監査をされたんですか。監査委員が8年前、4年前ということの監査は、市長が監査委員を指名されておるわけね。そして、議会からは議員が推薦ということで監査委員を決めております。そうすると、8年前の監査をやられた方、4年前に監査をやられた方は、市民の税金の監査が曖昧であった。いわゆる約款、何の意味もない監査をやら

れたということになると思いますか。市民は税金を本当にきちっと払ってみえるわけです。その払った税金は、市民が交通安全、あるいは福祉、道路整備、あるいは建物、避難場所、こういうのも含めて、一生懸命払ってみえるわけ。この辺についてはどうですか。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 監査委員さんの立場としましては、当然あくまでも市から提出された書類をもとに適切に処理されているかどうかを監査するものでありますので、当然市のほうとしましては、条例・規則等に基づき提出された書類に記載漏れなど不備がないか、本来公費負担請求に添付すべき書類などが添付されていないかなどの検査をして、適正だということを出させていただいております。当然その時点では適正だということで市としても書類を出していますし、監査委員さんも当然それをもとに適正だというふうに監査をしていただいたと思っております。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） あなたが言うように、今回の監査の人は正しくて、4年前の監査の人は曖昧の監査、あるいは8年前の監査の人は曖昧の監査で、本会議では監査委員の意見をつけて私どもに報告されておるわけなんです。私どもは正しいと思って来ておったわけです。今回の監査委員はよっぽどしっかりしてみえと。4年前の監査の人はしっかりしていない、あるいは8年前の方はしっかりしていないということになるわけですね。そうすると、8年前の監査委員、監査委員長、あるいは4年前の監査委員、監査委員長、この人には大きな信用度がなくなるわけなんです。一生懸命監査をやって、きちっとしてみえるわけ。なぜ車両代の1万5,300円というものの全額10万7,100円、この金額をなぜこの3回のものを返されておるのか、疑問には思いませんか。

そして、今回、市長、これを見てください、一遍。いわゆる車代を返したということは、運転手の1万2,000円も返さないかんということなんですか。車を使ってないでしょう。なぜ10万7,100円なんですか。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 今回、車についてお返しいただいたわけですが、ほかのものはどうかという御質問だと思うんですが、たまたま車という部分については返還させていただいたわけですが、ガソリンの業者とか、それから運転手というのは個々に契約が成り立っておりますので、その方々にガソリン代を使っておる。実際にその方が運転しておるという個々の契約がされておりますので、そこまでは戻さないということで確認させていただいております。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） ここに蟹江署の、皆さんもみんな持ってみえると思うけれども、ち

やんとした蟹江署からの街宣の許可をもらってしておるわけやね。そういうことは、今の共同サービス、この方が車を貸して、その登録をそこでしておるわけなんですね。そして、その車を利用しておるわけです。その車を利用するということで運転手もつけておるわけなんです。これは一体ということなんです。

我々地方議員とか、地方公共団体は国に準ずる。こういうのに基づいて、給料の値上げ、あるいは職員の対応、こういうことをされておるわけです。一体のものがなぜ。一番疑問のものは、ここにありますが、ここに平成15年8月8日というのがあります。このときには三宮議員は生活保護者から10万円の手数料を取ったわけなんですね。これは会議録にちゃんと載っています。皆さん、後で見てください。このときに私が発言したときに、三宮議員は、そんな10万円は受け取っておりませんと言った。受け取っていなかったら、愛知県警に告発をなさいということをやりました。告発をされました。その中で、佐藤清美当時議員、堤議員、この方が大原議員の言われることが本当に正しいのか正しくないのかといって民生委員の方に直接尋ねられ、そして生活保護者の方にも尋ねられ、大原議員の言われることが正しいということで、8月25日に出ておるわけなんですね。このときに私は蟹江署に七、八回行きました。これが平成15年の手帳です。私は、こういう手帳を35冊近く持っています。これは、町村合併が10年前にあったときに1年に2ついただいています。この手帳を私は三十何冊持っているということは、記録が全部ここに書いてあります。いかに三宮共産党議員が市民の暮らしを、あるいは市民のための福祉をと言われておるが、みずから自分の契約が2年間あるのに、なぜ再度ここに契約をするのか。

三宮議員は、我々議員が推薦した、いわゆる監査委員、これも14年以後やっております。こういうことを含める監査委員が、みずからこの契約が二重契約ということはわかるはずですね。自分が契約をしていなかったら、今回のことの契約であれば、これは間違っておったということもあります。何十年かの契約ですよ、2年契約ですから。先ほど言ったように、三宮議員は13期も12期もやっておれば、少なくとも20回の契約をしておるわけなんですね。この契約をしておる中で、再度ここに契約をするということは、市側はいかにチェックの甘さということもあるわけですが、市側はその中のことは、総務課長に聞いたら、わかりません。それは当然わからんわね、人のやっておること。こういうことをやられておるから、今の服部彰文市長が当選されて、平成19年2月5日、そうでなかったですか、市長。それ以後、私は役職はしていません。ただ、したのは、日の出小学校の建設の特別委員長はさせていただいた。それ以外のことはしていませんね。それは皆さん方に少しでも市税を健全で円滑にしていきたい、こういう思いで私はやっております。

先ほど言ったように、名誉毀損であれば、当然訴えられて、検察庁へ行きました。検察庁へ行ったら、1回目に文書を書いて、しゃべったことを向こうがワープロみたいなもので全

部打ちました。後で判を押してくれと言うから、判を押しました。そうしたら、判だけじゃなくて、爪印もいただけませんかというので爪印もやりました。２回目に行ったときには、検察庁が不起訴だと言う。不起訴なら私は帰りませんと言って、１０分ぐらいおりました。そうしたら、その担当者が、当時は山田さんという方であったと思います。困って、後ろにも何人か見えますので、何とかきょうだけは帰ってくださいと言うのに、俺は帰らんと。

とにかく名誉毀損というのは、３１０条の中にありますね。私は２０年近く前から六法全書を持っていますが、これには３３条の中に入っておりますけど、３１０条。証明ができるものに対しては名誉毀損には当たらない。今は変わって、２３０条の２項になっておりますね。

１項は、私が、私の町内で元議員をやった方を刑事告発をしております。２３０条の１項は、根拠のないことを公表したということで、愛知県警察本部の許可をいただき、今、弁護士とともに蟹江署でやっております。

今は変わって、２３０条２項について説明ください。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） その前に、私から順序立てて少し答弁をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

改めまして、おはようございます。

今回の弥富市議会議員選挙におきまして住民監査請求が起きたわけでございます。いわゆる公職選挙法に基づく選挙費用の公費負担について、しっかりとなされているかということが住民からの監査請求の内容でございます。

それが、監査のほうに回りまして、代表監査委員のほうから、私ども選挙管理委員会のほうに確認をするようにという形でお達しがございました。

そして、確認項目といたしましては、選挙用のポスターの作成についてどうであったかということについて、全員の方に調べていただきたい。そして、２点目が、自動車の使用についてのことでございました。

ポスターの作成につきましては、全ての候補者は間違いないというような状況の中でされておりました。

しかし、自動車の使用につきましては、先ほど来ございますように、一部の候補者からその使用の状況において正しくない使用があったということが判明をしてきたわけでございます。

そうした形の中で、三宮議員、私から名前を申し上げるのは大変失礼かとも思いますけれども、三宮議員の御質問という形で御答弁をさせていただくわけでございますけれども、三宮議員のほうにも、私どもの選挙管理委員会のほうからいろいろと御意見を伺ったわけでございます。

契約している自動車会社の方から、選挙期間中についても公費請求ができるというようなことを自分としては判断をしたというふうに言ってみえます。そうしたことであったわけですが、私は、両者がどんな話し合いをされようとも、いわゆるリース中の車両について、重ねて公費を請求するということは、一般的な常識から考えて、これは適当でないというふうに判断をするところでございます。これは過失と言わざるを得ないだろうというふうに思っておりまして、三宮議員につきましても猛烈に反省をしていただいたところでございます。重ねて、そういう文書についても、私どもとしては、議員のほうから受け取らせていただいている状況でございます。

そうした状況において、過失ではあるけれども、議員のおっしゃるようなさまざまなことについては、例えば詐欺罪ではないかとかいうようなことについては、速やかに返納もしていただいておりますし、私としては、そういうような状況の中において、大切な税を返していただいているということもありますので、それを訴えていくというようなことはできないだろうというふうに考えておるところでございます。

今後、このことのないように、十分反省をしていただいておりますということについて御報告を申し上げ、二度とこのようなことがないということについてお願いをしていきたい。

今回の大原議員の御指摘については、まさに的を射た御質問ではないかなあというふうにも思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 先ほど議員が言われました230条の2でございますが、名誉毀損の行為が公共の利害に関する事業に係り、かつその目的が専ら公益を図ることにあったと認められる場合は、事実の真否を判断し、事実であることの証明があったときはこれを罰しないという特例の条文でございます。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） そのとおりですね。

私どもも質問する以上は、職員に負けないように努力を、あなたに勝とうというつもりはありません。ただ、努力をして質問をさせていただいております。

先ほど言ったように、三宮議員は、2年間の共同リース会社の北垣清三さん、この方と契約をしておるわけなんです。1日当たりのリース使用料は833円ですね。ここで1万5,300円、こういう数字がなぜ出てくるのかということです。本人が払っておるわけでしょう。払っておれば、契約するときにこの金額を出すのが当然でしょう。中には、先ほど市長に渡しましたけれども、運転手とか、私なんかだと運転手や車、ガソリン、こういうのは全部実費でしております。本当に市民に優しい、そして市民のための議員ということを、この三十何年間、初心を忘れない議員としてやってきたわけなんです。

今回、日本共産党、三宮議員がこれだけのことをやるということは一体どういうことなんですか。

愛知県でも今回初めて県会議員が出たわけなんです。それまではなかったわけです。今回はその方についても、恐らく今のケーブルテレビを見ておれば、県議会の中でも、いわゆる身の狭い思いをされると思います。弥富市議会の共産党の三宮十五郎と、そして那須議員、このようなことをなぜするのか。

今回なられた1期生の方は真面目にやっておる。身を切ってやっておるんですよ。この契約をしたことについて、これは二重契約ということは経営者としてもわかるはずです。先に契約して、1日当たり833円で借りておるんだから、この契約はできませんというのが共同サービス、北垣清三さんの社長じゃないですか。社長というのは、いわゆるヘッドなんです。市長でも、副市長でも、長という方はヘッドなんです。一番上に立つ人なんです。一番上に立つこの有限会社の社長は一体何を考えて契約をしたのか。私ならこの契約は、年間契約で2年間契約しておるから、この金額の833円でしか契約をできませんよと言います。

今回、私がこの2月に弥富市の市会議員として9期目の当選をさせていただいた。そのおかげで、今、この三宮議員が、金額三十何万という金、市税が戻されたわけなんです。もし私が議員でなかったら、この問題は、33万という金額、恐らく市税はそのまま返還をされてないということの確信を持っています。いかに行政がチェックをしておるかということです。

市長が当選する前でありますけれども、これは平成14年、このときの一般会計に関する説明書、これだけの分の説明を当時市長にしたわけなんです。これだけをしたということは、市側も監査委員をやってくださいと言われたけれども、私が監査をやれば、そんな10億、20億の金額ではありません。ここの議員の中で年間1,000万ぐらいしかぶっていない方もいると思います。そんな方が何百億という金額の決算はできません。だから、決算はおおむねということになっていますね。普通一般の会社はおおむねではだめです。これだけのものをしたから、当時の町長、大原さん、頼むわという話で来たわけなんです。だけど、議員というのは、市側と議員がある一定の持ち合いでないと地域の発展もできません。こういうことを含めると、本当に三宮議員は私は悪質だと思います。

今回、私が調査をして、先ほど言った平成15年の生活保護者からお金を取ったこと。これについて、こういう調査を再度やられるということの不信感を持つんじゃないかなと思う。いわゆる恐怖感、そのためにこの金額が返されたというふうにしか私は思っておりませんが、返された金額を、市も、一旦払った金額は、この人がどうして返すんだということをやっぱりチェックしなきゃいけません。ここの中には、いわゆる6節会議というのがあります。ここの条文はどう書いてありますか。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 済みません。先ほどの6節の会議というところは122条のところでしょうか。

〔「はい」と16番議員の声あり〕

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 地方公共団体の長は、議会に211条第2項に規定する予算に関する説明書、その他、当該地方公共団体の事務に関する説明書を提出しなければならないというふうに記載されております。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 今、6節の中には、第122条、普通公共団体の長は、第211条第2項によって、予算の説明、あるいは公共団体に関する事務、その他というのはどこですか。その他というところが入っておりますが、その他というのはどういう意味なんですか。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） その他、当該地方公共団体の事務に関する説明書というところだと思うわけですが、ここにつきましては、主要な施策の成果を説明する書類、その他、政令で定める書類をあわせて提出するというふうになっております。そこで、またその他の政令で定めるというのが出てきますので、こちらの政令で定める書類というのは、歳入歳出決算事項別明細書実質収支に関する調書、財産に関する調書ということでございます。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） これが、いわゆる昨年、法令でできました約款、市長も御存じですよ。この約款というのが曖昧の報告ではだめですよ。これは事務に関すると書いてあります。そういうことは、きちっとしたものを出さなきゃいけないよ。そうしたら、返していただいた本人、北垣清三さん、この人が返した理由というのを我々に聞かせていただけますか。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 先ほども少し市長からの話がありましたが、リース期間中のものについて再度契約したと。それについて、議員のほうも、業者のほうからそういう部分について公費請求できるという説明を受けたと。それをうのみにしてしまっ、今回請求したということで取り下げるという理由でございます。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） というなら、この業者から始末書というのをいただくのが普通なんですね。市なんかでも、条例違反とか、いろんなものがあると、始末書を市民の方に書いてくださいということもありますでしょう。例えば畑で草を燃やしたと。消防署から注意を受

けた。こういうときにも始末書というのが必ずあります。必ずこういうのを文書化していただいて、きちっとしないと、ただ悪かったから返しますという、年金を受け取っておる方でも中にはあります。今まで家族が亡くなっても、そのまま年金を受け取っておったということで検挙されておる方もあります。

今回、朝のテレビでは富山市議が3人も辞職しておりますね。これは菓子代の500円をあれして、いわゆる20万という金が政務活動費で使われた。

まして、今回なんかは三十何万という金が戻るということは、ただ戻しただけでは、本当は三宮議員には道義的責任というのを市民におわびするのは当然のことです。ただ、ここには共産党の新聞で書いてあります。皆さんに大変迷惑をかけました。迷惑をかけたと言うなら、今の3期分、三十何万という金を受け取っておったんだから、みずから辞職するのが当然のこと。

一体弥富市議会はどういう運営をしておるのか。議長、議会改革というのはどういうものですか。あなたがつくったんでしょう、我々に諮って。議会改革というのは、そういう粗相をやったら、当然みずから辞職するのが議会改革なんです。このことについては、議長、お願いしておきますけれども、百条委員会を設置していただいて、徹底的に。私は、二重契約をしておるというふうにししか思っておりません。契約をしておる本人がまた契約をするということは、どうしても二重契約になりませんか。市長、どう見ますか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 御答弁申し上げます。

先ほども私が少しお話をさせていただいたわけですが、リース中の車両について、重ねて公費の負担請求をするということについては、これはまさに二重請求に当たるだろうと思っております。一般的な認識といたしましては、まさに適当ではないというふうに、これは過失と言わざるを得ないということを申し上げているところでございます。

そういったことに対して、私どもとしては、いわゆる車の使用料に対しては業者のほうにお支払いをするわけでございますので、候補者と契約されている業者のほうにお支払いをしていくということでございます。

そして、業者に対しては、過去にさかのぼって、このようなこともあったということに対して、民法704条に基づいて、いわゆる悪意の受益者というようなことを私どもとしては考え、5%の利息を請求したものでございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 今言われるように、これはやっぱりきちっとしないと、こういう問題、この私の一般質問をテレビで見られた方、弥富市には約1万7,000弱の世帯数があると思います。この方が一生懸命税金を払われ、生活保護の方も、今は生活保護をいただい

るけれども、これから3年、5年たてば、必ずみずから自分でやりますという方も聞きます。

前に聞いたけれども、私は確かめておりませんが、生活保護を受けると赤旗新聞もとらなきやいかんという話を前の議員に聞いたことがあります。これは党の新聞ですよ。普通なら、我々の税金をいただいたり、国の憲法で決められておる生活保護、25条の中で保護もあります。こういう中できちっとして、生活保護の方も、今は苦しいけれども、あるいは生活保護を今受けておる方も前には受けていなかった。会社もあった。だが、会社がだめになって、今は会社から解雇されたり、あるいは年齢も来たということで受けられておる方もあります。このときの新聞なんかは、これは平成8年、こういうビラを皆さんに回しておる。ここには、公明党、炭竈副議長、この方が審議にかかわらなかったということを書いてあります。大原功はこれを反対しますということでここに書いてあります。これは杉浦議員が書いたんですね。ここには、大原議員は、国の制度がいいものであるから、共産党の出される発議に対しては反対。

今、これを反対しておるから、皆さんが介護でいろんな人が生活ができる。今は与党である自民・公明がしっかり今の対策をしております。

きょうの新聞を見ると、政府は60%以上の支持が上がっている。これは北朝鮮のミサイル、あるいは道路整備、あるいは皆さん方の暮らしということで28兆円の事業が進められておるわけ。皆さんがそれぞれ努力をしておる。

だが、今の弥富市議団の共産党、三宮議員については、全く市民をちょうらかすような、こういうビラ。まだここにもあります。この選挙の前、そのときには国保税が値下げになりましたと。市長、値下げされましたか。国保、下がっておりませんかでしょう。こういううそを書いて、選挙に当選をしたいというのが共産党なんですよ。選挙は正しくやるのが当たり前なんです。学校問題や偽証で辞職しておる人もありますね。こういうことを考えてすれば、本当に共産党がこの弥富市においていい党かということはテレビを見られた皆さん方はよくわかると思います。これだけだらけた二重契約をすると。後から間違っておりました。大原功に調査をされると必ず見つかるということを思われたと思います。

今から28年ぐらい前に弥富市にも汚職がありました。当時は佐藤町長だった。そのときにも、4年間、愛知県警と連携をとって、職員が1人逮捕され、業者も1人逮捕されました。

先ほど言ったように、議員というのは、市民の暮らし、安全、あるいは生命・財産を守るための議員であって、そのために年間約650万というお金をいただいておるわけなんです。こういうことを考えれば、市民の方がこの議員に650万という年間のお金を払って、本当に正しいかというチェックになります。

それから、那須議員ですけれども、那須議員がなぜこの金額を返済されたのか、その説明

をいただきます。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 先ほども少しお話しさせていただいたんですが、車本体以外にスピーカーとか看板の部分が誤って入っていたということで、御返還いただいております。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） これは、選挙の説明のときに選管がしておると思います。車は備品なのか、何なんですか。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） まず、その御質問の前に、選管のほうとしまして、今回、監査結果のほうで今回の選管の説明の部分でもう少ししっかりやったほうがいいんじゃないかという監査結果もいただいておりますので、こういうような状況の中で、車本体という部分の説明ももう少し検討しろということも監査結果でいただいておりますので、今後、選挙管理委員会といたしましても、ポスター、車について、今までみたいに契約書だけで確認という行為はしないように今後やっていくように考えておりますので、今後そういうふうに変更させていただきますので、よろしくお願いします。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長、備品かどうかという回答がされていませんので。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 備品と物品というお話でございますが、考え方がいろいろあると思うんですけど、物品だということでよろしくお願いします。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 物品というのは、ここで製造した、会社でね。車なんかがそうですね。備品というのは、車につけたキャリー、あれは何になりますか。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） キャリー自体は、先ほど議員が言われるように後からつけるということで備品ということで考えております。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 那須議員はそういう認識があってやって、今回、私が6月13日、いわゆる3カ月前に一般質問したときに、初めて那須君が気がついて払ったわけなんです。私がここで一般質問を6月13日にやらなかったら、この金額の6万7,200円は市には戻ってやらんはずなんです。ええころかげんのことをやっておって、後からお金を戻しましたから、これで済みませんということだったら、通りますか。職員だったら、えらいことでしょう。なぜ議員をかばうようなことをしなきゃいけないかということが一番市民にとっても大事なことだと思う。

ここにも書いてあります。これは今のポスター、1枚当たりの金額が書いてあります。一番安いのは平野君。平野君が一番安いわけなんです、見ておると。ポスター代。私の場合は990円です。皆さん方が2月に掲示板を出しておる。どこが違うんですか。ほとんど同じようなものが出ておる。なぜこれだけの金額の高いものがあつたか。これについては、今の9月の議会だよりにこれについて出されておりますから、皆さんが再度見て、本当にこれが正しいか正しくないかということは市民の方が考えることであつて、私がどうこう言うことでもないと思います。

それから、三宮議員が出されておるこれですけれども、市長、水道料金って安くなるの。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

海部南部水道における水道料金の問題については、過去それぞれの議会の中で協議をしているところでございますけれども、愛知県でも非常に高い水道料金というふうなことがございます。しかしながら、一方では、さまざまな大きなプロジェクトを抱えておりますので、そのプロジェクトを推進すると同時に、確かに水道料金ということについても一考していかなくちゃならないということで、そういった形の中で、これからの事業の推進と同時に、水道料金を考えながら試算を出していこうという話をさせていただいたところで、水道料金が安くなるということは申し上げておりません。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） そういうことは、市民の皆さんがこれを読んで、ちょうらかされた、いわゆる赤旗新聞ということになるわけです。こういうことをやるのが共産党なんですよ。だから、共産党の人が選挙に出られて、こういうことを書かれたら、市民はどうしますか。今、弥富市でも高齢者が約1万2,000人近く見えますね。認知症についても700人近くの方が見えます。一生懸命生活をしてみえる方、この方にこんなものを見せたら、あっ、少し楽になるなあというふうに思われる。これこそ偽証なんですよ。何でも赤旗新聞で出せば違反にはならないということで、皆さんにビラを回されておるわけです。共産党議員が、ここで一番大事なのは、反省をして、議員を辞職していただく。これが市民にとって本当の説明責任、こういうことになると思います。

今後もこの問題については、また私どもも、二重契約とか、こういうものがあつたということで、弁護士ともまた相談をしながら検討してまいります。全く悪質というか、私が思うに、今回のこの契約についてはキャッシュバックがあつたんじゃないかなと思っています。そうでなければ、なぜ業者が自分の車を貸しておいて、蟹江署に行つて、その車の許可を受けてしておるのに、なぜ経費もかからずに10万7,100円を返すんですか。私だったら返しません、そこに車を用意したんだから。本当にこのリース会社は車を用意したのかというこ

とになります。2年契約の車をそのまま移動しただけで、そうなれば、三宮十五郎、日本共産党がこの共同サービスと契約は絶対ないと思います。誰が見ても、きょう、傍聴者がよく見えます。傍聴者の方もわかると思います。一旦2年間の契約をしておるものを再度契約をするということは絶対あり得ん。私どもも会社を幾つか持っております。グループ会社として持っています。そんな中で、契約を一旦したものを再度契約したら、お客さんというのは、何だと。契約したのが、また高くなっておるがやということの批判も出てきます。

40年近い三宮十五郎議員が、これだけのことがわかっておって、監査委員をやりながら、この監査委員は議会推薦の監査委員です。平成3年には川瀬町長が当選した。そのときに、共産党の三宮議員を副議長にさせてくれとって議員の皆さんにお願いしたのは私なんです。真面目にやってくれるかなあとってお願いしたんです。他の方は共産党はだめだと言われた。だけど、頼むでやらせてやってくれよと、何期もやっておるから。反対があっても、私は自分がやりたいんじゃないで、やりたければ、相手もやりたい。先ほど言った堤議員でも、議長には絶対皆さんは嫌だと言った。だけど、頼むからやらせてあげてください。私と堤君は同期だから、頼む。私はやったんだから、やらせてあげてください。それが、人に優しい後輩である、そういうことだと思います。

最後に申し上げますが、三宮議員にはできたら辞職を願いたい。そして、議長、議会改革の中で、あなたは百条委員会をつくるようにお願いをして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。再開は11時10分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、堀岡敏喜議員、お願いします。

○12番（堀岡敏喜君） おはようございます。12番 堀岡敏喜でございます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

大きくは1点、発達障がい支援についてであります。なお、さきの6月議会におきまして、江崎議員より同じ趣旨の質問をされておりますので、関連はいたしますけれども、重複をしないよう行ってまいりますので、よろしくお願いをいたします。

発達障害者支援法は平成16年12月10日に制定をされました。また、本年5月、10年ぶりに改正案が成立、8月1日より施行をされております。

支援法ができるまでは、発達障がい者への支援は、知識障がい者の一部にすぎず、知的お

くれを伴う場合のみ支援の対象となっておりました。

国民のおよそ10人に1人は発達障がいがあると言われる中、多くの発達障がい者には適切な支援の手が差し伸べられておりませんでした。

支援法が施行されて以降は、発達障がい者が国や自治体の支援対象に位置づけられ、現在では全ての都道府県、政令市に発達障害者支援センターが設置をされ、発達障がい者に早く気づき、療育につなげていく仕組みも整いつつあります。

また、「発達障がい」という名称につきましても広く知られるようになり、障がいに対する理解も少しずつ広がってまいりました。

しかし、発達障がいとは、自閉症やアスペルガー症候群、学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）などの総称であります。個々に異なる特性への理解や、それに応じたきめ細やかな支援はまだ十分ではありません。

今回の改正法には基本理念が新たに盛り込まれ、日常生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を除去することが発達障害者支援の柱の一つとして据えられました。

基本理念は、発達障がいの捉え方を大きく転換するものであります。例えば発達障がいのため、周囲の音や光などの刺激に不安を感じたり、集中できなくなってしまう人がいたとします。もし職場や教育現場で間仕切りを設けるなどの環境面での配慮をすれば、しっかりと仕事をしたり、学習をしたりすることができるかもしれません。

このように、発達障がいそのものを原因とするのではなく、周囲に工夫や配慮がない状況に原因、社会的障壁があると捉え、社会の側の責任として問題を解決していこうという考え方であります。

また、児童虐待やいじめ、アルコールなどの依存症、ごみ屋敷、孤独死などにも発達障がいに関係をしていると見ることで解決の糸口になる場合もございます。

支援法の施行当初、発達障がいは子供の問題とみなされがちでありました。実はそうではなく、全世代的な問題です。本当に困っている人は、むしろ育ってくる過程で発達障がいという概念がなかった今の45歳以上とも言われており、ここへの支援がおくれています。

乳幼児期から高齢期まで、ライフステージに応じた支援を切れ目なく行うこと、そして、教育、福祉、医療、労働などが縦割り行政の壁を超え、スムーズに連携することも明記をされております。

また、発達障がい者はコミュニケーションが苦手な誤解をされやすいため、無実の罪に問われやすい傾向がございます。このため、改正法では司法手続における配慮も明記をされております。既に警察や検察で発達障がいに関する教育・研修が充実されることになっております。

弥富市におきましても無料法律相談がありますけれども、そういった配慮をできるか、確

認をしていただきたいと思います。

発達障がい者一人一人の特性に応じたオーダーメイドの支援、生まれてからお亡くなりになるまでの一生の間を支援していく幸せの仕組みづくりが必要です。

以上の観点から、以下、質問をしてまいります。

現在の弥富市におけます発達障がい児・者の実態の推移、法改正を受けて、現状の認識と課題について伺ってまいります。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 市の現状の認識と課題について答弁をさせていただきます。

発達障がいのある方は、本人やその家族も誤解を受けることが多く、大変つらい思いをしてみえる方もお見えになります。当事者に合った環境があれば、社会や地域の中で豊かな才能を発揮することができますので、障がいの有無にかかわらず、地域全体で支援していくことが大変重要でございます。

母子保健事業の中で、1歳6カ月児健診、3歳児健診等を通じ、医師、臨床発達心理士等の力をかり、発達におくれのある乳幼児の早期把握に努め、個々に合わせた育児支援を行っております。

療育を行う母子通園施設のびのび園では3つの教室が用意してございます。1つは、週4日、火曜日から金曜日まで通うのびのび教室、2つ目は、週1回、火曜日から木曜日に通うにこにこ教室、3つ目は、保育所及び幼稚園に通う子が月曜日のみ利用する併用型のなかよし教室でございます。それぞれ子供の状況などに合わせて利用していただいております、現在45名が在籍をし、母親同士の情報交換や子育てに関する相談の場にもなっております。

職員の体制につきましては、臨時保育士を含む全職員が保育士資格を有しており、保育士資格とあわせて、発達障害支援指導者や保育心理士の資格を持った臨時職員も配置しております。また、職員のほかに、専門士として、言語聴覚士が月2回、臨床心理士は月2回定期的に訪問し、療育に関して子供と母親の支援を行っています。

この課題点といたしましては、利用する母親に仕事があると、本当はのびのび園を週4回利用したいが、都合により週1回しか利用できず、保育所通所の併用型にしなければならないという家庭の事情がある場合が上げられます。

保育所には8月1日現在で1,085人の子供が通園しておりますけれども、そのうち、発達が気になる子供は192名お預かりをしております。

保育所では、子供の情報交換及び積極的な研修会への参加により、その子供の持つ可能性を最大限発揮できるよう指導援助に努めております。

弥富市、蟹江町、飛島村の3つの市町村合同で海部南部障害者自立支援協議会を設立して

おります。地域における障がい者への支援体制に関する課題等について情報を共有し、関係機関と地域の実情に応じた体制の整備について協議を行っております。

この協議会の中の療育部会において、保健師、保育士、教員、障害児福祉事業所の担当者が集まり、毎月1回、乳幼児から成人になるまでの継続した支援を行う体制についての会議や研修会を行っております。

平成26年度には、この部会で切れ目のない支援マップとして、「ライフステージにおける地域支援」、またお子さんが親御さんと離れて過ごすための支援ツールとして、「サポートブック」を作成いたしました。

発達障がい者やその家族に対して各ライフステージに対応する一貫した支援を行うため、保健センター、保育所、学校、障害者福祉事業所などの支援関係機関のネットワーク強化が必要になると思われます。

それから、障害者の現在の状況でございますけれども、身体障害者手帳の交付者は、28年4月1日現在でございますけれども、1,403名、前年度に比べて2名の減。療育手帳の交付者は291名、前年比でプラス11名、精神障害者保健福祉手帳の交付者は291名、前年比プラス37名で、全体としては1,985名、前年比46名プラスとなっております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 乳幼児の健診をされて、その中の疑いのある方、また保護者の方が御不安を感じられている方についての支援の制度、また施設等は今現在行われているということでした。

あと、問題としては、働かれるお母様が週4日という制限があるため、そういったところの改善が進むのであれば、人材の確保、施設の確保等あると思いますけれども、しっかりと今後行っていただきたいと思います。

最終的には、先ほども申しましたけれども、乳幼児の健診を充実させるのはもちろんそうなんですけれども、ほかに、要は成人をされている中で発達障がいに気づかず、今も苦勞されている方が多々いらっしゃる。そういった方への支援をどうしていくか、ここが今回の質問の趣旨になりますので、それは順番にやっていきます。

さて、発達障害者支援法では、第5条に市町村の責務として、母子保健法に規定をする健康診査を行うに当たり、発達障がいの早期発見に十分に留意しなければならないとあります。

6月議会での江崎議員の質問に対しましての市側の答弁では、弥富市では、母子保健事業として、先ほども民生部長から御答弁がありましたけれども、1歳6カ月の健康診査の際に早期発見のための取り組みをされているとのことでありました。

大府市の保健センターでは、1歳6カ月健康診査と3歳児健康診査で大変先進的な取り組

みをされております。これは行政の方も御存じかと思いますが、割とわかりやすく、発達障がいと診断のつく子もいれば、診断までいかなくとも、何らかの支援が必要。手放しにはできないという子供たちが診断群の周辺にはたくさんおられます。また、保育園や幼稚園でも、いわゆる気になる子たちなど、診断のつかない子供たちが多くいます。こうしたことを考えれば、子供たちにとって初めての機会となる乳幼児健診は、今後の支援につなげていくための最初の機会であり、重要な場であります。

大府市保健センターでは、乳幼児健診における発達障がいのスクリーニングツールとして、1歳6カ月健診でM-CHAT、3歳児健診でPARSを利用しております。M-CHATは国際的にも広く用いられており、乳幼児期のコミュニケーションやこだわりなどの行動について23種類の質問項目になっております。また、PARSは、自閉症の診断補助ツールとして海外でも認められており、人へのかかわり、言葉、こだわり等の行動の特徴を12種類の質問事項について面談をしながら、評価をするやり方であります。こうしたスクリーニングによって、1.4倍から1.5倍の気になる子や診断のつかない子供たちがいるという結果が出ております。

次の質問でございますが、発達障害者支援法にある早期発見との観点からしますと、さらなる診査の改定が必要ではないでしょうか。

また、健診を行う保健師の力量によっても大きな違いが出てくると言われております。保健師が発達障がいに精通しているのといないのとでは大きな違いが出てしまい、スルーしてしまう危険があります。保健師のスキルアップは大変重要ですが、今後、どうされるのでしょうか。

また、大府市のようなM-CHATやPARSといった先進的なスクリーニングツールを使うことについてはどう考えておられるのか。

また、受け皿の問題も大変重要になってまいります。支援の受け皿が量的に乏しいと、当然早期発見の取り組みにも力が入りません。気になる子を見つけて指摘するだけでは保護者の不安を抱かせるだけということになってしまいます。弥富市として、今後の受け皿のあり方について、さらなる拡充も含めて再検討すべきと考えますが、市の見解を伺います。

○議長（武田正樹君） 花井健康推進課長。

○民生部次長兼健康推進課長（花井明弘君） それでは、お答えさせていただきます。

まず最初に、今後の保健師のスキルアップについての御回答をさせていただきます。

発達障がいの知識と認識を深め、寄り添った支援を行えるよう、保健師等に専門知識習得のための各種研修、発達障害福祉事業所や先進市町の視察など、積極的な参加と自己啓発にも努めていきたいと考えております。

続きまして、M-CHATやPARS、こういったもののスクリーニングについての利用

をどう考えておるかという御質問でございますが、1歳6カ月健診では、運動機能・視聴覚等の障がい、精神発達の遅滞等の障がいを持った幼児を早期に発見し、適切な指導、療養の援助を行うとともに、生活習慣の自立、虫歯の予防、幼児の栄養食生活、その他、育児に関する助言を行い、幼児の健康の保持増進を図っていくために実施しております。

M-CHATについては、自閉症スペクトラムのスクリーニング目的で使用され、保護者等による記入式のはい・いいえで答える23項目から成る質問用紙となっております。

PARSにつきましては広範性発達障害評価尺度と訳されますが、広範性発達障害の支援ニーズを評価するための評価尺度です。評価は、広範性発達障害、もしくは広範性発達障害が疑われる当事者の保護者に面接をして、専門家が行う制度となっております。

当市では、1歳6カ月健診にM-CHATを導入するため、平成26年7月に大府市を視察研究させていただいております。そして、翌27年度に、このM-CHATを一部改良いたしまして、導入をしました。しかし、このM-CHATについては保護者等による記入式というもので、はい・いいえでの回答ですので、保護者等の観察力、子供さんがやれているか、やれていないか、こういったことが保護者等の判断によって違ってくることから、保護者の理解度、受け入れ度、こういったものにより早期支援につながらないのではないかということなどを理由として、平成28年度は実施を見送らせていただいております。

従来より行っておりまして問診票、こういったものと、聞き取りなど、個別指導、個別相談に重きを置き、支援が必要かどうかの判断材料の一つとさせていただいております。

最後に、今後の受け皿のあり方について再検討すべきではないかという御質問でございますが、1歳6カ月健診での様子や保護者等の相談により、健診事後教室、わいわい教室とっておりますが、こういったものや、子育て相談、小児科医や臨床心理士に相談等を受けていただくすくすくクリニック、こういったものにつなげております。愛知県青い鳥医療センター、愛知小児保健医療総合センター、こういったところの受診等の案内も行う場合もございます。また、療育が必要と思われる場合はのびのび園を紹介しております。受け皿であるのびのび園の充実や、民間の受け皿への誘導も視野に入れて検討する必要があるかと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 早期発見の取り組みとして、市としても視察などを行われながら、努力をされているという御答弁をいただきました。

先ほどの1歳6カ月健診のときに行う、いわゆる問診等で、要は専門的な方がやらないといけないとなりますと、やれる時期とか、あるいはまた場所とかが限定をされてしまって、保護者の方、また子供さんの御都合に合わせてやるということもなかなか制約がございます。

いろんなところで実は研究開発がされておりますよね。ここでは、ちょっと名前だけ御紹介をさせていただきますけれども、夏に、子どもの発達科学研究所という5大学から成る発達障がい研究の一つの公益社団法人があるんですけれども、そちらの中で我が国における発達障がいの現状と課題という研修会を私自身も受けてきまして、実はゲイズファインダーというものがあります。これは問診ではなくて、視覚、または聴覚を、子供さんの目線であるとか、反応であるとかを見ながら、その子供さんの持っている、例えば興味のあり方であるとか、視線の持っていく方であるとか、親ならこう見るんだけど、子供はここを見ているよと。そういうことを気づくことによって、その子の障がいを見つけるということもあるんですけど、その子の特性を見つけてあげて、子供の教育につなげていってあげるというものがありますが、ゲイズファインダーといいます。これ、300人ぐらい受講者がおる中で、私、手を挙げて、やったんですけど、普通の結果だったんですけど、そのぐらい割と的確にわかるようなものでございます。また、一度研究をしていただいてもいいんじゃないかなと。ゲイズファインダーといいます。よろしくお願いいたします。

質問を続けたいと思います。

発達障がいの子供たちへは、早期療育とともに、そうした子供を持つ親御さんや保護者に対する支援、育成も極めて重要であります。発達障がいのある子は生活のさまざまな面で困難を抱えがちです。失敗が多く、それを大人はつい叱ってしまいます。我が子のことで嘆いている親もいらっしゃいます。我が子が落ちつきがない、集団行動についていきにくい、かんしゃく、怒りんぼさんなど、子育てって難しいな、苦しいなと感じる親御さんがより楽しく、心地よく子育てをするために、ペアレントトレーニングの実施が有効とされております。これは、親が子育てをする上でのアドバイスのようなものであります。

ペアトレに参加をすると、子供のさまざまな行動にどう対応すればよいか学べます。褒め方や指示の仕方の一工夫です。その一工夫で子供が自信を持ち、元気になり、子育てが楽になります。子育てに難しさを感じたら、また健診を受けた後に支援が必要な親御さんに対して、気軽に確実にペアレントトレーニングを受ける体制をつくっていくべきと考えます。

しかし、ペアトレの実施の体制整備を行うには、トレーナーに専門知識のある臨床心理士や心理専門家が行うため、今行っているものの研修にも関係をしてまいりますけれども、開催する時間も、また開催場所なども制約がかかってしまいます。

そこで、もっと気軽に、もっと簡易的に取り組める事業として、6月議会で江崎議員より御提案のあったペアレントプログラムの実施が全国的に進められております。当時の市側の答弁では、先進市を参考にしながら研究をしていくとの御答弁でございましたが、その後の進捗に変化があるようでしたら御答弁いただきたいんですが、なければ結構なんでございますが。

○議長（武田正樹君） 大木児童課長。

○児童課長（大木弘己君） ペアレントトレーニングの実施について御質問いただきました。

ペアレントトレーニングとは、アメリカ・UCLA神経精神医学研究所のハンス・ミラー博士によって1974年に開始された訓練方法で、知的障がいや発達障がいのある子供の問題行動に対して、感情的に怒ってしまったり、諦めて放っておいたりすると、ますます子供は反抗的になってしまい、叱る親や家族もいらいらが募り、ストレスを抱えてしまうという悪循環にある深刻な悩みを抱える家族を支援する方法の一つとして考案されました。

親が子供の問題行動を適切な対応で減少させていく技術を身につけることを目的とし、望ましくない行動は無視し、できない行動には手助けをし、できるようになった行動に対しては褒めていくことを基本的な考え方とし、子供とのよりよいかわり方を学びながら、日常の子育ての困り事を解消し、気持ちを楽にして子育てができるように支援するものであります。

また、現在では、発達障がいだけでなく、不登校や非行を繰り返す子供、虐待を受けた子供、里子や養子などに対応したプログラムが開発されるなど、広がりを見せております。

ペアレントトレーニングにつきましては、現在、市としては実施しておりません。6月のときにもありましたように、その後の進捗に特に変化はございませんが、今後、先進の大阪府や他市の状況等も踏まえ、引き続き研究させていただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 進捗があればということだったんですけど、御説明いただきまして、ありがとうございます。

次の質問に移らせていただきます。

次に、プロジェクトチームの設置について伺います。

今ありましたけれども、不登校をしたり、いじめなどを受けている子供たちの中に、発達障がいを初め、いわゆる気になる子といった診断のつかない子供たちが多く含まれております。はっきりとしたデータはないかもしれませんが、こうした子供たちと接している臨床科や障がい者団体にお聞きをしますと、半数以上はいらっしゃるということです。

「文科省の発達障がい児はどのくらいいるか」について、2012年に文部科学省によって実施をされた調査では、公立小・中学校の通常学級におきまして、知的発達におくれはないものの、学習面、または行動面で著しい困難を示すとされた児童・生徒の割合は6.5%でありました。以前より0.2%増加をしております。仮に1クラス40人の学級とすると、その中に二、三人はこうした児童・生徒が在籍をしていることになります。

発達障害者支援法ができて、この10年間に小・中学校におけるいじめの件数、不登校は増加をし続けております。これを転換していくためには、早期発見と早期療育、支援について

強力に押し進めていく必要がございます。これは一つの担当課でできるものではありません。関係部署の連携は極めて重要ですが、しっかりとしたプロジェクトチームをつくって推進すべきと考えますが、市の見解を伺います。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） プロジェクトチームの設置についてでございますが、発達障がい児の支援についての連携は、小まめな情報提供、支援の共通理解を通して、どの課においても十分な支援ができるように努めています。

しかし、どうしてもその連携が十分でない場合もあるため、心身に障がいのある乳幼児、児童及び生徒の適切な発達、並びに円滑な社会生活の促進を図るため、弥富市特別支援教育連絡会を今年度設置したところであります。

この連絡会においては、障がいのある子供及びその保護者の多様なニーズに応え、乳幼児期から、保育所・幼稚園への入所・入園、小学校の入学、中学校の入学、中学校卒業後の進路選択等の各場面において、一貫した支援、並びに適正就学等のための連携・協力体制を構築することを目的として実施しております。

連絡会の参加者は、小・中学校、幼稚園、保育所、福祉課、児童課、健康推進課、社会福祉協議会、愛厚弥富の里など、関係諸機関の方々、佐織特別支援学校特別支援教育コーディネーターの方です。この連絡会を通して、支援をする側のつながりを強化し、よりよい支援チームで進めていきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 今、教育部長の御答弁では、特別支援連絡協議会、形としては横断的に取り組んでいただいている、そういう疑いのある子たちを、幼児期、小・中学校就学まで支援をしていくという協議会ができ上がっているわけですね。わかりました。

あと、そういった支援をしていく上で、そこに、要は認めない親御さん、弥富市内にもたくさんおられますよね。そういった方々をしっかりとそういう場において適切な療育を受けていただける環境をつくっていかなくちゃならない。これは、前回6月でも民生部長のほうからも御答弁がありましたけれども、それをするためには、この支援法の改正法というものを、我々行政機関の者だけではなくて、また当事者だけではなくて、それを抱える全ての環境でこういう法改正があるんだと。そういう社会に持っていくんだという意義をもってやっていかないと、本当の支援に、必要な人の支援につながっていかない場合もございますので、あとの質問にもそういったことを次第にして質問してまいりますので、続けてまいります。

弥富市障がい者計画には、「就労支援推進と就労機会確保による自立の促進」とあります。しかし、発達障がい者の就労は大変厳しい現状があります。身体、知的、精神の3障がいのような手帳がないからであります。現在、国においても発達障がい者への手帳につま

しては全く明確ではありません。こうした現状の中、手帳のない発達障がい者は愛護手帳や精神障害者保健福祉手帳の取得によって就労につなげている方もおられます。

しかし、発達障がいの中でアスペルガー症候群、高機能自閉症、ADHD、LDなどの方々は知的のおくれはなく、高校や大学へも進学し、卒業もしておられます。卒業後に就職面接を何回受けても落ちて、就職ができない現状があります。たび重なる就職の失敗から落ち込んでひきこもりになる人もおられ、大変厳しい現状です。

弥富市では、こうした障がい者に対して、障害者就業・生活支援センターで企業への支援をしておられます。しかし、企業にばかり採用を求めるのではなく、まず本市みずからが臨職でも嘱託でもいいので、採用していく中で、一般企業で使っていただけるよう門戸を開いていこうと努力することも就労支援の一つではないでしょうか。弥富市の発達障がいへの就労支援について伺ってまいります。

○議長（武田正樹君） 宇佐美福祉課長。

○福祉課長（宇佐美 悟君） 弥富市の就労支援の現状でございますが、発達障がい児（18歳未満の方）、それと発達障がい者（18歳以上の方）、このどちらも現在は障害者総合支援法の対象になっていますので、すぐに一般の企業での就労が困難な方には、まず市が委託しております弥富市社会福祉協議会や愛厚弥富の里での相談専門員に相談をしていただきまして、その人に適した障がい福祉サービス、例えば就労継続支援のA型、またはB型であるとかを受けていただきたいと思います。

今年度は、就労支援事業としまして、海部津島管内の各障害者自立支援協議会合同で、5月15日の日曜日に津島市文化会館におきまして、障がいのある方を対象とした「はたらく情報発信フェア2016」を開催いたしました。管内の多数の福祉事業所に参加していただきまして、それぞれの事業所の特色を説明していただき、今後の進路相談もさせていただきました。今回で2回目の開催でしたが、参加者からは大変好評でありましたので、来年以降も続けてまいりたいと思います。

さらに、海部南部障害者自立支援協議会で、平成28年7月29日に障がい者雇用企業と就労継続支援事業所の見学会を開催いたしました。こちらのほうは小・中学校の先生にも参加していただき、障がいのある子供たちが学校を卒業した後、どのような職場で働いているのかを見学させていただきました。また、企業や事業所側からは、雇用する障がい者に求められていることはどんなことであるか、また学校在学中には何をしておけばよいのかなど、貴重な御意見を賜りました。

さらに、平成27年4月からは生活困窮者自立支援法による就労支援を市の社会福祉協議会に委託しておりまして、福祉センター内で行っております。こちらのほうも、心の病気で働けなくなったとか、生活や仕事などで困っている方に対して、専門のスタッフが話をお聞き

しまして、一人一人の状況に応じた就労支援を行っておりますので、ぜひ障がいのある市民の方にも御利用いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 今、福祉課長のほうから、はたらく情報発信フェアですかね。これ、すごくいい取り組みだと思います。もちろん障がい者就業の生活支援センターに支援をいただいている企業の皆さん、また社会福祉協議会の方も御存じだと思うんですけど、御自分でこういう仕事をしたい、そういう意思表示ができる方もおられます。今回、発達障がいだけに限って申し上げておりますけれども、やっぱり周りで見つけてあげることもかなり重要で、そういった取り組みも今お話の中にはあるということで、大変安心をしております。

実際に市職員の方にも雇われているということですが、いろんな企業で一旦は就労訓練、A・B型の訓練を通して、企業に就職をされても、その就職したということが終着点ではなくて、その人が本当に人生でその仕事を糧に謳歌していける、そういう支援こそが本当の支援だと思いますので、さらにその人に合った職業につけるように、それまで継続できるように継続的な支援をお願いしていきたいなと思います。

この件について、私もちょっと事例がございまして、少し紹介をさせていただきたいと思います。

私ごとですけど、私、メンタル心理カウンセラー資格取得を実は目指しておりまして、数年前から鬱病や精神疾患が常態化して、病院に行けなくなってしまった方やひきこもりになってしまった方の通院支援、または社会福祉協議会、保健師さんにつなげるというようなことを個人的にはやっているんですけども、2年ほど前、人づてに市内に住まわれる親子を御紹介いただきました。

息子さんは30代半ばでお母さんと暮らしています。息子さんは20代前半のころ、勤め先の会社で仕事の多忙と人間関係が原因でストレスがたまっていって、心身に異常を来して会社をやめてしまわれました。それ以来、外に出られなくなってしまい、10年近くひきこもり状態となっていきました。当初、お母さんは息子さんの体を心配して、病院にも行きましたが、鬱病と診断をされ、精神安定剤とホルモン調整剤を処方され、息子さんの改善を待ちました。しかし、一向に改善せず、本人が病院に行くこともなくなり、薬がなくなったら、お母さんがもらいに行くという、いわゆる常態化に陥ってしまいました。お母さんは、息子さんの給仕が日課となり、働きながらの看病となっていきました。御近所には知られまいと気丈に頑張っておられたそうですが、御自身がついにパニック障がいを起こされ、倒れられてしまいました。もっと早くにどこにでも相談をされればよかったんですが、常態化をしないと、そういった考えも持てなくなってしまうということを私たちは知らなければなら

ないのだと思います。

御紹介され、お宅に訪問をして、さまざまなお話を伺いました。当然最初は息子さんにお会いすることはできません。長く同じ病院に通っても、実際本人は病院に行っていないのですけれども、改善を見ないのであれば、紹介状を書いてもらって、病院を変えてみたらと提案をしたんですけれども、難色を示されたわけです。それなら、初診になりますが、大きな病院に行こうということになり、息子さんと会うことが当面の目標となりました。数カ月後には息子さんにも会えるようになり、1年たって、ようやく御本人ももう一度診察を受けるということになりました。新しい病院で診察を受けた結果、何と彼は鬱病ではなく、アスペルガーと診断をされたんです。診てくださった先生は、その場で、先ほど御紹介のあった就労支援施設の紹介をしてくださって、彼も初めて自分の体のことを知って、納得をしたそうであります。

就労訓練を受けることになったわけですが、診断を受け、アスペルガーがどういう症状なのか、詳細な説明を聞いた結果、お母さんはショックを受けておられたんですが、当の御本人は、今までの人生の悩みの原因がわかったことが本当によかったと語っておられました。

その後は、先ほど課長からも紹介、市の社会福祉協議会の方にもすごい協力をいただいて、訓練を受けて、本年初めに支援企業への正社員としての就職が決まったんです。春にはお母さんを大阪のほうに旅行にも連れて行ってあげたそうです。先日も彼に会いまして、この話をするという了解のもとと、近況を伺ったところ、仕事は大変なんだけれども毎日が充実をしている、そういうふうに語っておられました。

お母さんは、彼が子供のころ、健診でお友達とうまく遊べないとの診断を受けたことがあるけど、まさかアスペルガーとは。息子につらい思いをさせてしまったと悔やんでおられました。しかし、当時、発達障がい認知も進んでいなかったでしょうし、そのための支援もなかったと思います。

これは一例ですし、一部にすぎませんが、今回の法改正は、こういった事例に気づける社会、健常者の当たり前が世の中の当たり前ではないということを社会全体で共有することを目指す意味が込められているように思います。

就労支援で市で採用された方々の、また就労支援企業で採用された方々の適性をさらに見きわめて、本当に望む職種、適した職種につけるよう、そういった支援を継続的に今後もお願いしたいと思います。

最後に、学校での対応と課題、地域との連携について伺ってまいります。

発達障がい児・者への支援は早期発見と早期療養が重要であるということ、そして、成長に応じて諸課横断的な支援が必要と申し上げてきましたが、少し違った視点から事例を紹介

したいと思います。

大阪市住吉区にある公立小学校、大阪市立大空小学校を御存じでしょうか。大空小学校は大阪市立南住吉小学校の学級規模が過大になったため、2003年、南住吉小学校の5・6年生が通う学年分校を設立したことに始まります。過大な学級規模が当面の間続く見込みとなったため、2006年4月1日で大阪市立南住吉大空小学校として独立開校をいたしました。

この学校には特別支援学級はございません。発達障がいやさまざまな困難を抱える子供さんも普通学級で学んでいます。教職員は通常のルールに沿って加配をされておりますが、地域の住民や学生のボランティアだけでなく、保護者らの支援も積極的に受け入れた、地域に開かれた学校として多くの大人たちで見守れる体制をつくっております。学校の理念は「全ての子供の学習権を保障する学校をつくる」であり、開校以来、不登校はゼロ、校則もなく、唯一のルールとして、「自分がされて嫌なことは人にしない、言わない」だけであります。

この大空小学校の取り組みはドキュメンタリー映画として2014年に制作をされ、公開をされておりました。既にロードショーは終わっておりますが、各自治体や各種団体の自主上映が続いております。学校の取り組みもすばらしいのですが、地域との連携の一つの事例として大変参考になる映画でございます。

先ほど申し上げました改正法等もございます。大事なことは、市民全員で共有をすることでもあります。そういった形で、来年度、弥富市でもぜひ「みんなの学校」の自主上映を開催すべきと考えますが、市の見解を伺います。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 映画会を開催してはという御質問ではございますが、まず初めに、学校での対応と課題、地域との連携について答弁申し上げます。

学校における特別支援学級への対応としましては、各教科等の授業内容に応じて、一緒に学習したり、朝の会や帰りの会に出席したりして、交流及び共同学習を行っています。

全ての子供に適切な支援を、子供一人一人の実態に応じ、その子供をさらに生かし伸ばすための必要な特別支援を全職員が行うという考えに立ち、さまざまな方法を工夫しながら、教育活動を推進しております。

特別支援教育を行うための体制としましては、各校において特別支援教育コーディネーターの設置、関係機関との連携を図った個別の教育支援計画の策定、個別指導計画の作成、教員の専門性の向上、保護者からの相談への対応や早期からの連携などを整えております。

課題としましては、特別支援学級や通級による指導の対象者が増加していること、通常の学級に在籍する発達障がいのある児童・生徒への教育的対応がますます求められていること、児童・生徒の障がいの状態が多様化していることへの対応などがありますが、特別支援

学級で学ぶ子供も通常の学級で学ぶ子供もみんな仲間であるという思いを育てていくことが基本であり、ふだんからさまざまな教育活動の場を生かして、教師も子供たちも誰もがかけがえのない大切な存在であるという視点に立って、全ての子供を温かく包み込むという雰囲気をつくり、課題を克服していきたいと思います。

学校も地域と連携して子供を育て、地域の教育力を発揮して、共生社会を目指すという観点から、子供を正しく理解し、誤った知識や偏見をなくし、子供の人権を尊重し合いながら、全ての子供が生き生きと育ち、ともに助け合い、支え合う地域の形成を目指すこと。学校と連携しながら、地域の資源や人材を提供し、学校の教育力を高めること。将来、地域社会でさまざまな人とかわりながら、自分らしく生きていけるようになるためには、人々の相互の理解を促進していくこと。そして、家庭、学校、関連機関との連携推進により、障がいのある児童・生徒への適切な支援を継続する地域社会の形成を目指すことが重要であります。今後は障がいへの理解を一層促進するとともに、関連する諸機関との連携を推進してまいります。

さて、紹介のあった映画の上映についてでございますが、この映画は平成25年度文化庁芸術祭大賞も受賞しているとのことで、大空小学校を1年間という長期にわたり追いつけた教育ドキュメント映画で、生徒一人一人に向き合う先生の姿や葛藤、生徒同士のかかわり合い、さらには学校だけではなく、地域や親が一体となっている大空小学校の取り組みが注目され、全国各地で映画が公開されているそうです。

市といたしましても、何かの機会に上映できるよう、方法を考えてまいります。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 本当に今の世の中ですけれども、地域とのつながりというものがあるようでない、ないようであるんですけれども、やっぱり共生というところだと思うんです。今回、9月議会には弥富市健康都市宣言をされております。みんなが幸せに暮らしていけるということにはやはり一定の条件があると思うんですね。それは、やっぱりみんな違って、みんないいんだと。そういったことをまず市民全員で共有していかなきゃならないですし、我々行政に携わる人間は、こういう制度があるよと。こういう考え方になっているよ。法律ってありますけれども、その当事者だけのものではなくて、やっぱり全体で共有していくべきものだと思います。その周知をいかにしていくかというのは、いろんな方法があると思うんですけれども、そうじゃないと、本当にその地域のコミュニティ、連携というのは実は広がっていかないんだと思います。

いろんなそれがないと、個別にいろんなことを考えちゃって、要は知らないことが偏見につながってしまって、差別につながっていく。最悪事件等が起こってしまう。

特にことしの夏の初めに神奈川県で障がい者施設津久井やまゆり園で起こった事件、凄惨

な事件でしたけれども、この事件につきまして、日本発達障がい連盟の金子会長の声明の一部を御紹介して、質問を終わりたいと思うんですけれども、前段、犠牲になられた方へのお悔やみの言葉から始まっています、途中からですけれども、「この事件の異常性から、容疑者の心理的背景や行動の詳細に関心が集まっています。障がいのある人々の命と人生を抹殺することに何の疑問も持たない、非常にゆがんだ認識は断じて許すことができません。けれども、容疑者個人を糾弾し、措置入院や施設の警備を強化することだけでは何ら解決にはならないでしょう。この人権無視の認識がどのようにして生まれ、この異常な行動に至ったのかを考えると、それは決して容疑者本人の中だけで芽生え、醸成をされたものではなく、どこにおいても、誰の中にも生じ得るものではないかと気づかされるのです。幼いときから、さまざまな場面で一定の価値基準により序列化される競争社会の中で、誰もが差別と排除の意識にとらわれる危険性をはらんでいるのではないのでしょうか。差別と排除の対極は、多様性の積極的な肯定です。みんな違って、みんないいという多様な差異と個性を尊重し合える共生社会は、すなわち国連の障害者権利条約で提唱されているインクルーシブな社会の構築に向けて、皆で知恵を出し合い、力を合わせていきたいと思います」とつぶられているんですけれども、まさにそのとおりだと思います。

さまざまな障がいを抱えておられる方々を支援する法整備がなされておりますが、それ自体はよいことではあります。しかし、それが真の効力を発揮するには、先ほどから申し上げていますとおり、社会全体がその必要性を正しく知ることが前提です。折しも本年4月から障害者差別解消法が施行されております。知らないことが偏見を生み、差別につながります。あらゆる制度の確実な実施とさらなる拡充を目指すことと同時に、地域社会で理解と共有が広まるように、私たち議会も含め、政治に携わる全てで周知を図ってまいりたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。再開は午後1時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時01分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、江崎貴大議員、お願いします。

○2番（江崎貴大君） 2番 江崎貴大でございます。

通告に従いまして、大きく分けて2問、質問をさせていただきます。

まず初めに、消防団活動への支援についてお伺いいたします。

近年、働き方の多様化により、地域の役員、消防団等の担い手が少なくなりつつあります。消防団の役割は大きく、地域防災力の強化はもちろんのこと、団員になることで地域への愛着を抱き、地域での人脈づくりができ、若者の流出に歯どめをかけることができる存在でもあります。

そのような中、企業の消防団活動への理解が必要であると考えます。消防団協力事業所表示制度という制度がございます。事業所として消防団活動に協力することがその地域に対する社会貢献及び社会的責任として認められ、その事業所の信頼性の向上につながることで、地域における防災体制が一層充実する仕組みになる制度です。

従業員が消防団に一定数入団していることや、従業員の消防団活動に配慮するなどの条件を満たすと認定し、消防団協力事業所の表示マークを使用し、企業のイメージアップができます。

一部自治体では、入札の際の加点等、優遇措置を行う自治体もございます。また、例えば消防団協力事業所や協賛企業から購入した副賞を、団員の間で決めたMVPに贈呈するということもできます。

消防団の活動に協力的な企業にとって、団員に積極的に参加させたい。団員も消防団に入ることにおっくうにならないと思えるような制度をつくっていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

近隣では津島市や稲沢市が消防団協力事業所表示制度という制度を活用しておりますが、この制度の利用や支援策の実施等の検討をなされてはいかがでしょうか、お伺いします。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） お答え申し上げます。

消防団協力事業所表示制度の支援策につきましては、本市は現在行っておらんところでございますけれども、先ほど議員おっしゃられましたように、海部地区について見てみますと、津島市さんがやっておるわけなのでございますけれども、津島市さんに市が伺ったところ、認定件数は今のところ残念ながらゼロで、このため、他県の制度を研究しながら今後の動向を注視していくという意見は津島市さんからいただいたんですけれども、このほかに、愛知県においては、あいち消防団応援の店事業が検討されておまして、県内の消防団を支援するために、店舗や事業所等に消防団応援の店として登録いただき、団員や家族に割引サービスなどを提供するというものがございます。

私ども本市といたしましては、まずは愛知県との連携も考えながら消防団の応援をしたいと考えておりますが、他市の事例も踏まえ、より効果のあるものを検討してまいります。

また、団員間のMVP表彰につきましても、あいち消防団応援の店の事業とも絡めて推進

していき、また団員に積極的に参加していただける方法についてのお尋ねでございますが、団員確保については、本市に限らず全国的にも厳しい状況でございます。団員確保のための消防団加入へのPRや地域での自主防災活動への協力などでの活動への理解を深めていくなど、積極的に進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） その一方で、団員候補者となり得る個人の意識も最近変わりつつあります。家族を養うため、就職している企業での就労に加え、休みの日は副業をしている若者も多く見かけます。一昔前は、団員の仲間と飲食等楽しい時間を過ごすことが頑張った御褒美として、任務も頑張っていたという形でした。しかし、最近の若者の経済的社会的状況からは、余りそのような傾向を許してくれず、余裕のない生活を送っている人が多い現状です。団員個人に対する減税等の支援策は検討なされないでしょうか。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 御答弁申し上げます。

団員個人に対する減税等の支援策の検討はなされないかということでございますけれども、個人住民税につきましては地方税法に基づいて課税されておるものでございまして、税率などが決められております。これは、国民の税負担の適正化、あるいは住民負担の均衡化を図っているものでございまして、これを減税することや税の控除をするということは難しいものと考えております。

市では、消防団員に対しまして、もちろん報酬の支払いや、訓練や出動の際には費用弁償として支給を行っておりまして、また退職時の報償金については平成26年に5万円を引き上げ、積極的な支援を行っておりましてございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 一番最初のほうの答弁にあったかもしれませんが、支援策の一つとして、近隣自治体の稲沢市では、頑張れ消防団応援事業所なるものを制定して、地元商工会と協力して、団員さんに特典サービスを提供する制度をつくって盛り上げています。例えば飲食店でドリンク1杯サービス、治療院・マッサージ店で治療代割引、美容院でトリートメントメニューサービス、ボウリング場でゲーム代割引など、わくわくする特典がいっぱいあります。団員さんにメリットがあるだけではなく、地元で飲食をしてもらったり、サービスを受けてもらうことで地元にお金を落としてもらうことにもなります。このような制度を商工会に働きかけていただくことは可能でしょうか。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 消防団に加入していただく方にはメリットをとということでございますけれども、議員のおっしゃるようなことも考えられると思いますので、今後、稲沢市さ

んともども参考にしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 検討をしていただけるということで、よろしくお願いします。

若者が消防団員になることで地域への愛着を抱き、若者の流出を防ぐ要因にもなりますので、知恵を出し合って対策を練っていただくことをお願いして、次の質問に移りたいと思います。

続きまして、弥富市における障がい者雇用に関して質問いたします。

ことし4月から改正障害者雇用促進法が施行されました。この法律による障がい者の雇用対策はどのようなになっているのか、お伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 大河内商工観光課長。

○商工観光課長（大河内 博君） それでは、障害者雇用促進法について説明をさせていただきます。

障がい者の雇用義務として、民間企業、国、地方公共団体は、法定雇用率以上の障がい者を雇用しなければならないと定められております。雇用義務の対象となる障がい者は、身体障がい者、または知的障がい者です。なお、精神障がい者は雇用義務の対象ではありませんが、精神障害者保健福祉手帳所持者を雇用している場合は雇用率に算定されることになっております。

この法定雇用率について、一般民間企業で50人以上の規模では2%、また国や地方公共団体で43.5人以上の規模では2.3%となっております。いずれの障がいも手帳を持っている方が雇用率に算定されます。

次に、障害者雇用納付金制度ですが、こちらは平成20年度から始まった制度です。年々対象となる事業者が拡大され、平成27年4月からは常時雇用している従業員が100人を超える事業主が対象になっています。

内容としましては、前年度の雇用障がい者をもとに納付金の申告を行い、障がい者の法定雇用率を下回る場合は納付金の納付が必要となり、障がい者の法定雇用率を上回る場合は調整金が支給されます。

これらの制度はいずれも国の制度ですので、ハローワークや独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構などで実施しております。

この障害者の雇用の促進等に関する法律が改正され、平成28年4月1日から施行されました。大きな改正点としましては、平成30年4月1日からは法定雇用率の算定基礎の対象に新たに精神障がい者が追加されることになっております。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） それでは、弥富市内の企業において、法定雇用率の達成状況等、障が

い者雇用の状況はどのようになっているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 大河内商工観光課長。

○商工観光課長（大河内 博君） 市内の企業での障がい者雇用状況につきましては、市役所としては把握しておりません。ハローワーク津島で確認しましたところ、市内の50人以上の企業は25社ありまして、平成28年6月1日現在で、そのうち11社が法定雇用率を達成しているとのことでした。

津島管内全体では、平成27年度の障がい者の求人者数は508名、企業への紹介者数は836名、就職者数は290名であったということです。

また、商工会では障がい者雇用状況までは把握していないということで、確認はできませんでした。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 今御答弁いただいたように、一般の企業においてはそれぞれの事業主さんの事情があるとは思いますが、特に弥富市と提携をしている法人、例えば弥富福祉会であったり、そのような組織での障がい者雇用状況はどのようになっているのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 大河内商工観光課長。

○商工観光課長（大河内 博君） 障がい者の雇用状況を聞き取り調査を行いました。福祉会（輪中の郷）では4人、シルバー人材センター、社会福祉協議会では採用はしていないとのことでした。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 社会福祉協議会は福祉にかかわるところでございますので、こちらのほうでも雇用の方向を進めていただけるようお願いいたします。

続いて、弥富市役所においては障がい者雇用の現状はどのようになっているのでしょうか、お伺いします。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 弥富市役所における障がい者雇用の状況はという御質問にお答えさせていただきます。

平成3年に一般事務で1名、平成20年に用務員で1名、平成25年に一般事務で1名、平成27年に用務員で1名の計4名を採用しており、法定雇用率は達成しております。

法定雇用率は、地方公共団体は2.3%であり、弥富市の実雇用率は2.15%で、2.3%を下回っておりますが、法定雇用率から算出した障がい者必要雇用者数6人に対し、障がい者実雇用者数6名、こちらにおきましては、障がいの程度によりまして1人で2人というカウントができるということでございますので、今現状6ということで、法定雇用障がい者数を達成しているため、採用しなければならない障がい者の数がゼロとなり、法定雇用率を達成して

いるという状況でございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） それでは、その中で、身体障がい、知的障がい、精神障がい等のそれぞれの内訳はどうなっているのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 身体、知的、精神障がい等のそれぞれの内訳はという御質問についてお答えさせていただきます。

身体障がいの採用は3名、知的障がいの採用は1名でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 精神障がい者の雇用はゼロということでしたが、近年、精神障がい者がふえつつある傾向にあります。そのような方の雇用の割合をふやす考えはないのでしょうか。

身体障がい者であれば、ハンディを取り除くことによって対応できるのですが、精神障がい者にとっては、今までどおりの従来の働き方という考えでは、働く当事者にとっても受け入れる側にとっても負担とリスクが大きくなります。新たな働く場の創出や働き方の転換という大変な作業が伴ってしまいますが、市役所が率先して行うべきことだと考えます。

精神障がい者は、適切に指示を出し、感情のコントロールができる状況下を維持することができれば、真面目に作業をし、個々人の特性をうまく利用することもできます。

障がい者を雇用する配慮として、例えばある民間企業においては、特定の人が指示を出し、急な仕事の変更はしない、優先順位をつけて仕事を与える、混乱したときに落ちつく場所を提供するなど、工夫をし、長く戦力として力を発揮してもらっている実例が多くあります。

精神障がい者の雇用に関して、これまでどのように検討されてきたのか、また今後どのように検討していかれるのか、お伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 精神障がい者の方がふえつつある傾向にある中で、市として、採用について、過去からどのような格好で検討してきたかという御質問でございますが、過去の障がい者の採用時におきましては、受け入れ体制の整備、障がいの特性に合う業務を検討し、精神障がいだけではなく、身体障がい、知的障がいを募集させていただいておりました。現在、法定雇用率は達成しておりますので募集いたしていませんが、法定雇用率が達成していればそれでいいとは考えておりません。法定雇用率は5年ごと、平成30年の4月に再度見直しがある予定でございますが、それに合わせて、障がい者の特性に合うような業務を検討し、新たな雇用の創出に向けて取り組んでいきます。よろしくお願いま

す。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 江崎議員に御答弁申し上げます。

今、弥富市では、身体に障がいのある方、知的な障がいをお持ちの方、そしてまた精神的な障がいをお持ちの方、非常にふえておるわけございまして、全体の数としては1,800から1,900名ぐらいお見えになるような状況でございます。特に最近では精神的な障がいをお持ちの方が非常にふえてきているというのが私どものまちにとっても一つの顕著なあらわれかなあと考えております。そういった方が地域の中で、あるいは家庭の中で、そしてまた我々行政がどのような形で応援をさせていただくかということにつきましては大変重要な問題であろうと思っておるところでございます。

先ほどその方たちの就職、いわゆる仕事の場というお話でございますけれども、身体に障がいのある方、あるいは知的な障がいのある方につきましては、法定雇用率の問題の中で私ども行政といたしましてもクリアをさせていただいておるところでございます。しかしながら、精神的に障がいをお持ちの方をどのような形で行政の場の中で仕事をしていただくかということにつきましては、我々も相当勉強していかないとその人のためにならないとも思うわけでございます。

そうした形の中で、関係市町村、自治体との連携の中で、どのような状況で精神的な障がいをお持ちの方を雇用してみえるかということについては我々も勉強していきたいと思っております。

先ほど課長が答弁しましたように、新たな雇用の創出に向けて、これからもしっかりと勉強していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 最初の質問でも御答弁いただいたとおりに、平成30年度から精神障がい者の方も障がい者枠の中に入り、法定雇用率が引き上げられるように今後なっていきます。また、最初の法律の説明をいただくところでなかったんですけども、採用の場面で、単に障がい者だからという理由で採用しないということはしてはいけません。また、採用後も、障がい者に対する合理的配慮をして、自分の能力が発揮できるように壁となるさまざまなことを解決していく努力をしていかなければなりません。

精神障がい者を雇用しようと思うのであれば、人的環境と物的環境を整備していかなければなりません。人的環境は、ジョブコーチとして常に見ていなくてもいいんですけども、何かあったときに理解してあげられる、フォローしてあげられる信頼できる知識のある人を職場の中に配置しておく必要がございます。今現在いる人でフォローできるということであれば、言うことはありません。また、物的環境ですが、精神障がいの方は突然パニックにな

ったり、感情がコントロールできなくなることがあります。トイレなどにこもって大声を出したり、ひとり言を言ったり、刺激を遮断することによって落ちつきを取り戻したりするのがよくある例です。このようなときにひとりになれるスペースを用意してあげて、何かあったときにはそこで落ちつくまでクールダウンしていいよとアナウンスしておくことが重要になります。

精神障がい者の人に健常者と同じ枠組みで働けというのは、車椅子の人に歩きなさいと言っているのと同じようなことです。

いろいろな雇用の場を創出するのはもちろん大事なのですが、精神障がい者を受け入れるにはそのための環境整備が重要だと考えますが、環境整備を進めていくお考えは市としてはございますでしょうか。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 環境整備をしていくかというような御質問でございますが、まず市としてはどのような業務を行っていただくか、いろいろな障がい、今、精神障がいというお話ですが、精神障がいに合うような業務を検討して、それに合うような状況で、今後、どのような業務があるかを確認した上で募集をしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 受け入れ側の体制が整っていないと、平成30年度からせつかく改正されるので、受け入れた場合に長く働くことができないということが懸念されます。そのようにならないように今から進めていくことが大切なんじゃないかなと。知識も含めて環境を整えていくことが必要なんじゃないかなと考えます。一人でも多くの障がい者の方が経済的に自立をして、税金を納めることができるようになっていただかなければならないと思います。そのためにも、市が率先して、精神を含めた障がい者雇用を進めていただけるようお願いいたします。私の質問を終わります。

○議長（武田正樹君） 次に、早川公二議員、お願いします。

○9番（早川公二君） 9番 早川公二でございます。

今回は、大きく2点質問していきたいと思います。

まずは人口減少について。以前、27年の9月議会でも質問させていただきましたテーマでございます。

その際の市側の答弁で、本市の現状と課題を踏まえ、今後の人口減少問題に対応していくには2つの方向性が考えられます。1つは、出生率を向上させることによって人口減少に歯どめをかけ、将来的に調和的な人口構造を目指すことであり、もう1つは、転出の抑制と転入の増加によって人口規模の安定と確保を図ることです。この2つの対応を同時並行的かつ

相乗的に進めていくことが必要となっていくます。また、一方で、当面は避けることのできない高齢化、人口減少社会を前提とした効率的かつ効果的な社会基盤を構築していくという観点を持つことも求められます。こうした観点から、本市の今後の取り組みにおいて目指すべき将来の方向として4つの基本方針を上げますとあって、1. 産業を振興し、安心して働ける場をつくる、2. 地域の魅力を磨いて発信し、人の流れをつくる、3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、4. 活力ある地域をつくり、バランスのよい発展を目指すとの答弁でございました。この4項目についてのその後の進捗状況をお伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） それでは、御答弁申し上げます。

平成27年9月議会においての当時策定中でございました弥富市人口ビジョンの中におきまして、目指すべき将来の方向、先ほど議員がおっしゃった4つの方向で、おおむね国に準じて基本方針として考えておりました。この時点におきましては、具体的な戦略・施策は検討中である旨をお伝えいたしました。

その後、人口ビジョンとあわせて策定することとなっております総合戦略の基本目標との整合性を求めることから、最終的には、先ほどの1のところは、安定した雇用を創出する、2が新しい人の流れをつくる、3番目が若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、4として、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに地域と地域を連携するといった4つの基本方針を掲げることとしたところでございます。

弥富市人口ビジョンにつきましては、本市の人口に関する現状と課題を把握し、本市の目指すべき将来の方向を示すため、平成72年、2060年でございますが、将来展望人口を定めた長期ビジョンとなっております。

この4つの基本方針は、弥富市まち・ひと・しごと創生総合戦略において基本目標として掲げ、それぞれ取り組むべき施策、事業、数値目標、重要業績評価指標（K P I）を設定し、高齢化、人口減少に伴う地域の変化に柔軟に対応しつつ、地域資源を最大限に活用しながら、直面する課題の解決を図り、住民が将来にわたり安全・安心で心豊かに生活できる環境づくりを進めております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 早川議員。

○9番（早川公二君） 弥富市まち・ひと・しごと創生総合戦略の数値目標を設定したということですが、この数値目標と重要業績評価指標（K P I）の前提の仕方というのを伺いたいします。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） この数値目標につきましては、総合戦略の中ではこの基本目標の達成に向けて、どのような政策を推進していくかを基本的方向として、基本目標ごとに地域

の実情に応じながら、５年間の計画期間のうちに実施する施策を取り組むべき施策として盛り込んでおります。

総合戦略には基本目標ごとに５年後の数値目標を設定しており、また取り組むべき施策については、それぞれに対し客観的な重要業績評価指標（ＫＰＩ）を設定しております。

この数値目標や重要業績評価指標（ＫＰＩ）の設定に当たっては、各担当課におきまして取り組む施策、事業の内容、人口動態、社会情勢等を勘案して算出しておるところでございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 早川議員。

○９番（早川公二君） 数値目標と重要業績評価指標がここに載っておるんですが、見ると、平成26年度と５年後の31年度の目標、指標というのが載っているんですね。５年後も推計では人口減少するというふうに言われておって、例えば５年後に人口がふえていくよとなっておるのであれば、この目標数値が上向きでも納得がいくところなんです、私が調べたところ、５年後にはおおよそ四百二、三十人減るという推計にもなっておりますので、目標の根拠についてお伺いしていきます。

まずは基本目標１の安定した雇用を創出するという部分で、市内事業所就業者数、平成26年２万3,614人、これを平成31年度には２万4,800人、製造業における事業所数、平成26年度154事業所、平成31年度には160事業所、製造業における従業員数は、平成26年度5,002人、平成31年度では5,250人、全産業における事業所数、平成26年度2,202事業所、平成31年度2,300事業所となっております。この根拠をお伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） それでは、基本目標ごとの数値についての御説明を申し上げます。

市内事業所就業者数でございますけれども、平成26年度２万3,614人で、平成31年度２万4,800人という目標を掲げておるところでございますけれども、こちらにつきましては、各年度１％の５年分を見込んで算出したものでございます。これにつきましては、経済センサスの従業者数を見込んで想定しておりますので、経済センサスの実施済みが28年度ではございますけれども、結果は来年になると思われしますので、それを見ながら、また調整していきたいと思っております。

次に、製造業における事業所数でございますけれども、154事業所が31年度には160事業所。こちらにつきましても、経済センサスの製造業事業所数によりおおむね１年に１件、少ないですけれども、年１件の増を見込んで算出したものでございます。

また、製造業における従業員数でございますけれども、26年度が5,002人で、31年度5,250人ということでございますけれども、こちらも経済センサスの製造業従業者数よりおおむね

年50人の増を見込んで算出しております。

全体における事業所の数でございますけれども、2,202事業所のところ、2,300事業所と見込んでおりますけれども、こちらにつきましても、経済センサスをもとにおおむね20事業所の増を見込んで算出しておるところでございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 早川議員。

○9番（早川公二君） 説明を聞くと、年1件だとか年50人だとか、おおむね20事業所という根拠なんですけど、もう少し具体的に細かいところの根拠を示していただきたい部分ではあるんですが、時間の都合上、ここはあえてそこまでは突っ込みませんが、次回はそこら辺もきちんと聞いていきたいと思います。

次に、2番の新しい人の流れをつくるという項目の中で、人口社会増減数が、26年度はマイナス18人、31年度65人となっております。このマイナス18人というのは、転出者が多くて転入者が少ないということなんですかね。転出のほうが18人多かったという解釈でいいのか、ちょっとその点を1点伺いたします。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） そのとおりでございます。

○議長（武田正樹君） 早川議員。

○9番（早川公二君） 社会増減数マイナス18人、31年度65人。市のホームページアクセス件数、平成26年度で25万3,382件、平成31年度は40万件にすると。20歳から49歳の社会増減数、平成26年度はマイナス3人、平成31年度が46人。市内高校の市イベント（春まつり、健康フェスタ、盆踊り等）参加者数、平成26年度280人、平成31年度400人。観光入り込み客数、市内観光施設等の利用者数ですね。平成26年度60万人、平成31年度65万人。三花まつり（春まつり、芝桜まつり、藤まつり）の入り込み客数、平成26年度2,2万人、平成31年度3万人。この部分も全て数字が上向きで設定してあります。この根拠をお伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 基本目標2の新しい人の流れをつくるの中の数値目標でございますけれども、人口の社会増減数、マイナス18のものを平成31年度は65人ということで考えておるところでございますけれども、弥富市人口ビジョンにおきまして、平成27年から32年にかけて324人の社会増、転入超過。先ほどの反対なんですけれども、その部分を見込みまして、5年間で平均化して算出したものでございます。

次の市ホームページのアクセス件数でございますけれども、これにつきましても、平成27年3月1日のホームページリニューアルによりましてアクセスしやすい環境にしたことや、タイムリーな情報発信をすることにより、現状の約1.5倍のアクセス数の増加を見込んでおります。これにつきましては、スマホのさらなる台数の増とか、スマホではなくても、ガラ

ホとか、そういうのもふえてきますので、その分も見込んで算定しております。

次に、20歳から49歳の社会増減数でございますけれども、こちらマイナス3人で、増が46人ということでございますけれども、これにつきましてもやはり先ほどと同じで、弥富市人口ビジョンにおいて、平成27年から平成32年にかけて229人の社会増、転入増加を見込んでおり、その5年間を平均値化して算出しております。

具体的な次の項目でございますけれども、市内高校の市イベント（春まつり、健康フェスタ、盆踊り等）の参加者数につきましては、280人を倍近い400人ということで31年度に予定しておりますが、こちらにつきましては、今まで海翔高校さん及び愛知黎明高校さんの生徒さん方が市のイベントにボランティアで参加していただいております実績でございますけれども、市との協働をより強化するために、海翔高校及び愛知黎明高校さんへの一層の働きかけによりまして1.5倍の参加を見込んでおるところでございます。

次に、観光入り込み客数でございますけれども、60万人を65万人ということで、平成26年度に出した算出方法につきまして、愛知県が報告している数値、海南こどもの国、弥富野鳥園、名港ゴルフ倶楽部、歴史民俗資料館の入場者数の実績より算出しております。31年度の算出方法につきましても、各観光施設のイベント情報などをホームページやツイッター等を活用して情報発信することで、おおむね1万人の来場者数の増加を見込んでいるところでございます。

続きまして、三花まつり（春まつり、芝桜まつり、藤まつり）入り込み客数でございますけれども、平成26年度2.2万人を3万人にということで、平成26年の算出方法につきましては、3つのイベントのおおむねの実績により算出しておりまして、春まつりが1万5,000人、芝桜まつりが5,000人、藤まつりが2,000人という実績ということで算出したものでございます。31年度につきましては、各まつりのイベント情報について、ホームページ、ツイッター、これも同じようなことでございますけれども、情報を広く発信するということで、口コミも含めまして約50%の来場者数の増加を見込んでいるところでございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 早川議員。

○9番（早川公二君） これも、おおむね年何万人とか、非常に大ざっぱな根拠かなと思いますが、これもまた質問していきたいと思っております。

次、3番の項目です。若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるというところで、合計特殊出生率、平成24年1.56から平成31年1.62。子育て世帯の転入超過数、平成26年度がマイナス16世帯、平成31年度が10世帯。結婚活動相談支援登録者数、この総合戦略のものには平成27年3月の数字は載っておりませんでしたが、調べていただきまして、これは平成28年3月の11人から、平成32年3月が30人。出会い創出事業、これは平成27年度2事業、平成

31年度に4事業。結婚活動相談支援事業を通じた成婚数、平成27年度ゼロ、これを平成27年度から平成31年度累計で5組にすると。出生数を、平成26年367人から平成31年390人となっておりますが、これも根拠をお伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 基本目標3の若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるという数値目標の件でございますけれども、合計特殊出生率につきましては、平成24年の算出のデータでございましたので、これにつきましては、人口動態、保健所が出しておる市町村別統計の数値を引用したものでございます。

31年の算出方法につきましては、平成32年の合計特殊出生率の仮定値が約1.62となっておりますので、平成20年から24年の1.56を平成24年の実績値とするのと同様の考え方で、平成30年から34年を1.62として、平成31年の目標値としたものでございます。

こちらにつきましては、愛知県において、平成27年度1.49で、国においては1.46という合計特殊出生率がございますので、本市におきましては一応それよりは高くなっておるんですけれども、そのような目標値を掲げております。

次の子育て世帯の転入超過数でございますけれども、こちら26年度は残念ながらマイナス16世帯となっておりますが、平成31年度にはプラス10世帯ということで目標を掲げております。この算出方法につきましてはでございますけれども、高校生までの子供がいる世帯の転入転出届け出状況から算出しておるものでございます。31年度の算出方法につきましては、子育て支援施策のさらなる充実といいますか、情報提供も含めまして、情報発信により、各年おおむね5世帯ずつ子育て世帯数の転入超過を見込んだものでございます。

次に、結婚活動相談支援登録者数でございますけれども、こちらにつきましては、平成32年の3月で30人ということ算定しております。先ほど議員もおっしゃいましたが、27年の算出方法は、開始していないので実績がないということでございましたが、ことしの28年3月現在では11人ということで御報告いたしました。32年3月の算出方法でございますけれども、28年度から31年度を各6人掛ける4年といたしまして、27年度を15人、それから28年度から31年度を各年度6人掛ける4年ということで、計39人のうち、5組が成婚したとして10人が登録解除して、減る方もおりますので、30としております。

出会い創出事業につきましてでございますけれども、こちらにつきましても、先ほどの実績はないんですけれども、27年度に婚活を行ったということで、事業数は2事業ございます。31年度には4事業実施していきたいということでございます。31年度の算出方法は、社会福祉協議会、今でもやっていただいておりますけれども、このイベント3事業と、JAさんなり、民間の婚活イベントを1事業見込んでおるところでございます。

結婚相談支援事業を通じた成婚者数でございますけれども、こちらにつきましても、27年

度から31年度の累計として5組を掲げております。こちらの算出方法でございますけれども、27年度から婚活相談支援事業を始めておりましたので、平成28年度から、年1組掛ける4回プラス1組を見込んでおるんですけれども、5組を目標として算出しております。

続いて、出生数でございますけれども、367から390ということで数値を上げておりますが、26年につきましては住民基本台帳の実績でございます。31年の算出方法につきましては、合計特殊出生率の伸び率、先ほどのを計算しますと3.8になりますので、それをもとに4%増として、367人掛ける1.04ということで381人が出るんですけれども、もうちょっと期待値ではないんですけれども、それを含めて390ということで目標を定めております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 早川議員。

○9番（早川公二君） 成婚数、28年度から年1組なんで、27年度がゼロで、28年度からやっていきやあいいことだなと思っておるかもしれませんけれども、実際27年度がゼロということは、28年度もしっかり頑張らないと年1組にはならないのかなと思いますので、しっかりやっていていただきたいと思います。

次、4番の、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するの部分で、ここは1点だけです。地域づくり補助金を活用した団体数、平成26年度69団体、平成31年度80団体、この根拠をお伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 基本目標4の時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するという基本目標の中の、地域づくり補助金を活用した団体数でございますけれども、実績、26年度は69団体でございますが、平成31年度には80団体ということで算出しておりますが、これから市民との協働ということは非常に大切なことでございますので、これからもどしどし地域づくり補助金を活用していただきまして事業に取り組んでいただきたいということで、各年度2団体の新規の団体の活用を見込んで算出しておりますのでございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 早川議員。

○9番（早川公二君） それぞれもっともっと、本当はKPIとかあるんですけれども、私が特に気になった部分の根拠の説明をいただきましたが、この数値目標、KPIをその数値目標どおりに達成していくのにどのように進めていくのか、お伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 総合戦略の進行管理といたしまして、特に結果重視が重要視されておまして、数値目標や重要業績評価指標（KPI）の達成度を毎年度PDCAサイクルによりまして効果検証を行ってまいりたいと思っております。

効果検証につきましては、総合戦略推進会議において行いまして、毎年度、施策・事業の進捗状況や数値目標、重要業績評価指標（K P I）の達成状況などの検証を行いながら、必要に応じて施策・事業の見直しなどを行いまして、先ほどのP D C Aサイクルによる総合戦略の進行管理を行ってまいりたいと考えております。

なお、今年度におきましては、11月ごろに効果検証のための会議を開催する予定をしております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 早川議員に御答弁申し上げます。

今までの地方創生という形の中での総合戦略、昨年、私どもが策定した総合戦略につきましては議員各位にもお配りをさせていただき、それを5年間の一つの計画指標としてまとめさせていただいたものでございます。ことしが2年目という形の中で、議員のほうからも改めてまたこういう御指摘をいただくということは大変私どもとしてもありがたいなと思っております。

その中で、弥富市のまちづくりをどうしていくんだ、あるいは人口という形の中で人づくりをどうしていくんだ。そしてまた企業誘致という形の中で、仕事の間、いわゆる雇用の場をどうしていくんだということが非常に大きな課題であり、またそれは人口減少社会、少子・高齢化社会の中において喫緊の課題であろうとも共通認識をしておるところでございます。

そういうようなことを進めるためには、必要なのは財源でございまして、私どもといたしましては、自主財源だけではなかなかこれを到達することが難しい部分もあるわけです。民間の活力を利用する、あるいは金融界のお金を利用させていただくというような状況の中で、バランスのある成長を遂げていかなきゃならないだろうとも思っておるところでございます。我々が自主財源だけでやっておっても、なかなか大きく発展をしていかないということで、適度ある起債を発行しながら、あるいは借金をお願いしながら、これをまちづくりに結びつけていくということの施策も必要だろうと思っております。

そういう状況の中において、私どもの財政力というものを、これから将来に対して、財政力ということについてもお示しをさせていただいております。新たにそういうようなことに対する財政力の問題を注視しながら、しっかりとまちづくりをしていくということが大事だろうと思っておりますので、議員各位の御協力もよろしくお願い申し上げたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 早川議員。

○9番（早川公二君） 財政力が非常に大事という市長のお答えでありました。

それも大事なんですが、この総合戦略をどのように進めていくかということで、私が今回

言いたかったのは、市側だけではこの目標は達成できないと自分は考えているんですね。どうということかという、市民4万4,000人総活躍ぐらいにやっていかないとこの目標は達成できないんじゃないかと自分は考えています。

これでも市内事業所就業者数をふやすとなっております。具体的にどういうふうにふやすのかなともっと突っ込んだ質問をして、もっと細かい根拠を示していただきたいかったところであるんですが、この部分をとっても、市内の全ての事業所に31年度までにこれだけふやしますから協力してくださいねという働きかけとやってないですよ、きっと。そういうことを事細かくやっていかないと、この数値目標というのは決して達成ができないんじゃないのかなと、そのように思っております。

あと、祭りに関しても、観光入り込み客数を5万人ふやすとなっておりますけれども、どうやったらふえるのかなあと。本当にもっと細かい根拠を示していただきたいところもありますが、これもやはり市民と行政が一体となって、市民の方でもイベントをやっている方とか見えますので、そういうところにも声をかけて進めていこうとしているのかということなんです。

何にせよ、この目標については市役所だけで達成ができる問題じゃない。市民一体となり、4万4,000人総活躍を目指してやっていっていただきたいなということをお願いしまして、この問題については終わらせていただきます。

次、名古屋競馬場について、知事は名古屋競馬場を弥富トレーニングセンターへ移転するための検討を行うことを打ち出しましたが、現状の進捗ぐあいというか、現状の情報というか、本当にこちらに来るのかということ、知っている範囲内でいいもんですから、お伺いします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 名古屋競馬場の弥富トレーニングセンターへの移転ということについての御質問でございます。

ことしの3月に大村知事から公室のほうへ来いということでお話をいただきました。どういってお話かなあといろいろと疑心暗鬼しながら行ったわけでございますけれども、名古屋と愛知県でアジア大会を共同開催していきたいということでございました。それは2026年、これから10年後になるわけでございますけれども、そういうことが大前提にはなるわけでございますけれども、このアジア大会が決定するならば、今の名古屋の土古にございます名古屋競馬場を選手村にしていきたいということでございました。そして、現在の名古屋競馬場を弥富のトレーニングセンターのほうへ移転するという形でのお話でございました。

大変結構なお話でございますので、ぜひこのことが可能になるように御努力ください。また、私どもとして、御協力できる部分がありましたら協力もさせていただくというようなこ

とでお話をいただいたわけでございます。

現在、アジア大会が名古屋市との共同開催ということの中で、河村市長と大村知事とのいろいろなお話し合いがあるわけでございますけれども、私はいい方向に行っていたきたいということを思っております。全体の運営費、財源が非常に大きいという形の中で、河村市長の立場もよく理解できるところでございます。市民に説明をする、議会に説明をするということに対して、しっかりとした数値をいただきたいというのが名古屋市の考え方だろうと思っております。

しかし、明日、東京でＩＯＣの大会、そしてまた９月２５日にはベトナムでＯＣＡ、いわゆるアジア・オリンピック評議会が開催をされます。そうした中で、市長と知事が同歩調をとっていただけるだろうということを思っております。

９月２５日にベトナムのダナンの評議会で決定されれば、私は、この３月にお聞きした大村知事の話というのは具体化していくんじゃないかと思っておるところでございます。

そのときにも、ことし予算をつけて、いろいろと検討したいというお話もいただきました。名古屋競馬場の移転についての予算をつけて検討していきたいという話がございました。そうした形の中で、今、移転の可能性を検討するための名古屋競馬将来構想検討調査ということが県のほうで行われております。それが今、真っ最中であるというふうに思っております。そして、本年１２月に中間報告をしていくということでございます。そして、平成２９年３月には最終報告を示していくということになっておりますので、来年３月の最終報告について、必ずやいい方向で御決定していただくことを強く要望しているところでございますので、弥富市民も含めて、全員でこの吉報を待ちたいというところが現状でございます。

○議長（武田正樹君） 早川議員。

○９番（早川公二君） まだ決まらないということではあるんですが、私は、絶対決まると信じております。そんな中で、気の早い話かもしれませんが、まず一番問題になってくるのは、利用者の公共交通機関をどうするのかということが一番問題じゃないのかなと思っております。

ちなみに土古競馬場の来場者数、２６年度１６万１，７１３人、２７年度１５万９，２５０人。このうち公共交通機関を利用する人というのは、細かい調査はやっていないみたいなんですけど、おおむね４割ぐらいだということで、年間の開催日数が１１２日だか１１３日ぐらいだったりするんです。計算すると、大体１日の公共交通利用者数というのは５７０人前後ぐらいじゃないのかなというふうに考えております。その辺は決まってからの話なんでしょうけれども、今の公共交通機関をどう整備していくかという考えがあったら、一度お伺いしたいと思います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 議員も御承知だと思いますけれども、今、競馬場の売り上げというの

は、その大半がネット販売。インターネットで競馬に参加して楽しんでもいただくというような状況で、現場まで足を運ばれて競馬観戦というものが大変少なくなっているというような状況でございます。しかし、このネット販売そのものが急速に伸びておるものですから、名古屋競馬場も累積赤字が非常に大きいわけでございますけれども、いわばV字回復のように、今、好成績になってきている。もうあと数年すれば黒字化になるんだろうというようなお話もいただきました。

そして、今、名古屋競馬場の移転の問題について、いろんな検討会議を企ててみえるということでございますので、当然そういったような人の流れ、人の動きということについても検討が加えられるだろうと思っております。

私が一番最初に知事に、あるいは河村市長にお願いしたのは、南部の交通機関の活性化をぜひこの名古屋競馬場とともにお願いをしていきたいということをお願いしました。市バスの名古屋への乗り入れであるとか、あるいはいろんな交通機関に対して、この競馬場、並びに西部臨海工業地帯、そして南部の交通アクセスというような状況でお願いをしていきたい。一番いいのは、あおなみ線を長島温泉まで引っ張っていただくのが一番いいですよということも加えながらお話をさせていただいておるわけでございますけれども、今この段階で最終的にお答えをいただけるようなところではございませんので、これからも西部臨海工業地帯、あるいは名古屋競馬場との交通アクセスについてのお話をさせていただきたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（武田正樹君） 早川議員。

○9番（早川公二君） 市長の言うとおりに、ネットでの売り上げが大半だということではあるんですけども、実際現場でリアルに競馬が見たいという方は見えますでしょうし、ナイター設備を完備したら、今以上に人がふえるかもしれないという可能性もありますし、立地条件も湾岸のすぐ近くだということもありますし、今のところに比べても、車で来る人たちの交通の便というのは非常にいいんじゃないのかなと私は考えておりますので、何にせよ、これは決まってからのことですので、また決まったら、この件に関しても再度質問していきたいと思います。

以上、終わります。ありがとうございました。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。再開は2時15分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時05分 休憩

午後2時15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、鈴木みどり議員、お願いします。

○6番（鈴木みどり君） 6番 鈴木みどり、通告に従いまして質問をさせていただきますが、質問の前に、昨年10月に起きました佐古木地区における火災後の残存物がきれいになりましたこと、関係者の皆様に深くお礼申し上げます。ありがとうございました。

それでは、一般質問に入っていきたいと思います。

初めに、後期高齢者医療制度についてお伺いしたいと思います。

2025年には団塊の世代が75歳となり、推定3,657万人が後期高齢者になろうとしています。平成20年4月1日から75歳以上の高齢者に係る医療については、財政基盤の安定化を図るという考え方から、今までの医療保険から独立した後期高齢者医療制度が実施されることになり、この運営は全市町村が加入する特別地方公共団体である広域連合が担うことになりました。

この保険の対象となる方は、75歳以上の方、65歳から74歳で一定の障がいのある方です。75歳からの加入については手続は要りませんが、65歳から74歳で一定の障がいのある方については申請をしなければいけません。これは各市町それぞれの対応のようですが、弥富市についてお伺いします。この加入率はどうなっているのでしょうか、お願いします。

○議長（武田正樹君） 佐藤保険年金課長。

○保険年金課長（佐藤栄一君） では、鈴木議員の御質問にお答えさせていただきます。

後期高齢者医療制度の対象になる方は、今、鈴木議員が言われたように、75歳の誕生日から加入していただきます。加入については手続のほうは要りません。

なお、65歳から74歳の方で一定の障がいのある方は、申請により加入することができます。一定の障がいのある方でございますけれども、まず1番が、身体障害者手帳1から3級の方、2番、身体障害者手帳4級で、音声とか言語、下肢に障がいのある方、それから3番、療育（愛護）手帳A・B判定の方、4つ目といたしまして、精神障害者保健福祉手帳1・2級の方が対象になります。

現在の加入状況でございますが、後期高齢者医療の被保険者数は平成28年7月末現在で弥富市5,219人お見えです。うち、65歳から74歳で一定の障がいのある方の加入が271人になっております。また、一定の障がいのある方で後期高齢者医療の対象になる方はほとんどの方が申請をされ、加入されるという状況でございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 今お話を伺うと、ほとんどの方がこちらのほうに加入されているということですね。市のほうとしては、別にどちらを選ぶかというアドバイスみたいなことはもうしなくてもいいという形になっているんですね。

○議長（武田正樹君） 佐藤保険年金課長。

○保険年金課長（佐藤栄一君） あくまでも選択になりますので、手続をされる前の役所での手続とか方法を御説明させていただきます。

まず、対象年齢の方、65歳以上の方で障害者手帳を新規に取得された場合につきましては福祉課で手続を行われますので、福祉課のほうから保険年金課のほうに案内がございます。また、手帳を所持されており、年齢到達された方については、市役所のほうから該当者の方へ御案内をさせていただきます。対象者の方にそれぞれ一応制度の御説明をさせていただくわけなんですけれども、アドバイスというか、御説明の内容の中で特に注意することがありますので、2点ちょっと御報告をさせていただきます。

1点目が、後期高齢者医療制度に加入していただきますと、後期高齢者福祉医療給付制度が利用できます。その利用におきまして、医療費の自己負担分の助成を受けることができます。ただし、加入をしていただきますと、後期高齢者医療制度の保険料が賦課され、納付していただくということが出てきますので、この点につきましては窓口できちっと御説明をし、御理解をいただいて申請をしていただいているという状況でございます。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） これに加入するかどうかというのは、本人の選択というのか、自由になっていますので、後期高齢者福祉医療費給付制度を利用するには、この後期高齢者医療制度に加入しなければ、これが利用できないということなので、ちょっとお聞きしました。

平成28年、29年の保険料については、平成26年、27年度に比べ、年額が8万2,144円から8万4,035円に改定されました。これは、被保険者1人当たりの医療給付費が伸びたこと、高齢者人口が増加したことにより後期高齢者負担率が伸びたことが理由となっています。

そこで、弥富市について、この事業の概況と状況をお聞きしたいと思います。過去5年間を振り返り、保険者数の推移をお聞かせください。

○議長（武田正樹君） 佐藤保険年金課長。

○保険年金課長（佐藤栄一君） 過去5年間を振り返り、保険者数を御報告させていただきます。

過去5年間の被保険者数ですが、各年度末ということで御報告させていただきます。

まず、平成23年度4,413人、平成24年度4,591人、平成25年度4,723人、平成26年度4,895人、平成27年度5,137人で、平成23年度と比較しますと16.4ポイントの増加ということになっております。以上です。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 国民健康保険に加入していた方は自動的にこれが切りかわりますが、保険料は1人当たり8万4,035円と決して安いものではありません。所得の低い方については、9割、8.5割、5割、2割と軽減措置がなされていますが、徴収について、原則と

して年金からの天引きにより納めていただいています。しかし、年金の受給額などにより納付書や口座振替による徴収があります。

保険料の徴収について、収納率はどのくらいでしょうか。また、保険料が未納の方については、市はどのような対応をしていますか、お願いします。

○議長（武田正樹君） 佐藤保険年金課長。

○保険年金課長（佐藤栄一君） まず、1点目の御質問でございます。保険料の徴収についての収納率でございますが、平成27年度の収納率につきましては99.4%になります。なお、現年度分のみの収納率につきましては99.73%で、県の平均では99.56%になっておりますので、弥富市として、現年度分については県平均より上回っているという状況でございます。

続きまして、保険料が未納の方についての御質問でございます。

まず、現年度分の保険料につきましては、規定に基づきまして督促状や催告書の通知を送らせていただいております。

多くの方が納期限を忘れていたり、納付書を紛失されたという方が多いものですから、通知書を送らせていただきますと納付される場合が多くございます。

また、滞納保険料については、納付していただくよう電話、または戸別訪問を実施しております。特に納付が困難な場合におきましては、個別に納付相談として、窓口も含め対応をさせていただきます。以上です。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 弥富市では、短期保険を利用されている方は見えますか。

○議長（武田正樹君） 佐藤保険年金課長。

○保険年金課長（佐藤栄一君） 短期保険証につきましては、発行は弥富市のほうは実施しております。

〔「利用されている方もいるということですか」と6番議員の  
声あり〕

○保険年金課長（佐藤栄一君） 短期保険証を利用してみえる方はお見えです。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） ありがとうございます。

続いて、健康診査についてお伺いします。

健康診査の項目として、問診、計測、血圧測定、脂質検査、肝機能検査、代謝系検査、尿、腎機能検査がありますが、これ以外に受けられるものはありますか。また、これの受診率はどのくらいのものでしょうか。

○議長（武田正樹君） 佐藤保険年金課長。

○保険年金課長（佐藤栄一君） 今御質問の項目が基本項目になっておりますので、今お話を

していただきました項目のほうを検査していただきます。その検査の結果において、医師の方が必要というふうに判断をされた場合には、貧血検査、それから心電図、眼底検査がございました。

また、受診率につきましては、平成27年度では45.74%です。近隣の市を参考にお話しさせていただきます。津島市については43.50%、それから愛西市が39.30%、あま市が43.25%で、広域連合全体の数値が35.10ということで、弥富市は高い受診率を維持しているというふうに思っております。以上です。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 弥富市では、人間ドック事業助成はやっていますか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 人間ドック助成事業の御質問を受けました。

まず、健康診査と人間ドックの違いでございますけれども、健康診査は保険者が毎年実施することが定められておりますが、人間ドックは自分の意思でさまざまな検診を選択することができます。そして、最も大きな違いは、検査項目の数でございます。最低限の健康状態を調べるなら健康診査、より詳細に健康状態を調べたい場合は人間ドックを選ぶことになります。

健康診査は、生活習慣病のリスクに関する検査が主となり、基本的にがん検診は含まれておりません。

健康診査は、法律で定められた必要な項目を後期高齢者医療や国民健康保険加入者全員に受診してもらえよう実施しており、高齢者の健康診査には個人負担はなく、健康診査の検査費用は全額弥富市が負担しております。

今後も健康診査を積極的に受診していただき、健康管理に役立ててもらうためにも、受診率の向上を最優先に考えております。

一方、人間ドックは検査項目が多く、より総合的な診断が可能でございます。がん検診、女性特有の病気を見つける女性検診を行うことや、脳梗塞など脳の病気を探すことができる脳ドックも行うことができます。人間ドックは費用も高く、ドックのコースはオプション検査の追加によってもかなり高額な費用になります。

人間ドックに対する助成については、健康診査の受診率の低下や個人の健診結果の入手及びデータの蓄積方法等の検討課題がございまして、弥富市では行っておりません。

市民の皆様をお願いしたいことは、健康診査は体全体を広く浅く調べて、異常の疑いがある方とそうでない方を見分ける基礎的な検査ですから、異常の疑いのある方は再度検査を実施してみないと正しい判断ができません。

よく病気と言われたから怖いからと再検査をためらう方がお見えになりますが、健康診査

を生かすためにも、自分の体を知るよいチャンスと思い、再検査の対象となったときは必ず再検査を受けていただくようお願いしたいと思っております。

また、健診の結果は日常生活の中に生かしてこそ意義があります。健診の結果や保健指導で受けたアドバイスをもとに日常生活を見直すなど、御自身のために今から健康づくりに努めていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 次に、一般的に価格が安く、医療費の節約に役立つと言われているジェネリック薬品の利用についてですが、ジェネリック薬品とは、製薬会社が開発した薬品の特許が切れた後に、別のメーカーが同じ有効成分でつくる薬のことです。新薬と同一の有効成分を同一量含み、同等の効き目があるにもかかわらず、価格が安いものです。

薬の開発には長い年月と膨大な経費がかかるわけですが、新薬は発明から20年程度、他社が製造販売できないよう特許権で守られていますが、それ以後は他社でも製造可能になるため、メーカーには国にジェネリック薬品として承認申請して、許可を受けると販売できるようになるというジェネリック医薬品は開発経費がかからない分、価格は安く設定されています。そのため、医療機関で使う薬代が安くなるというのですが、このジェネリック薬品を促進するために市としては何かしているのでしょうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（武田正樹君） 佐藤保険年金課長。

○保険年金課長（佐藤栄一君） ジェネリック医薬品の推進についてでございますが、例年8月に被保険者証の一斉の更新を行っております。その更新時に、被保険者証に同封して、ジェネリック医薬品の希望カードを全被保険者を対象に配付を行っております。

また、広域連合におきまして、被保険者が先発医薬品をジェネリック医薬品に変更した場合に、自己負担額がどのくらい軽減できるか試算したものの通知を出させていただいております。医薬品の種類や投薬日数、ジェネリック医薬品に変更した場合の効果額などから対象者を選定し、年2回送付を連合会のほうでしていただいております。以上です。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） ありがとうございます。

続いて、頻回受診についてお伺いしたいと思います。

受診適正化と言われますが、適正化とはどのくらいのものを言うのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 佐藤保険年金課長。

○保険年金課長（佐藤栄一君） 重複・頻回受診者の適正受診については、適正な受診の妨げや医療費の抑制との誤解を招くおそれがあり、明確な基準はございません。しかし、医療機関における適正受診をお願いするため、広域連合では1カ月に15日以上、同一医療機関に受診し、継続して3カ月経過している方を指導候補者といいますが、指導候補者の一定数を選

定しております。その指導候補者の方に健康相談ということで案内をお送りしております。  
その結果、訪問が可能な方へは広域連合から保健師を派遣し、健康に関する相談に応じているという事業を実施していただいておりますので、市としては定期的な訪問指導や健康相談は実施はしていません。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） そうすると、訪問されて指導に入るわけなんですけれども、それがどのくらいあって、その結果、改善がどのくらい見られたかということは市ではわからないということになりますか。

○議長（武田正樹君） 佐藤保険年金課長。

○保険年金課長（佐藤栄一君） 弥富市の分で具体的な数字はいただいておりますので、その分については不明でございます。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 後期高齢者の方においては、約1割の方がひとり住まいをされています。

そんな中、ことしの1月からマイナンバーを申請することになっていますが、その意味を理解していただいて、その作業は順調に進まれたのでしょうか、お伺いします。

○議長（武田正樹君） 佐藤保険年金課長。

○保険年金課長（佐藤栄一君） 平成28年1月より後期高齢者医療に関連する申請書等に個人番号等を記載していただくようお願いしております。窓口において個人番号が不明の場合や通知カードをお持ちでないという方でも申請は支障なく受け付けております。それにより事務処理も適正に処理しておりますので、窓口のほうで特に問題は出ておりません。以上です。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 健康寿命を延ばすため、高齢者を対象に市においてもさまざまな取り組みがされています。

協定保養所利用助成事業として、健康の保持増進を目的として、1泊につき1,000円、最大4泊まで助成されるわけですが、田原市のシーサイド伊良湖、蒲郡のサンヒルズ三河湾、豊田市の百年草、犬山市のレイクサイド入鹿、桑名市の松ケ島、東浦町のあいち健康の森プラザなどが利用していただける施設としてありますが、弥富市ではどれくらいの利用があったかということはわかりますか。

○議長（武田正樹君） 佐藤保険年金課長。

○保険年金課長（佐藤栄一君） 平成27年度の実績でお話をさせていただきます。

まず、利用してみえるところが、レイクサイド入鹿7人、松ケ島171人、サンヒルズ三河

湾1人ということで、合計179人でございます。

県内市町村の中でも、被保険者1,000人当たりの利用率は弥富市が一番高くなっておりま  
す。以上です。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 健康寿命が男性で71歳、女性では74歳、平均寿命が男性80歳、女性  
86歳と、その開きは大きくなっています。この弥富市においても例外ではなく、今からの生  
活習慣が将来につながっていくと思います。

弥富市としても元気な高齢社会を目指して、さらなる生きがいくつくりに取り組んでいただ  
くことを強く要望いたしまして、この質問は終わりたいと思います。

続いて、公共施設の調理室の利用現状についてお伺いしたいと思います。

弥富市に総合社会教育センターができて28年、もうすぐ30年になろうとしています。でき  
た当時は、とても大きな施設で、ある意味自慢の施設でした。しかし、30年近くになると、  
あちらこちらと古さを感じるようになりました。それでも市民がなれ親しんできた社会教育  
センターの利用率はどの場所もかなり高いものになっているのではないかと思います。

今回、調理室についてお聞きしたいのですが、現在、各学区地区にはそれぞれの施設で調  
理室が設置してありますが、十四山地区においては公民館にあります。ここには冷暖房設備  
はありません。今どき冷暖房のない施設というのも不思議に思うのですが、十四山公民館の  
調理室の年間利用はどのくらいありますか。また、何月が多く利用されているのか。それ  
には何か理由があるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（武田正樹君） 安井生涯学習課長。

○生涯学習課長（安井文雄君） 議員お尋ねの十四山公民館の調理室の年間利用数ですが、平  
成27年度の1年間で93回、2,089人の利用となっております。

お尋ねの何月が多く利用されているかということなんですが、利用回数では毎月平均して  
おりますので、特段理由ははありません。以上です。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 私も一度、夏に十四山の調理室を利用したことがあるんですが、窓  
が南と北の両方にあって、時間によってはとても風通しがよくて涼しく感じるのですが、こ  
んろも古い、昔、家庭でよく使われていたもので、グリルもない本当に薄っぺらい、2こん  
ろあるだけのものなんです。火力も弱く、風で火が踊ってしまって、なかなか定まらないと  
いう状態でした。そういう調理室ではありましたが、備品はきちっと整理してあり、とても  
感心しました。私は、ここが利用者が多いようであれば、せめてクーラーを入れるという  
とても大変、今までそれで来たわけなんですけれども、ガスこんろの取りかえとか、そうい

うものを新しく設置されたらどうかと提案します。

利用が少ないとなかなかそういうところまで手が回らないかと思えますけれども、ぜひ考えていただきたいなと思っております。

今度は、社教センターの調理室についてお伺いします。

社教センターの調理室については年間どのくらいの利用がありますか。また、定期的に利用している団体はありますでしょうか。

○議長（武田正樹君） 安井生涯学習課長。

○生涯学習課長（安井文雄君） 社教センターの調理室の利用状況ですが、平成27年度は131回、3,307人の利用がありました。このうち、定期的に利用されている団体は3団体あります。以上です。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 社会教育センターの調理室は換気ができていないのか、鍵をあけて中に入るととても変なおいがするんですね。窓をあけようとしても、あくことはあくんです。だけど、カウンターの上に乗って、2人がかりで引っ張る形でないとなかなか窓もあかないという状況で、簡単にはあけられません。もちろん閉めるときも同じなんですけど、そして、床も汚れが最近とても気になるようになったんです。これ30年ぐらいたつんですね。これが30年たつときに、あそこは土足で調理をしたり何かするところなんですけど、毎日掃除をしたとしても、年数がたっているんで仕方がないとも思うのですが、これは使ったことがある人でないとわからないことだと思うのですが、調理室、今まで開館以来、どこか直したところはあるんでしょうか。

○議長（武田正樹君） 安井生涯学習課長。

○生涯学習課長（安井文雄君） 総合社会教育センターは平成元年に開館しました。以来、市民の要望をお聞きしながら、簡易な修繕、それから備品の調達などを行ってまいりました。しかし、議員もおっしゃるとおり、建築から28年がたち、さまざまところで修繕が必要となっております。議員お尋ねの床の張りかえやにの根絶など、大規模な修繕は現在行っておりません。

今後は利用者が安全かつ快適に利用できるように、市民の要望をお聞きしながら随時修繕していきたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 修繕を考えていただけるのでしょうかね。そういうふうに理解しましたので。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 調理室について、私も大変申しわけございません。最近のぞいたこと

がないような状態で、我々の公の施設のさまざまなところに傷みが出てきておることは重々承知をしているわけでございます。今、計画的に長寿命化ということを前提にしながら、修繕を加えてきている状況でございます。一度確認をさせていただき、しっかりと検討していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） ぜひ市長にでも本当に一度調理室を見ていただきたいと思います。

床の張りかえとか、あと窓ですね。最低限、窓をあけられるようにしていただけると本当にありがたいなと思っております。希望としては、新品でつくっていただきたい。やっぱり弥富市の財政を考えると余り無理なことも言えません。最低限床の張りかえ、あと窓も何とかしていただきたいと思います。これは提案になるんですが、床を張りかえた場合、今、土足状態での使用となっていますので、せっかくもしかえていただけるなら、土足で利用するのではなくて、履きかえて調理室に入る。そういう状態にいただけるとありがたいなと思います。ほかの施設では、土足で調理をするという施設は、弥富市の中では社教センター以外はないと思います。

社教センターの調理室は、十四山公民館に比べると空調もきいているし、明るいし、広いです。しかし、備品の管理は十四山に比べると少し雑に思います。備品に対しても、何が必要で、何が不要なのかを、利用する団体に依頼してでも総点検をしたほうがいいと思います。弥富市で一番大きな施設の中の調理室ですので、何度も言いますが、清潔できれいな状態の調理室に改装をしていただきたいと思います。これは、利用される多くの女性の方の強い要望ですので、よろしくお願いします。

これで私の一般質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

○議長（武田正樹君） 以上で、一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時54分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 武 田 正 樹

同 議員 堀 岡 敏 喜

同 議員 炭 竈 ふく代

平成28年 9月16日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 朝 日 将 貴 | 2 番 | 江 崎 貴 大 |
| 3 番 | 加 藤 克 之 | 4 番 | 高 橋 八重典 |
| 5 番 | 永 井 利 明 | 6 番 | 鈴 木 みどり |
| 7 番 | 那 須 英 二 | 8 番 | 三 宮 十五郎 |
| 9 番 | 早 川 公 二 | 10番 | 平 野 広 行 |
| 11番 | 三 浦 義 光 | 12番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 13番 | 炭 竈 ふく代 | 14番 | 佐 藤 高 清 |
| 15番 | 武 田 正 樹 | 16番 | 大 原 功 |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

| | | | |
|-----|---------|-----|-------|
| 14番 | 佐 藤 高 清 | 16番 | 大 原 功 |
|-----|---------|-----|-------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

| | | | |
|---------------------|---------|------------------------|---------|
| 市 長 | 服 部 彰 文 | 副 市 長 | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長 | 下 里 博 昭 | 総 務 部 長 | 山 口 精 宏 |
| 民 生 部 長 兼
福祉事務所長 | 村 瀬 美 樹 | 開 発 部 長 | 橋 村 正 則 |
| 教 育 部 長 | 八 木 春 美 | 総務部次長兼
総 務 課 長 | 立 松 則 明 |
| 総務部次長兼
財 政 課 長 | 渡 辺 秀 樹 | 民生部次長兼
十四山支所長 | 松 川 保 博 |
| 民生部次長兼
健康推進課長 | 花 井 明 弘 | 民生部次長兼
介護高齢課長 | 半 田 安 利 |
| 開発部次長兼
農 政 課 長 | 安 井 耕 史 | 開発部次長兼
都市計画課長 | 大 野 勝 貴 |
| 会計管理者兼
会 計 課 長 | 山 守 修 | 監 査 委 員 長
事 務 局 長 | 平 野 宗 治 |
| 庁 舎 建 設
準 備 室 長 | 伊 藤 重 行 | 秘書企画課長 | 佐 藤 雅 人 |
| 危機管理課長 | 羽 飼 和 彦 | 税 務 課 長 | 山 下 正 巳 |
| 収 納 課 長 | 鈴 木 浩 二 | 市 民 課 長 兼
鍋 田 支 所 長 | 横 山 和 久 |
| 保険年金課長 | 佐 藤 栄 一 | 環 境 課 長 | 伊 藤 仁 史 |

| | | | |
|---------|---------|-----------------|---------|
| 福 祉 課 長 | 宇佐美 悟 | 総合福祉センター
所 長 | 村 瀬 修 |
| 児 童 課 長 | 大 木 弘 己 | 商工観光課長 | 大河内 博 |
| 土 木 課 長 | 山 田 宏 淑 | 下 水 道 課 長 | 小笠原 己喜雄 |
| 学校教育課長 | 水 谷 みどり | 生涯学習課長 | 安 井 文 雄 |
| 図 書 館 長 | 山 田 淳 | | |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 三 輪 眞 士 書 記 土 方 康 寛

6. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第49号 新市基本計画の変更について
- 日程第 3 議案第50号 弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第51号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第52号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第53号 公の施設の使用料の改定に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第54号 健康都市宣言について
- 日程第 8 議案第55号 津島市と弥富市との間の消費生活相談等の事務の委託に関する規約に関する協議について
- 日程第 9 議案第56号 平成28年度弥富市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第57号 平成28年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第58号 平成28年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第59号 平成28年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 認定第1号 平成27年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第2号 平成27年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第3号 平成27年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第4号 平成27年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第5号 平成27年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第6号 平成27年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第7号 平成27年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

て

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午前10時00分 開議

○議長（武田正樹君） ただいまより、継続議会の会議を開きます。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（武田正樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、佐藤高清議員と大原功議員を指名します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第2 議案第49号 新市基本計画の変更について

日程第3 議案第50号 弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

日程第4 議案第51号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

日程第5 議案第52号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第6 議案第53号 公の施設の使用料の改定に関する条例の制定について

日程第7 議案第54号 健康都市宣言について

日程第8 議案第55号 津島市と弥富市との間の消費生活相談等の事務の委託に関する規約に関する協議について

日程第9 議案第56号 平成28年度弥富市一般会計補正予算（第3号）

日程第10 議案第57号 平成28年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第11 議案第58号 平成28年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第12 議案第59号 平成28年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第13 認定第1号 平成27年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第14 認定第2号 平成27年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第15 認定第3号 平成27年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第16 認定第4号 平成27年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第17 認定第5号 平成27年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第18 認定第6号 平成27年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第19 認定第7号 平成27年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（武田正樹君） この際、日程第2、議案第49号から日程第19、認定第7号まで、以上18件を一括議題とします。

本案18件は既に提案されていますので、これより質疑に入ります。

まず平野広行議員、お願いします。

○10番（平野広行君） おはようございます。

10番 平野広行です。

私は、認定第1号平成27年度弥富市一般会計歳入歳出決算について質疑をいたします。

弥富市の歳入歳出決算書においては、毎年度監査委員から決算審査結果について総括的な意見が述べられているわけですが、今年度におきましても国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の社会保障費が増加し続けており、これらの保健事業の予算に一般会計から多額の繰り入れをしなければならないと述べられております。

私も議員になって決算書を見るのは今回で5回目となりますが、平成23年度、24年度においては所見の中でこれらの記載はありませんでしたが、25年度からはこれらの所見が毎年度述べられるようになってきました。

そこで、25年度からの一般会計からこれら保健事業関連の特別会計への繰出金を見てみますと、平成25年度が6億5,486万6,000円で対前年度比11.9%増、26年度が6億9,992万2,000円で6.9%の増、そして27年度が8億3,854万3,000円で19%の増となっており、年々増加をしております。

27年度は、対前年度比19.8%増と近年になく大幅な伸びとなっているが、この原因は何か。また、今後の取り組みについて伺います。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） おはようございます。

平成27年度の決算において、一般会計からの繰出金の御質問をいただきましたので、御答弁をさせていただきます。

主要事業の成果報告書の48ページが国民健康保険特別会計の繰り出し事務の内訳書、そして67ページが介護保険特別会計事務の関係、それから68ページが後期高齢者の医療特別会計の繰り出しの詳細が載っておりますので、あわせてごらんをいただきたいと思います。

一般会計からの繰出金で国民健康保険特別会計3億6,508万3,647円、後期高齢者医療特別会計8,238万1,055円、介護保険特別会計3億9,107万8,000円の合計8億3,854万2,702円で、前年度と比較し、議員おっしゃられたとおり1億3,862万945円、19.8%の増の繰り出しをしております。

前年度と比較いたしまして増加した主な要因でございますけれども、国民健康保険特別会計は国保財政の安定運営のため、その他繰出金として1億6,000万円を繰り出しており、前

年度と比較して6,000万円の増加となっております。

また、保険料軽減制度により保険税収入減に対して財政支援を行う財政基盤安定繰出金1億6,216万1,647円で、前年度と比較しますと4,193万8,081円の増加です。これは、軽減対象者、7割軽減、5割軽減、2割軽減の3つがございしますが、この支援額の算定率が拡充され、増額をしたものでございます。

次に、後期高齢者医療特別会計は、保険料軽減制度により保険税収入減に対して財政支援を行う財政基盤安定繰出金7,383万3,055円で、前年度と比較し589万1,854円の増加となっております。これは、軽減対象者の増加により増額をしたものでございます。

次に、介護保険特別会計につきましては、介護給付費の市の負担分12.5%に相当する額でございまして、給付費繰出金3億2,141万5,000円となりまして、前年度と比較し2,150万2,000円の増加となっております。これは、介護給付費が年々増加しておりまして、定率負担のため増加したものでございます。

今後も医療費や介護給付費は年々増加しておりまして、法定による一般会計からの繰出金や国民健康保険財政の運営のための繰出金は、各特別会計の安定した運営に必要不可欠でございまして、一般会計の安定的な財源確保に努める必要があると思っております。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 今、御答弁いただいたわけですが、私は、後ほど収納率について伺いますけど、国民健康保険税等の収入未済額といったものが3億円ちょっとありまして、多額であります。また、収納率におきましては、滞納繰越分が23%ほどということで低くなっておりますので、こういった収納率のアップ、そういったことの対策をとることが大事ではないかなあと思っております。

じゃあ、次に移ります。

次は、平成27年度決算における市税についてですが、一般会計歳入総額148億7,449万3,000円のうち、市税の収入は79億3,032万8,000円となっております。

内訳といたしましては、市税は個人及び法人に課税される住民税、そして土地、家屋、償却資産に課税される固定資産税、そして自動車や原動機付自転車などの所有者が課税される軽自動車税、そして市のたばこ税、そして本市には温泉施設が1カ所しかありませんが、入湯税、こういった5種類の市税があります。その中で入湯税、あるいはたばこ税につきましては、収入の未済額はありません。

以上5種類を市税として納められるべき市税が82億734万4,000円で、そのうち収入済み額が79億3,032万7,000円、不納欠損額が1,602万1,000円、収入未済額が2億6,099万5,000円があります。

そこで、過去5年間の市税の収入未済額の推移状況について説明をお願いします。

○議長（武田正樹君） 鈴木収納課長。

○収納課長（鈴木浩二君） 過去５年間に於ける収入未済額の御質問でございますので、お答えさせていただきます。

平成23年度 5億775万5,689円、24年度 3億8,871万2,479円、25年度 3億2,480万2,699円、26年度 2億8,890万2,665円、27年度は先ほど平野議員のほうからありましたとおり 2億6,099万5,381円です。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 今、課長のほうから答弁いただいたわけですが、23年度 5億775万6,000円であったものが27年度は 2億6,099万5,000円ということで、約 2億4,000万ほど減少をしております。これは収納対策が進んだ結果かなあと考えております。

それでは、27年度の収入未済額のうち、現年分と滞納繰越分はそれぞれ幾らでしょうか。

○議長（武田正樹君） 鈴木収納課長。

○収納課長（鈴木浩二君） お答えします。

現年分が6,436万2,262円、滞納分が 1億9,663万3,119円、合計が 2億6,099万5,381円です。以上です。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 今の収入未済額 2億6,099万5,000円のうち、滞納の繰越分が 1億9,663万3000円ということで、約75%を占めているわけですね。ですから、この滞納繰越分の収納が問題となってくるということがわかります。

そこで、次にこの滞納繰越金について伺います。

滞納額縮減に向けて、本市では納期限後20日以内に督促状が発せられ、そして納付に至らない場合は催告状を送付することと思っておりますが、これらの文書催告の件数及び郵送料について、過去３年間の推移について伺います。

○議長（武田正樹君） 鈴木収納課長。

○収納課長（鈴木浩二君） お答えさせていただきます。

催告状につきましては他の税目と合わせて随時発送しており、正確な件数の把握ができていない状態となっておりますので、督促状の送付件数のみお答えさせていただきます。また、郵送料につきましても個別では把握しておりませんので、全郵送料でお答えさせていただきます。

まず、督促状送付件数は、市・県民税普通徴収分25年度5,242件、26年度4,166件、27年度3,782件、続きまして固定資産税ですが、25年度4,149件、26年度4,098件、27年度4,021件、軽自動車税25年度1,423件、26年度1,395件、27年度1,506件でございます。

続きまして郵送料は、25年度209万8,820円、26年度205万7,943円、27年度189万2,889円で

ございます。以上です。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 郵送料としては、25年度が209万8,820円、27年度が189万2,889円ということになっておりまして、20万円ほど安くなってきております。

これは送付件数を今おっしゃられましたが、足していきますと大体25年が1万800件ぐらいで、27年が9,300件ぐらいということになりまして、約1,500件ぐらい送付件数が減ったという結果だと思っております。

それでは、次に収納率について伺います。

ここ数年来、現年課税の収納率については平成24年度から軽自動車税、そして国民健康保険税のコンビニの納付が始まっております。そして26年度からは個人市民税、法人市民税、固定資産税についてもコンビニ納付が始まり、現年課税分の収納率についてはいずれも微増をしております。

そこで、市税及び国民健康保険税に関し、市税については項目別に25年度から27年度の収納率について現年課税分と、それから滞納繰越分についての推移を説明お願いいたします。

○議長（武田正樹君） 鈴木収納課長。

○収納課長（鈴木浩二君） 答えさせていただきます。

個人市民税25年度現年度98.5%、滞納分24.3%、26年度98.8%、滞納分は28.7%、27年度98.7%、25.6%、法人市民税25年度99.8%、滞納分が4.5%、26年度99.8%、4.4%、27年度99.8%、4.0%、固定資産税25年度99.2%、24.1%、26年度99.3%、23.0%、27年度99.3%、27.9%、軽自動車税25年度98.1%と27.6%、26年度98.1%、21.6%、27年度98.2%、22.7%。続きまして国民健康保険税25年度93.4%、21.1%、26年度93.7%、23.7%、27年度93.3%、23.1%。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 市税全体における収納率は27年度は96.6%ということで、前年度と比べると0.3ポイント上回り、収入未済額は2億6,099万5,000円と前年度に比較して2,790万8,000円減少しております。

収納対策が安定的に実行されているものとして評価できると、監査委員からの意見が述べられているわけですが、それでは、本市が愛知県内38市の中において何位ぐらいであると、ちょっとランクを現年課税、滞納繰越分、それぞれについてお答えください。

○議長（武田正樹君） 鈴木収納課長。

○収納課長（鈴木浩二君） 市税収納率のランクでございますが、これはあくまでも本市が独自で作成しているものでございますので、よろしく願いいたします。

27年度現年度分が99.19%で上から16番目です。滞納分が26.28%で21番目、全体としまし

て96.62%で16番目ということでもあります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 38市の中で現年分が16位、そして滞納分が21位ということで、中ぐらいいかなあというふうな感じですが、26年度の資料になりますけど、私がちょっと調べたところによりますと、愛知県で一番いいのが名古屋市、現年・滞納を含めて99.1%です。2番目が碧南市98.3%、3番目が刈谷市98.2%、そして本市が、26年度ですが、96.3%ということで、26年度だと大体14位ぐらいにありました。

現年、何で名古屋がいいのかといいますと、やっぱり現年分に関しては名古屋と弥富もそんなに変わりはありません。名古屋は99.6、弥富が99.2ということです。ただ、違うのは滞納繰越の収納が名古屋市は42.6%、そしてまた碧南、刈谷についても39.9、35.9と高い数字です。本市におきましてはこれが25.5と、26年度ですが、ということになっております。いかにこの滞納分の収納率が低いかということ。これを上げることによって、収納率は、愛知県内でも上位のほうに行くというふうになるかと思っています。

本市でも、収納率の向上に向けてコンビニの納付とか西尾張地方地方税滞納整理機構への加入とかさまざまな取り組みをして、収納率も向上をしてきましたが、そこでもう1つ提案させていただくわけですが、クレジットカードによる収納といったものの検討もどうかあと思いますが、考えを伺います。

○議長（武田正樹君） 鈴木収納課長。

○収納課長（鈴木浩二君） 答えさせていただきます。

クレジット納付につきまして一般的な利用方法としましては、口座引き落としと同様に事前に納税者からの申し込みを受けて納期日に決済を行う。市役所へはカード会社の加盟店への支払い日に納税者にかわって立てかえ払いをされ、納税者からはカード会社が徴収するものでございます。

メリットとしましては、利用可能なクレジットがあれば、口座引き落としと異なり不履行になることがなく、滞納にならないということです。納税者につきましては、クレジットカードを利用することにより、ポイントやマイレージを獲得できる等でございます。

反対にデメリットとしましては、手数料が発生します。クレジットカードを利用することにより、情報漏えいの可能性などがあるということでございます。

現在、本市ではすぐに実施することは考えておりませんが、県下の市の状況は、38市のうち7市が既に実施しており、また多くの市が検討中ということでございます。いずれ本市におきましても検討実施していかなければならないと考えております。以上です。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） それでは、次に平成27年度一般会計決算におきます不用額及び不用

率について伺います。

決算審査では、当初予算や補正予算のみならず、前年度繰越額や予備費等を含めてその年度に執行される予算、いわゆる予算現額の全体について、どのように使われたかを議論する場ではありますが、細部にわたる詳細な項目について調査し、議論するのは本意でありませけれども、現実問題としてはなかなかそこまでいきません。

そこで、全体的な数字の中での質疑になりますが、不用額、不用率について伺います。

まず、決算において不用額とは、また不用率とはいかなるものか伺います。

○議長（武田正樹君） 渡辺財政課長。

○総務部次長兼財政課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

不用額、不用率の定義についてということでございます。

不用額につきましては、予算現額から支出済み額と翌年度繰越額を差し引いた残額でございまして、将来にわたって支出を要しない額をいうものでございます。

また、不用率につきましては、予算現額に対する不用額の比率のことでございます。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 事業をするに当たって綿密に計算して予算組みをしたけれど、事業の効率化あるいは経費等の節約によって不用になった額ということですが、不用額が多ければそれでいいというのではなくて、それは予算の積算に問題があるというようなことにもかわってきます。

それでは、27年度決算における不用率について伺いますが、不用率は過去の決算と比較し、また近隣市と比較してどうなのか、また27年度の数値をどのように考えてみえるのか伺います。

○議長（武田正樹君） 渡辺財政課長。

○総務部次長兼財政課長（渡辺秀樹君） 27年度の決算におきます不用率の見解ということでございます。

平成27年度の決算におきます不用率につきましては3.2%でございます。

支出済み額が大きい費目、総務費、民生費、教育費などの不用率につきましては、ほぼ2から4%の範囲におさまっております。

また、不用率が高くなっておりますものは、執行額が少額なもの、労働費、災害復旧費及び諸支出金となっております。労働費につきましては、執行残が少額なため3月補正での減額を行わないためでございます。災害復旧費及び諸支出金につきましては、本来執行見込みがなく、執行が見込まれるときに補正をして執行することとしており、かつまた予算額が少額なため3月補正での減額を行わないためでございます。

また、予備費につきましては、充用により予算現額が減少することとなりますので、支出

済み額は計上されないため、不用率としましては100%となっております。平成27年度につきましては充用したものはございません。

一方、近隣他市との比較につきましては、まだ平成27年度の数値につきましては出そろっておりませんので、平成26年度の数値で比較をいたしますと、本市が4.9%に対しまして、高いところで岩倉市が7.0%、稲沢市で6.5%、低いところで一宮市が2.2%、あま市で3.1%ということでございました。

本市は、調査をいたしました尾張9市の平均が4.5%でございました、これより少し高目ではございましたが、平成27年度は3.2%でございますように、特に不用率が高いものではございません。

今後におきましては、平成27年度に特に不用額が大きかった費目におきまして、29年度当初予算を編成していく中で精査してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） じゃあ次に、固定資産税について伺います。

本市の基幹税であります固定資産税は、本市が合併した平成18年度以来順調に増加を続けておりまして、市税の約58%を占めておりますが、純固定資産税におきましては27年度は減収となっております。

この要因についてどのように考えてみえるのか、お伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 山下税務課長。

○税務課長（山下正巳君） それでは、お答えさせていただきます。

27年度の減収の要因につきましては、平成27年度が3年に1度の評価がえの年に当たりまして、評価がえに伴います家屋の評価の見直しによる減額と、27年度償却資産につきまして大きな申告がございましたので、それに伴います償却資産の減価償却分による減額が原因と考えております。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 固定資産税の課税対象は、土地、家屋、そして有形償却資産ですが、土地、家屋に対する課税は住民税同様、賦課の課税であります。

これに対して償却資産は申告課税でありまして、申告漏れということも考えられるわけですが、まず、固定資産税の中において償却資産税はどれくらいを占めているのか伺います。

○議長（武田正樹君） 山下税務課長。

○税務課長（山下正巳君） 固定資産税につきましては土地、家屋、償却資産の合計で賦課しておりますので、それぞれの決算額については把握できておりません。

ですので、最終調定時におけます課税標準額での割合でお答えをさせていただきたいと思っております。

純固定資産税に占める償却資産の割合は約21%となっております。以上です。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 正確には把握できないということですが、地方財政白書によりますと、固定資産税の割合というものは土地、家屋、それから償却で、大体4対4対2ということになっております。

今、課長からお答えいただきましたように、本市でも21%ということで、ほぼ同じ割合だなと思っております。27年度の固定資産税で計算しますと、約9億円ということになります。仮に10%の申告漏れがあるとしたしますと9,000万円、5%であれば4,500万円の減収ということになりますので、しっかりと調査をする必要があると思います。

そこで伺いますが、償却資産の申告される割合、申告しなければならない人が100人見えたとしても、そのうちきちんと申告をされている方は大体どれぐらいだと認識をしてみえるのか、伺います。

○議長（武田正樹君） 山下税務課長。

○税務課長（山下正巳君） お答えいたします。

償却資産につきましては、基準日、毎年1月1日でございますが、基準日に事業用に供される償却資産を有している方が申告していただきまして、その申告をもとに市町村が賦課しております。

しかしながら、償却資産につきましては、土地・家屋のように登記制度がないことや、全ての事業者には償却資産があるかないかという確認をとることが難しいものですから、課税対象者を把握することが非常に困難であります。したがって、どれぐらいの割合であるかということにつきましては把握することができておりません。

昨年の償却資産の申告件数につきましては1,788件ございました。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） それでは、今後この申告漏れに対する対策というのはどのように考えてみえるのか、伺います。

○議長（武田正樹君） 山下税務課長。

○税務課長（山下正巳君） 今後の対策につきましては、先ほども申し上げましたが、課税対象者を全て把握することは非常に困難であります。新規事業や新規店舗等の家屋評価等にお邪魔した際に償却資産についての説明をするなど、償却資産の申告制度をさらなる周知を行いまして、また国税等の関係機関との連携を図り、適正・公正な課税に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 27年度の決算におきましては収納率も向上しておりますし、収入未

済額も減少してきております。

問題は、収納率の低い滞納繰越金の回収をいかにして向上させていくかであります。市税も今までのように順調に伸びなくなって来ております。

今後は、収入未済額を減らす対策、滞納繰越金の収納率アップ対策をしっかりと行っていたくことを要望し、質疑を終わります。

○議長（武田正樹君） 次に、那須英二議員、お願いします。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二。通告に従いまして質問させていただきます。

今回の議案質疑での通告は、議案第50号弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてでございます。

まず初めに、職員の任期を定めた採用ということで、この条例案でいうと第2条、第3条、第4条。

第2条の場合は、任命権者は高度の専門的な知識・経験、またはすぐれた識見を有する者、その者が有する当該高度の専門的な知識・経験、またはすぐれた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定め採用することができるということでございます。

第3条、第4条も書いてあるとおりでございますけれども、このような第2条、第3条、第4条に該当する者はどのような方を想定しているのでしょうか。具体例があれば具体例等を挙げて説明いただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 第2条、第3条、第4条に該当する者はどのような方を想定しているか、具体的な例を挙げて説明をという御質問でございますが、地方行政の高度化、専門性がますます進む中、地方公共団体内では得られにくい専門的な知識・経験、またはすぐれた見識を有する方々が将来必要になった場合を想定しまして、条例化させていただこうとするものでございます。

特段、どのような業種を採用するという予定はありませんが、想定されますのは、第2条では弁護士、公認会計士などの方が想定されます。

第3条では、第2条でいう専門的知識・経験等を有する者以外で、イベント、プロジェクト事業等、期間限定のものが想定されます。

第4条では、前条での事業や繁忙期における業務体制を充実させるための短時間勤務の採用が想定されます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 私、6月議会で保育士の拡充ということで質問させていただいたんですが、その際に育休対応の職員を募集していくということで伺っておりましたが、その対応

ではないということでしょうか。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 今回のこの条例につきましては、育休対応のものではないです。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） それでは、逆に育休対応のものはどのようにしてやられていくおつもりでしょうか。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） やはり育休の方の代がえ職員につきましては、法律に基づいて育休の代がえ職員を募集ができるというふうになっておりますので、そちらのほうで対応させていただくように考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） ぜひ育休の方の対応に対しては、過重な保育士さんたちの労働条件がございますので、軽減できるように、積極的な採用をお願いしたいと思っております。

また、今回のこの議案に関してはそういった育休対応ではないということで、イベント、プロジェクトということでございます。

このイベント、プロジェクトは、当面、何か直近でこういうプロジェクトがあるからこれを制定したいということがあるならば、教えていただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 先ほども申しましたように、今後起こり得るであろうという想定で今回条例を上げさせていただきましたものでございますので、今の時点で想定されておる事業はございません。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） そうしますと、今後将来にわたって弥富市がいろんなイベントやプロジェクトを抱えるときに、この条例を使って短期的に職員を採用していきたいということでございます。

そうしますと、この契約期間が、第2条の案でありますと5年、第3条、第4条に関しましては3年を任期とされておりますけれども、例えば長期的にわたるプロジェクトがあった場合、この契約期間はどのようになっていくのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） あくまでも期間限定でございますので、当初に3年以下もしくは5年以下の期間で採用された方につきましては、3年もしくは5年を超えない範囲で更新はできますが、それ以上の更新は考えておりません。

ただし、改めて公募等により競争試験、または選考による能力の実証を経れば、結果として再度同様の職に任用するということはございますので、よろしくお願いします。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） そうしますと、プロジェクトが、例えば最初は5年で想定しておったものが、延長をして、仮にさらに年がかかるとなった場合は新たに公募をかけて、新たにそのときの契約職員が、受けるか受けないかはその方々の選択だということでございます。

今後、弥富市のほうでもさまざまなプロジェクト、私としてはやっぱり喫緊の課題としては防災だと思っておりますので、例えば防災プロジェクトチームをつくったりとかそういう形で、今の職員の負担の軽減とあわせて、ぜひ、よりよい弥富市をつくっていただければと思っておりますので、そのことを期待いたしまして私の質問は終わらせていただきます。

○議長（武田正樹君） 次に、三宮議員から資料配付の依頼がありましたので、これを認め、お手元へ配付してありますので、よろしくお願いいたします。

次に、三宮十五郎議員、お願いします。

○8番（三宮十五郎君） 通告に基づきまして、2点にわたってお尋ねをいたします。

まず最初に、一般会計補正予算でございますが、予算書を見ますと、これは当初の市の予算見込みに比べて地方交付税と、主には市債、臨時財政対策債でございますが、2億円近くの不足額が生じたものを基金繰入金によって補充するというものになっておりますが、この変更の大きな要因は、1つは弥富市の市税、固定資産税が当初予算よりも3億円を超えて、たしか5月の監査委員が行いました監査報告書の中でも調定増が発生をしていることと、もう1つは、財政当局から見せていただいたら、28年度の地方交付税算定台帳で地方消費税交付金、これがやはり2億円を超えて増額になっておるということでございますので、もともとこの間、弥富市の税収とか財政への組み入れは、可能な限り当初予算、そしてそういう実際の収入が発生するときに予算に計上して、市の行財政の実態を可能な限り市の職員や市民の皆さん、議会に共有をできるようにということもありましてそういうことが行われてきておりましたが、割方早い段階でそうしたことが明らかになっている中で、なぜ繰入金を充当するというような補正予算の編成をされたのか、お尋ねいたします。

○議長（武田正樹君） 山下税務課長。

○税務課長（山下正巳君） お答えいたします。

歳入補正につきましては、最終に近い調定額に収納率を見込みまして、最終補正といたしまして例年3月定例議会に提出をさせていただいております。

市税増額分の補正を優先すべきではないかというお話でございましたが、現在、状況といたしましては調定額に一部の増額が見られますが、歳入が確定しておるわけではございません。市税の多くは、まだ納期限が半年以上ある分もありますので、景気動向や社会情勢の変

化によりまた大きく左右され、不確定的な要素が含まれている税目もございます。税目におきましては、歳入調定額を変更するような状況が起こる可能性も全くないわけではございませんので、したがって、補正予算の計上といたしましては例年どおり３月定例議会をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○８番（三宮十五郎君） 税目も固定資産税でございまして、まさか払えないような企業、これは企業立地に伴うものでありますので、当初見込みよりも大幅に増加したということでございますので、そういう状況から考えても、今の説明というのはちょっと納得がいかないんですが、そういうふうに市の税収が何億も企業の景気動向なんかによって変動するような、例えば法人市民税について言うとなんかそういうことはあり得るわけですが、弥富市の場合は基本的には固定資産税、それから個人市民税、こういうものが特に一般会計の税収の中心になっておりますので、やはり今のような説明では、市の財政状況を絶えず実際のありのままの姿をやっぱり市の職員や議会や市当局はもちろんでございますが、市民の皆さんと共有することから言っても、今までは大体そういう方向でやられてきておったんじゃないかと思うんですが、そこがやっぱりこんな形で変わるというのは、せっかく以前は相当繰入金はどうぞん入れて、今おっしゃったように最終的に調整する仕方をとっておったんですが、それを見ると、実際に財政にかかわっておる人たちはわかるにしても、ほかの課長の人も、いやまあ、これだけ少ない繰入金をどんどん使っておったから大変だから、やっぱり予算が足りないから、いろんな請求はしてもできんんじゃないかというような錯覚を起こすから、ぜひ改善してほしいということで、相当その当時に比べるとうちの財政編成の方針というのは、やっぱり変わってきておる中で、このたびそういう大きいところで変わったということについて言うと、ちょっと私は何かあったのかなというふうに心配になってきましたが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 財政課長。

○総務部次長兼財政課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

ただいまの御質問について、財政の観点からお答えをさせていただきます。

今回、御指摘のとおり普通交付税、臨時財政対策債、こういったものにつきましては確定をいたしましたので、計上をさせていただいたところでございます。

本市におきましては、幸い財政調整基金というものが約20億円ほど残高がございます。この基金につきましては、補正予算を組むときに財源が不足する場合などにこの基金からの繰り入れを行います。この９月議会でも御指摘のとおり１億8,700万円ほど繰り入れ、予算を計上させていただいたところでございます。

仮に今回、税収の増加見込み分を増額補正させていただいたところでも、結果といたしま

しては財政調整基金の繰り入れがその分減るというようなことになりまして、さらに補正の歳出予算を上回るような歳入予算がありました場合は、その分を基金への積立金ということで増額計上させていただくものでございます。

ただし、財政調整基金の残高がほとんどない自治体におきましては、そういった税収の増加分を見込めるのであれば、それを増額計上しないと歳出の補正予算が組めないことになってまいります。したがって、本市におきましては現在のところ一定の財政調整基金を持っておりますので、年度途中におきましてある程度税収は見込めるというような御意見でございますが、普通交付税、臨財債と違って確定したわけではございませんので、そういったものを今回増額計上しないと歳出の補正予算が組めない状況にはなっていないのが現状でございます。

また、今後もそうならないような財政運営に努めていかなければならないと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） それは、やってやれないことはないんですが、一番弥富市にとって基本的な収入は市税ですね。

しかも、大きい比重を占めておりますし、それからもう1つは、これは時間的に間に合わなかった可能性もあると思うんですが、要するに国との調整で地方交付税の算定台帳が確定した時期との絡みで、ちょっと遅くなったかなと思うんですが、それにいたしましても、地方消費税がやっぱり2億円を超えて当初予算より増加するというような状態の中では、やっぱり、今、財政課長がおっしゃられたように確かに方法としてはやってやれんことはないんですが、現実にはその年度に一番基幹的な収入として想定されるものについては、見込める状態になれば可能な限り見込んでいくという財政の組み方が本来あるべき姿ではないかというふうに思いますが、それは違っていますか。

○議長（武田正樹君） 渡辺財政課長。

○総務部次長兼財政課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

税収につきましては、おっしゃられますように必ずというような条件でございますれば増額補正ということも考えられるわけでございますが、今回におきましては、たしかにそういった税収がふえて普通交付税、臨時財政対策債等が減額になっておることにつきましては御指摘のとおりでございますが、今回におきましては、財政調整基金のほうで調整をさせていただいたということでございます。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 私は、そうやったことはわかるんですが、考え方として、基幹収入は可能な限り絶えず明らかにしていくというか、あなたたちはずうっとやっていますから、

そんなことは全部わかっていますが、やっぱりそこは今後も心にとめておいていただいて、絶えず市民に、あるいは議会に市の財政実態がわかるような予算編成することを要望して、次の質問に移ります。

今、お手元に配付させていただきました「弥富・愛西市滞納処分等の比較、27年度の決算書より」ということで私の手書きのものと、それから下の段につきましては「表10 市税不納欠損理由一覧表」というのは愛西市の、要するに弥富市で出している実績報告書のようなものの中で出された資料でございますが、27年度の決算の中で、要するに職権による滞納処分の停止が、国保税についてはこういう形では出されておりませんが、市税の全てにわたって出されておりますので、ちょっとかなりここは弥富市と違う対応をしているということと同時に、やっぱり今市民が置かれている状態というのは、この間も何回も申し上げましたが、市民の皆さんの暮らしというか、一般の庶民の皆さんの暮らしというのは、この30年間の間に税と社会保険料を除いた各世帯当たりの実際に使えるお金——可処分所得というふうに言っておりますが——はこの30年間で最低の状態と。

そして、預貯金のない世帯が大幅にふえてきている中で、特に個人市民税につきましては前年の所得に対して賦課されるわけでありますから、さまざまな事情によって賦課された税金が払えないというような状態が発生するとか、あるいはぎりぎりの暮らしの中で、病気やけがや失業や、そういうことによって税金を払うのは極めて困難な状況が発生したときに、この下の段にあります地方税法第15条の7の第1項第1号というところで滞納処分をすることができる財産がないとき、それから次の15条の7の第1項第2号で滞納処分をすることによってその生活を著しく圧迫させるおそれがあるとき、それからもう1つは地方税法第15条の7の第1項第3号でその所在地及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるときの3つを挙げて、そしてこの15条の7でそういう決定をしたときには、地方税法第15条の7第1項の規定により、滞納処分停止をした場合において直ちに消滅させることができますと。

弥富市はこういうことはしない立場をとっていますよね。

そういうことで、この2市を比べてみると非常に大きな違いが出ていますから、ちょっとごらんいただきたいんですが、例えば個人市民税の滞納調定額につきましては、先ほど平野議員も質問されましたように、27年度は1億9,635万9,000円に対して収納額は3,431万1,000円。それに対して不納欠損として処分された、要するに法律で定められた理由があって、これはもう損金として簿外に切り捨てますよというのが629万円ですが、これに対して、滞納処分の停止から対象となったものは235万6,000円。それで延滞金の徴収率は収納額の3,431万1,000円に対して1,316万5,000円で、38.37%というふうになっております。

同じところを愛西市で見えていただきますと、滞納の調定額は2億1,380万6,000円、収納済

み額は4,913万7,000円。不納欠損額は2,019万4,000円ですか。うち、滞納処分からの、要するに下の表の額全部がこの不納欠損の全てなんですよね。しかも愛西市の場合は、失業だとか病気だとか、あるいは収入の大幅な低下だとか廃業だとか、そういうことが発生して生活が困難な場合には、滞納処分の停止をかけると同時にその年度に消滅させると。

先日も、ある市民の方の要請もあって、今、課長とも直接お目にかかって話をしたことがあるんですが、ある時期に病気になって、結局2年近く働けないような状態があって、そして税金、まともに働いておった方ですから、かなりその間の市民税は大きなものがありますね。しかも、国保に変わったことから国保税も大きくなります。当然払えなくなって滞納が発生したと。

愛西市さんの場合だと、ここでこの人については正当な理由があるからということで、その年度に滞納処分の停止が行われると。そして、その税金、あるいはその延滞金も含めて消滅させるという処置を愛西市さんの場合はとっているんですね。

病気やけがや、あるいは大幅な収入の低下、廃業、こういうものによって、今、預貯金ゼロの世帯が大幅にふえているような状態の中では、かなり深刻な問題であります。やっぱりこういう地方税法で定められた市民の権利を守るということも、前々から税務行政の公正さということと言われておるんですが、1つは、払っていただく方にきちんと払っていただくということと同時に、市も減免規定なんかもつくっておりまして、払えない人たちについては届け出をしてくれれば減免するという仕組みもあるんですが、なかなかそのところが十分理解できなくて、そういう申請もままならないというもとで、なおかつそういう実態をきちんと、これは市の職権でやる部分ですね、滞納処分の停止という制度というのが。そういうことがやっぱりきちんとされることもまた税務行政の公平であり、憲法25条の、健康で文化的な最低生活の保障ということで、税法でも、それから地方自治法でもそうですし、市の条例でも市町村長が必要と認めた者とはいうのはあるわけですね。

ここはやっぱり今の時期に、とりわけこの前の質問のときにも、国税のほうは、昨年から大幅にそういう今の現状に合わせた本当に払いやすい仕組みにしていく、あるいはその救済ができる仕組みにしていくということで制度も改められておるわけですが、こういう本来ある制度をきちんと活用するということで言うと、弥富市は、大変残念ですが、トップとの間でも、それから担当のところでもいろんな御苦勞をされていることはよくわかりますが、そういう基本的なところでの、この問題に対する一致が不十分ではないかというふうに私はやっぱり思います、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 鈴木収納課長。

○収納課長（鈴木浩二君） お答えします。

税は、租税負担の公平を実現するためにも、その確実な徴収に努めなければならないが、

一方、滞納者の実情を把握し、その実情に即した処理を的確に実施し、その結果、滞納者について滞納処分をすることができる財産がない場合、または滞納処分を執行すれば滞納者の生活を著しく急迫させるおそれがある場合など、法に定める事由に該当するときには、滞納処分の停止を行うことに努めることとなっております。

このことから、本市では滞納者の現在の生活状況、収入状況等を把握するため納税相談を実施しております。滞納処分の停止等につきましても、本人に説明し、御理解の上実施してまいります。以上です。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 本当にあなたがたが御苦労しておることは、私もよくわかっております、少ない職員の中でね。

だけど、この制度は本人に説明して、理解してもらってやるということじゃないんですよ。市の側が市長の職権というふうに、市長というのは弥富市という意味だと思うんですが、市長が職権です対応でありまして、先ほども申し上げましたように、きょうび、そこその収入のある人が、たまたまそこは障がいのある子供を抱えていて奥さんもなかなか働けないというような、かなり大変な状態も抱えている方なんですが、御主人が病気で寝込んでしまって仕事をできなくなったら、それはもうごっそり、要するに前の所得にかかる税金ですから、本当に医療費や何かも含めて大変なときに国保に入れると、当然滞納が発生して大変な事態になっておるわけですよ。本来なら、愛西市のやり方をその時点で滞納処分の停止にして、その年度にその税金や滞納はなかったことにするという処置をするのが、この今の法律に基づく処置なんですよ。こういうふうにすれば、滞納の繰り越しというのはなくなっていくと思う。

もともと弥富市は、以前、かなり長い間私も議員をやらせていただいておりますが、西尾張整理機構ができる以前の弥富市のやり方は、延滞金はいくら最近まで14.何%でしたからすさまじい額なんです、本税さえ払ってもらえば、延滞金についてはまあまあということで市側も請求しない状態がずうっと続いておって、今、国保なんかを合わせると、国保でも5,000万近くの延滞金があるんですが、数百万で終わった年も結構何年かあるような状態で、ある意味じゃあいいことではないけれども、バランスがそれとられてきておったんですが、今は、今言ったような事情で滞納が発生しても、本税よりも延滞金のほうがはるかに多くなっていますよね。それを分割納付をしてもらっておと。

しかも、その人の収入については市側もばっちり調べておって、臨時ボーナスがあったり、あるいはもう1つどこかの会社から振り込みがあったから、お金があるのにこの人は払う対応をしないから、これはもう何日までに全額払わないと機構に送りますよという通知を出されて、たまたま私のところに、こんなことを言われているけれども、どうしようという相談

がありまして、いや、これはきちんと行って、今までも約束したことに多少おくれてもずっと払ってきっておったし、それからそのお金も、実はほぼ半分は消費者金融の会社の名前で送ってもらったお金で借入れをしたお金であって、しかも分割してずうっと払っておる間に結局消費者金融の借入れはふえているという状態の中で、一定の分割納付をずうっと続けておったということがわかりまして、やっぱりこういう問題なんかは、発生時にどういう状況だって、そこから延滞金がどんどんふえてきておるといようなものについては、今、愛西市がやっておるような、ちゃんと地方税法に基づく処置をされれば、そういうことで消費者金融から金を借りてしのいでいくといようなことはしなくても済むと思うんですが、やっぱりこのところの考え方ですね。

愛西市の場合は、そういう生活困窮というのが目の前にあるときには、医療費も大変だとか、今失業してずっとしばらく働けないといような状態のときには滞納処分の停止をするという、今、課長のほうからもお話があったんですが、そういうふうに本人からきちんと説明されればしますというよりも、そういう制度もあるということを伝えるということと、もう1つは、ほかの収入やそういうのはないかどうかを確認するということは、今、要するに消費者金融から振り込まれてきたやつまで収入があるんじゃないかといっ見るぐらい徴収のほうでしっかり頑張っておるもので、収入を把握しておるわけですね。

そうすると、やはりここはきちんと、今おっしゃられたようなことが、どちらが原則かということをおは、ぜひこの際、市長、もう少しはっきりしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員のほうから、滞納処分に対する市の見解というか、そういったようなものについての御質問でございますけれども、いわゆる税の公平性からいっても、まず滞納についてはさまざまな条件をお聞きするにしても、これはお願いをせざるを得ないというのは私は原則であらうと思っております。現年度分がもうなかったものとするといような形で、我々のほうからお願いしないといようなことについては、極めてまれな例ということはあるかと思っておりますけれども、基本的にはお願いせざるを得ないと思っております。

また、これは逆の方向からすれば、不納欠損額が多くなれば、市はどうしているんだといような意見があつて当然なわけですね。滞納に対してしっかりと仕事をしなさいといことを言われるのは、一方からの意見だろうと思っております。

そうした形の中において、地方税法とかいう形のものについては遵守はしていきますけれども、やはりそれぞれの方の事情を聞きながら、お願いできるものはお願いせざるを得ないということが、私は税の原則だろうと思っておりますので、愛西市がどうのこうのといこ

とがあらうかと思えますけれども、弥富市はしっかりとした、やはり一方での意見というものもよく聞きながら、市としての対応をさせていただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 滞納額の、先ほどの徴収率が私どもの市の率が低いということと、他の団体における徴収率がうちよりは高いといったことについては、先ほどの話から、いわゆる滞納処分執行停止をしたのを即不納欠損しておるということが、どうも推測されるんじゃないかと思っております。そういうことから、事実上の滞納繰越額が減ってしまっているから徴収率に差が出ていると思います。

それで、愛西市の仕方を見ますと、この15条の7第1項の1号、2号、3号の全て、いわゆる直ちに消滅、不納欠損処分をしているとうかがえますね。

それで、実際これが正しいかどうかというのは非常に疑問に思うわけでありましてけれども、最終的には一定の年月がたちますと消滅しますよね。その間に、例えば滞納処分をすることが出来る財産がないときということで、復活すれば、これは執行停止をやってもまた滞納処分をするということになるかと思うんですが、それぞれの各滞納者の実情に応じて対応していく必要があるかと思います。

私どもは、本当にもうこれで不納欠損したほうがいいだろうというものについてはさせていただいておりますし、まだ一応その経過して時間が来れば自動的に消滅するものが出るかと思います。

過去にいろいろ滞納の御相談をいただいたときに、従来ずうっと納められる状態の方がお見えでした。ところが、ずうっと滞納されて見えて、現在非常に調子が悪いから何とかせいというお話がございましたけど、これはやっぱりおかしい話であって、そんな話でいけば誰でもずうっと納めずにおいて、調子が悪くなったから勘弁してくれという話になりますので、それはやはり公平性がないということで、なるべく不納欠損にしないかんものについてはしていきますけれども、全てを不納欠損にするということについては、やはりどうかなあと思います。

それで、議員からいただいた資料の中にも、15条の7の第1項の規定により滞納処分停止をした場合において直ちに消滅させることができるということになっておりますから、「できる」規定でありますので、そういうふうに該当すると思われるものについてはしていきますけれども、全てやるということについては、やっぱりいかがかなあと思っております。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） だから、私が今申し上げたのは、例えば実際に御主人だけが働いておって、子供さんがかなり重い障がいを持っていて、そのために奥さんもしょっちゅう学校へ行かなきゃいかんような状態が続いて、なかなか大変だといって、とうとう御主人が病気

で寝込んで、多分1年半ぐらいかな、もう傷病手当ももらえん時期もあって、生活保護だった時期が1年半ぐらいあって、その後働き出してやっておるんですが、結局その間の延滞金がついて、一定の割合でずうっと分割納付をしておるけれども、今の、やっぱり収入がほとんど差し押さえできるようなことができるかできんかのぎりぎりぐらいの、1,000円でも1万円でも差し押さえできるかどうかぎりぎりぐらいの収入が続いておるんですよね。その中で、今言ったようにかなりの割合の税金を払い続けるということについて言うと、やはりそういうことが生活を窮迫させるという、この地方税法の規定からいって、私は、少なくともそういう状態が続いて、医療費も負担が大変だったり病気で働けない、そして生活保護を受けなきゃいかんような期間が1年半も続いたような時点で、やはりこれは判断をすべきではないかと。

だからケースバイケースなんですけど、そのケースバイケースも極めて特異な例にだけということなんですけど、実際には、もともとの法律の制度は、それをするによってその人の暮らしを脅かすような状態は避けなければならないと、そのためにやる制度だということですから、そこはちゃんと認めていただけるでしょうか、いかがですか。

○議長（武田正樹君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 非常に大変なケースということにつきましては、滞納処分の停止ということはする必要があるかと思います。ただ、即停止したからといって不納欠損にすることについては、しっかりと考慮していかなくちゃいかんと思っております。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） いやいや、だからそういうことで、結局その当時の滞納が、延滞金がどんどんふえていく関係もあってほとんど総額としては減らずにやって、しかも今言ったように臨時ボーナスがあって、ほぼ同額ぐらいのお金がサラ金から借りて振り込まれてくると、今度はこの人は横着で払っていないからといって機構に送りますと、何日までに払わなければというような対応というのは、本当に障がい児を抱えて御苦労している御家庭に対して、やはり今副市長が言ったような立場とは、かなり差があるような気がするんですが、やっぱり実際のケースの、もう1件も私が直接かかわったんですが、ずうっと倒産をして、あと娘婿さんがその保証人になって借金も払ったりしておったんですが、恐らく延滞金を含めると1,000万以上あったのを、ずうっとそういう請求がされておると本人も思っておったし、私も前からそうなおると思っておったんです。

先日、いよいよどうにもならなくなって納税相談に行ったら、実はそれは平成16年に滞納処分の停止によって以前の分は全部取り消されておりますという話で、本人も全く知らないんですよね。その間に結局娘婿さんは、まだそんなに年じゃないんですが、病気で亡くなったりして、お元気なときに、平成16年ですから多分まだその方は生存中だったと思うんです

が、取り消ししたことがわかっておれば、実はもっと今よりも別の対応ができたと思うんですが、今はもう働ける人はどんどん亡くなっちゃって、結局どうにもならない。その以前だと思うんですが、弥富市も倒産で競売に出したんですが、結局競売にかけても、上の建物を壊す費用だとかそういうのがかかるということだったり、それから税金よりも前につけた抵当権がついておったりして、売れなかったものですよ。そういう状態でずうっと、平成16年に停止したものが本人にも知らされずに、いまだにそのままになっておって、つい最近まで、まだ借金があるし、請求が来ておるなんて本人は言っていたんですよ。

だけど、それは本人の思い違いかもしれませんが、やはりそういう本当にぎりぎりの暮らしをしている人たちに対する対応というのは、もう少し慎重にお願いしたいんですが、いかがですか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 御答弁申し上げます。

三宮議員が個々の例をお出しになって、生活困窮者という形の中での滞納ということに対してお話をいただくわけでございますけれども、私たちの仕事、税を徴収する担当は、毎日その戦いですよ、正直言いまして。だから、そういう形の人を我々としては、窓口としてしっかりと対応させていただいているということでございますので、御理解もいただきたいと思っております。

決して、その人の基礎となる生活ということに対してどうのこうのということではなくて、やはりその辺のところは、十分に事情というものを酌量しながら対応しているつもりでございます。また、これからも大変厳しい状況というのはいろんな形で続くだろうと思っております。

個々の問題につきましては、また窓口のほうでしっかりと対応させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 三宮議員、会議が始まってから1時間20分が経過しましたが。

○8番（三宮十五郎君） もうすぐ終わりますので。

○議長（武田正樹君） ああ、そうですか。

○8番（三宮十五郎君） くどくなりますので、この質問はこれで私は打ち切るつもりなんです。ただ、実際、今の国自身の自覚というか、あれによりまして、実際に生活保護を受けなきゃならないような人は、今生活保護を受けておる人の5倍、6倍もおるということは、国も認めている状況ですよ。御商売をやっておる人たちは物すごく厳しい状況に置かれておって、倒産したり、その後始末だったり、いろんなことがあるわけですが、そういう人たちがきちんと再生できるようにするのが、この滞納処分の停止だとかそういう制度なんですよ。ここを、だからきちんと課税した税金は払っていただくということなんです。もう

一方で、そのことが最低生活を脅かすようなことはしてはいけませんと。それは市町村の責任で、今のような方法を含めて解決をしてくださいということで、全部、地方自治法のほうもそうですし、税法のほうも、市の条例のほうもなっておりますので、そこから言うと、余りにも弥富市の滞納処分の停止も、それからそこから不納欠損にする額も、100%全部無条件というような言い方を私はするつもりはありませんが、今のやり方というのは本当に極めて特別な場合にしか認めないというような、絵に描いたような格好になっておりますので、ぜひこれについては、しっかりと御検討をお願いしたいと思います。

最後に、簡単にもう1件だけ質問します。

入札制度の改善が、今やっぱりこういう状況のもとで、特に建設単価なんかも上がっておりますので、大きな課題となっております。

ここ数年見せていただいて、本年度も見せていただいてもそうなんですが、やっぱりはっきりとした競争相手があるような入札に対しては、地元の常連の業者の皆さんたちもそれなりの覚悟をして応札しておるんですが、大体いろんな状況の中で、そんなに自分たち以外の人たちがこの入札には加わってこないというふうに考えられると、ほとんど九十何%、場合によっては90%台の後半が当たり前というような状態が続いておりますので、その点では非常にいろんな工夫もし、またそういう市場価格やそういうのもお考えいただいて、特に弥富市の場合は電気機械設備なんかは以前のいろんな経緯もありまして、市場価格に沿った入札なんかもやられて、かなり節約されていると思いますが、そうでない部分もかなりありますので、私は安ければ安いほどいいという立場はとっておりませんので、例えば最低制限価格なんか、一定のセーフティーネットを敷くにしましても、やっぱりきちんと競争入札ができるような仕組みについて、ぜひ当局にもう一考していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 現在の入札制度については相当研究してやってきたつもりでありますけれども、先ほど言われましたように、一定の業者が入られると非常に安くなるという話については、本来、損をしてまでとっていただくというのは非常にゆゆしき問題で、それぞれ適正な利益を得た中で競争していただくというのが本来の姿かなというふうに思っております。

それで、先ほど入札率の関係で、私どもについてはやっぱり設計する段階でそれぞれの建設物価、それから材料の単価とか、ああいういわゆる建設物価については毎月更新されておりますし、それから材料等については3カ月ごとに更新されておるということで、私どもは一応設計を組んで入札にかける、それから契約に入るまで、やっぱり一、二カ月かかってしまうということで、実際にはいわゆる経費等のコストが上がっていきますと、どうしても

ちが予定した価格に近づいてしまうということはどうしても避けられないかなあというふう
に思っております。

それで、いろいろ研究してまいりましたけれども、一層研究して何とか、安ければいいと
いうのは私のほうも思っておりませんし、それぞれ業者さんについてもきちんと健全な経営
をしていただかなきゃいかんと思っておりますから、いわゆる適正な競争をしていただける
というようなふうに方法をまた検討していきたいというふうに思っておりますので、よろし
くお願いいたします。

○8番（三宮十五郎君） では議長、あとの質問は、決算委員会もございますのでそちらのほ
うでさせていただきますので、きょうはこれで質問を終わらせていただきます。

○議長（武田正樹君） 他に質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 以上で質疑を終わります。

本案18件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会し
ます。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時28分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 武 田 正 樹

同 議員 佐 藤 高 清

同 議員 大 原 功

平成28年 9月27日  
午後 2 時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 朝 日 将 貴 | 2 番 | 江 崎 貴 大 |
| 3 番 | 加 藤 克 之 | 4 番 | 高 橋 八重典 |
| 5 番 | 永 井 利 明 | 6 番 | 鈴 木 みどり |
| 7 番 | 那 須 英 二 | 8 番 | 三 宮 十五郎 |
| 9 番 | 早 川 公 二 | 10番 | 平 野 広 行 |
| 11番 | 三 浦 義 光 | 12番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 13番 | 炭 竈 ふく代 | 14番 | 佐 藤 高 清 |
| 15番 | 武 田 正 樹 | 16番 | 大 原 功   |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 朝 日 将 貴 | 2 番 | 江 崎 貴 大 |
|-----|---------|-----|---------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

|                     |         |                        |         |
|---------------------|---------|------------------------|---------|
| 市 長                 | 服 部 彰 文 | 副 市 長                  | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長               | 下 里 博 昭 | 総 務 部 長                | 山 口 精 宏 |
| 民 生 部 長 兼<br>福祉事務所長 | 村 瀬 美 樹 | 開 発 部 長                | 橋 村 正 則 |
| 教 育 部 長             | 八 木 春 美 | 総務部次長兼<br>総 務 課 長      | 立 松 則 明 |
| 総務部次長兼<br>財 政 課 長   | 渡 辺 秀 樹 | 民生部次長兼<br>十四山支所長       | 松 川 保 博 |
| 民生部次長兼<br>健康推進課長    | 花 井 明 弘 | 民生部次長兼<br>介護高齢課長       | 半 田 安 利 |
| 開発部次長兼<br>農 政 課 長   | 安 井 耕 史 | 開発部次長兼<br>都市計画課長       | 大 野 勝 貴 |
| 会計管理者兼<br>会 計 課 長   | 山 守 修   | 監 査 委 員 長<br>事 務 局 長   | 平 野 宗 治 |
| 庁 舎 建 設<br>準 備 室 長  | 伊 藤 重 行 | 秘書企画課長                 | 佐 藤 雅 人 |
| 危機管理課長              | 羽 飼 和 彦 | 税 務 課 長                | 山 下 正 巳 |
| 収 納 課 長             | 鈴 木 浩 二 | 市 民 課 長 兼<br>鍋 田 支 所 長 | 横 山 和 久 |
| 保険年金課長              | 佐 藤 栄 一 | 環 境 課 長                | 伊 藤 仁 史 |

|         |         |                 |         |
|---------|---------|-----------------|---------|
| 福 祉 課 長 | 宇佐美 悟   | 総合福祉センター<br>所 長 | 村 瀬 修   |
| 児 童 課 長 | 大 木 弘 己 | 商工観光課長          | 大河内 博   |
| 土 木 課 長 | 山 田 宏 淑 | 下 水 道 課 長       | 小笠原 己喜雄 |
| 学校教育課長  | 水 谷 みどり | 生涯学習課長          | 安 井 文 雄 |
| 図 書 館 長 | 山 田 淳   |                 |         |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 三 輪 眞 士 書 記 土 方 康 寛

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第49号 新市基本計画の変更について
- 日程第3 議案第50号 弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第51号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第52号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第53号 公の施設の使用料の改定に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第54号 健康都市宣言について
- 日程第8 議案第55号 津島市と弥富市との間の消費生活相談等の事務の委託に関する規約に関する協議について
- 日程第9 議案第56号 平成28年度弥富市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第57号 平成28年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第58号 平成28年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第59号 平成28年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 認定第1号 平成27年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第2号 平成27年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第3号 平成27年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第4号 平成27年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第5号 平成27年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第6号 平成27年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第7号 平成27年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（追加提案）

日程第20 同意第6号 教育委員会委員の任命について

日程第21 発議第5号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び  
拡充を求める意見書の提出について

日程第22 発議第6号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について

日程第23 発議第7号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について

日程第24 議員派遣について

日程第25 閉会中の継続審査について

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午後 2 時00分 開議

○議長（武田正樹君） ただいまより、継続議会の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（武田正樹君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、朝日将貴議員と江崎貴大議員を指名します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第 2 議案第49号 新市基本計画の変更について

日程第 3 議案第50号 弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

日程第 4 議案第51号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

日程第 5 議案第52号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第 6 議案第53号 公の施設の使用料の改定に関する条例の制定について

日程第 7 議案第54号 健康都市宣言について

日程第 8 議案第55号 津島市と弥富市との間の消費生活相談等の事務の委託に関する規約に関する協議について

日程第 9 議案第56号 平成28年度弥富市一般会計補正予算（第 3 号）

日程第10 議案第57号 平成28年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第11 議案第58号 平成28年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

日程第12 議案第59号 平成28年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第13 認定第 1 号 平成27年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第14 認定第 2 号 平成27年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第15 認定第 3 号 平成27年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第16 認定第 4 号 平成27年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第17 認定第 5 号 平成27年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第18 認定第 6 号 平成27年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第19 認定第 7 号 平成27年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（武田正樹君） この際、日程第 2、議案第49号から日程第19、認定第 7 号まで以上18

件を一括議題とします。

本案18件に関し、審査の経過と結果の報告を各委員長より求めます。

まず、炭竈総務建設経済委員長、お願いします。

**○総務建設経済委員長（炭竈ふく代君）** 総務建設経済委員会に付託をされました案件は、議案第49号新市基本計画の変更について初め7件であります。

本委員会は、去る9月21日に委員全員と委員外4名の出席により開催をし、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第49号新市基本計画の変更についてから議案第53号公の施設の使用料の改定に関する条例の制定についてまでと、議案第55号津島市と弥富市との間の消費生活相談等の事務の委託に関する規約に関する協議についてまで、以上6件を一括審査いたしました。

議案第49号では、委員より、新市基本計画の財政計画における平成30年、31年の地方債の額の内訳はとの質問に対し、市側より、内容はともに同じで、臨時財政対策債、庁舎整備事業債、農林水産業事業債、弥富駅整備事業債で、臨時財政対策債が平成30年1億9,900万、31年が1億1,900万、庁舎整備事業債が平成30年29億3,430万円、31年が19億5,420万円、農林水産業事業債が両年とも5,400万円で、弥富駅整備事業債が平成30年は8,140万円、31年が6億4,600万円ですとの答弁がありました。

また、他の委員より公債費は平成29年をピークに減少しているが、ＪＲ名鉄弥富駅橋上駅舎化、庁舎建設事業で負担はふえていると考えられるがその要因はとの質問に対し、市側より、新たな借り入れより過去に借り入れた起債が終了したことが大きな要因ですとの答弁がありました。

続いて、議案第51号弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正については、報酬審議会の議論の中で全員賛成ではなかったと聞いているが、どのような意見があったのかという質問に、市側より、議員の給与について近隣の自治体と比べると若干高いという意見があり、最終的に議長及び議員は0.47%の増、副議長は据え置きで、賛成多数により了承されましたとの答弁がありました。

また、議案第53号公の施設の使用料の改定に関する条例の制定については、委員より今回の改正によってどれだけ上がるかとの質問に対しまして、市側より、新旧の料金を平成27年度の実績で置きかえて比較したところ、市全体で35万円ほどの増額です。また、トレーニング室での回数券を購入した場合はこれよりさらに下がりますので、ほとんど増額はないものとなりますとの答弁がありました。

このような質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

続いて、平成28年度弥富市一般会計補正予算（第3号）では、質疑、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承したことを御報告し、総務建設経済委員会の報告を終わります。

○議長（武田正樹君） 次に、鈴木厚生文教委員長、お願いします。

○厚生文教委員長（鈴木みどり君） 厚生文教委員会に付託されました案件は、議案第54号健康都市宣言について初め5件です。

本委員会は、去る9月20日に委員全員と委員外5名の出席により開催し、審査を行いましたので、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第54号健康都市宣言についてを審査いたしました。

委員より、具体的に健康都市として今後どんな取り組みを考えているかとの質問があり、市長より、それぞれの自治会でのラジオ体操の実施や市内の飲食店に協力いただける方法など、市民参加型の運動を中心に考えていきたいとの答弁がありました。

以上のような質疑がなされましたが、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

続きまして、議案第56号平成28年度弥富市一般会計補正予算（第3号）から議案第59号平成28年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）まで、以上4件を一括審査しました。

最初に、市側より説明があり、質疑に入り、出席議員より、一般会計補正予算の中でマイナンバーカードについてその普及率と普及に当たっての市の考えはとの質問に、市側より、8月末現在での交付申請は3,203件で、交付済み件数は2,378件です。交付の主流はコンビニ交付によるものと考えますが、市としては、図書館での住民票、印鑑証明書を休日に交付しているため、そちらでの利用を中心に考えていますとの答弁がありました。

また、介護ロボット等導入支援事業補助金のうち、ベッドに使用されているとの説明がありましたが、それは具体的にどういったものかとの質問に、市側より、補助金として事業所が申請されたものは、ベッドの中にセンサーが内蔵されているもので、利用者の動きをセンサーで検知し、関係機関と情報を共有することにより利用者の転倒、転落防止などにつなげるものですとの答弁がありました。

以上のような質疑がなされましたが、討論はなく、採決の結果、議案第56号から議案第59号までの4件、全て全員賛成で原案を了承したことを御報告し、厚生文教委員会の報告を終わります。

○議長（武田正樹君） 次に、炭竈決算特別委員長、お願いします。

○決算特別委員長（炭竈ふく代君） 決算特別委員会に付託をされました案件は、認定第1号平成27年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について初め7件であります。

本特別委員会は、去る9月23日に、午前9時30分より、委員全員と委員外4名の出席により開催いたしました。当日は、総務部、開発部、民生部、教育部の順でそれぞれ所管する一般会計及び特別会計について審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

最初に、総務部での審査は、交付税算定の対象となる基準財政需要額がふえるような事業に

ついてどのような考えかとの質問に、市側より、事業内容によって交付税措置される割合が決まられていますので、できるだけ高いものを見込みながら基準財政需要額を下げないよう考えたいとの答弁がありました。

さらに、他の委員より財政調整基金はどれくらい保持していくべきだと考えますかとの質問に、市側より、本市の財政調整基金は20億円ほどの残高であります。年度途中の補正の財源や防災上緊急に必要な場合を想定しますと、最低限10億円ぐらいは保持していきたいと考えますとの答弁がありました。

また、コンビニ納付についてどれだけの利用人数か、またどれだけの利用金額であるかとの質問には、市側より、内訳は軽自動車税5,211件、金額で2,943万9,800円。国民健康保険税6,556件、金額で1億4,239万3,370円。固定資産税9,076件、金額で1億6,376万3,500円。市・県民税7,661件、金額で1億6,278万7,778円ですとの答弁がありました。

続いて、開発部での審査では、まちづくり勉強会運営費補助事業委託の内容と委託費が高いのではとの質問に対し、市側より、内容は車新田地区のまちづくりについての勉強会の運営を補助するものです。委託費については一般の建設コンサルタントに比べ、公益財団法人に委託していることから、適切な請負額となっていると考えますとの答弁がありました。

また、転用件数が前年の平成26年度と比べてふえた理由はとの質問に対して、市側より、名古屋港からの中古自動車輸出の増加によるものや、伊勢湾岸道路名古屋港を利用する流通業務関係の転用案件がふえたことによるものと考えますとの答弁がありました。

午後からは、民生部、教育部について審査をいたしました。

民生部での審査では、国民健康保険における平成30年度から始まる広域化に向けての見通しはとの質問があり、市側より、今後、愛知県では、国からの負担がどれだけ見込めるか、医療費は幾らかかるのかを試算した上で、各市町村が負担する納付金が表示される予定です。また、国からの負担金についても、これから順次示される予定ですとの答弁がありました。さらに、市長から、今まで一般会計から特別会計へ繰り入れた繰入金をどう考えていくかが今後大変重要で、そのことを踏まえて市が負担をしていく金額を検討していきたいとの答弁がありました。

最後に、教育部では、各小・中学校におけるトイレの洋式化の今後の計画はとの質問に対し、市側より、日の出小学校と弥富中学校を除く全校の洋式化率を3年で50%を目標に平成27年度より取り組んでいますとの答弁がありました。

また、他の委員からは、各学校の体育館の吊り天井の撤去は全て終了されましたが、今後避難所となるところの社会教育施設の対策は考えていますかとの質問に対し、市側より、社会教育施設についても順次改修していく予定です。十四山公民館講堂については、今年度設計、次年度改修の予定ですとの答弁がありました。

以上のような質疑の後、認定1号から認定7号までの7件について討論を行いました。

認定第1号、認定第3号、認定第4号、認定第5号及び認定第7号の5件に対し反対討論がありました。

討論を終結し、採決に入り、反対討論のありました認定第1号平成27年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について、認定第3号平成27年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号平成27年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号平成27年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号平成27年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての5件については賛成多数で原案を了承し、認定第2号平成27年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号平成27年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての2件につきましては、全員賛成で原案を了承したことを御報告申し上げて、決算委員会の報告を終わります。

○議長（武田正樹君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（武田正樹君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

那須議員、お願いします。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二。日本共産党市議団を代表いたしまして、決算認定について、反対討論を一括で行いたいと思います。

まず第1、平成27年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定については、市のほうでは子育て支援などのすぐれた施策は評価できると思いますけれども、この30年間で可処分所得、使えるお金が一番少なくなっている、最低限に落ち込んでいるという深刻な市民生活、この市民生活への対応がやはり求められていることかなと思っています。最低生活費に食い込む課税や高齢者、障がい者の交通弱者対策などが強く求められていることに対して、市のほうではやはりその対応がおくれていると思われま

す。また、平成27年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、国庫支出金、療養給付交付金、前期高齢者交付金の合計収入額の大きな変動、乱れなどによって、市の国保財政の変動も激しく、23年度の大幅な値上げが今でも加入者の大きな負担となっております。保険税や医療費の軽減対策など、弱者への支援対策が有効に活用されていないところがまだ不十分であるという、私たちの見解でございます。

また、平成27年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、収入のない高齢者も含めて、かかった医療費の一定割合を必ず高齢者に対して負担させるという制度設計自体が問題であり、従来扶養家族として保険料を負担しなくてもよかった人たちの保険料や医療費の大幅な値上げが国のほうでも準備されており、今の状況ではとても賛成することはできません。

また、平成27年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、市による一定の改善努力のほうは見るができると思いますけれども、国のほうによる大幅な制度改悪計画、例えば介護補助具が全額自己負担になるとかだったり、要介護1・2まで市の負担になるとか、そうした検討が始まっている中、そういうことがあり、やっぱり地方財政と国民生活をさらに圧迫するものとなることが予想されますので、この辺に対してはぜひ国のほうにもしっかりとそうならないように求めていく姿勢が必要となってくると思います。

そして、平成27年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、合併浄化槽などによる効率的な汚水処理対策にも取り組むことは評価していきたいと思っておりますけれども、もともと市の公共下水、流域下水道などの事業計画はかなりの大きな将来負担となっています。減価償却費を市民に明らかにしないまま進めてきた重大な欠陥を持っているということでございますけれども、一刻も早くこの実態を明らかにして、市民にとっても行政にとっても大きな負担となることがないように計画の改善、呼びかけも必要だと、市民への理解も必要だと思っております。

こうしたるるありますけれども、全体的には財源問題として大きな問題となっていますけれども、当然市のほうには努力もされていると思いますけど、より一層の努力と、あとやはり市だけでも限界があるということで、特に国のほうによる社会保障費など自然増分などはカットしていくという方向をやはり改めさせて、国や県に対してもしっかりと求めていくことが必要かなと思っております。

社会のためにと消費税導入がされて以来、それとほぼ同額の大企業減税などが行われて、ほとんどが社会保障費に回っていないのが実態でございます。その多くが大企業などへの内部留保に今たまっているわけでございますけれども、こうした税金の集め方、使い方を改め、庶民の暮らしと地方の活性化のために活用できる方向を築いていくことが必要になってきます。大企業は一切負担をさせずに、消費者・国民だけに消費税増税などの負担をさせる、そうした方法を抜本的に改めることを強く求めていくことを要請いたしまして、今回反対討論とさせていただきます。

○議長（武田正樹君） ほかに討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結し、これより採決に入ります。

次に、議案第49号から議案第59号まで以上11件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第49号から議案第59号まで以上11件は、原案のとおり可決されました。

次に、認定第1号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（武田正樹君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第3号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（武田正樹君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、認定第4号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（武田正樹君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、認定第5号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（武田正樹君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、認定第6号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、認定第6号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第7号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（武田正樹君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

お諮りします。

服部市長から同意第6号議案が提出されましたので、直ちに日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、同意第6号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 同意第6号 教育委員会委員の任命について

○議長（武田正樹君） この際、日程第20、同意第6号を議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 本日追加提案し、御審議いただきます議案は、同意1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

同意第6号教育委員会委員の任命につきましては、教育委員 奥山巧氏の教育長就任に伴い、その後任として、弥富市操出二丁目10番地、阿部康治氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（武田正樹君） これより同意第6号の質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております同意第6号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

お諮りします。

三宮議員より発議第5号から発議第7号まで3件の議案が提出されました。この際、日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、発議第5号から発議第7号まで3件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 発議第5号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について

日程第22 発議第6号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について

日程第23 発議第7号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について

○議長（武田正樹君） この際、日程第21、発議第5号から日程第23、発議第7号まで以上3件を一括議題とします。

本案は議員提案ですので、提出者である三宮議員に提案理由の説明を求めます。

○8番（三宮十五郎君） 発議第5号から発議第7号まで3件の意見書の提出につきまして、提案理由を申し上げます。

発議第5号定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書は、平成29年度の政府予算編成に当たり、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元に向けて十分な教育予算を確保されるよう、国に対し強く要望するものであります。

発議第6号愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書は、父母負担軽減に大きな役割を果たしている授業料助成を拡充するとともに、経常費助成についても国から財政措置がなされる国基準単価を土台に、学費と教育条件の公私格差を着実に是正できる施策を実施するよう、愛知県に対し要望するものであります。

発議第7号国の私学助成の増額と拡充に関する意見書は、父母負担の公私格差を是正するための就学支援金を一層拡充するとともに、あわせて私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、私立高校以下の国庫補助金と、それに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高等学校以下の経常費補助の一層の拡充を図られるよう、国に対し強く要望するものであります。

以上、この意見書3件につきましては、それぞれ関係機関に提出することを提案するものであります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（武田正樹君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 質疑なしと認め、これより討論に入ります。

討論の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 討論なしと認め、これより採決いたします。

発議第5号から発議第7号まで以上3件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案3件は原案のとおり可決されましたので、地方自治法第99条の規定により、関係機関に意見書を提出しておきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 議員派遣について

○議長（武田正樹君） 日程第24、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

本案は会議規則第167条の規定により、お手元に配付したとおり議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付したとおり議員を派遣することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第25 閉会中の継続審査について

○議長（武田正樹君） 日程第25、閉会中の継続審査についてを議題とします。

庁舎改築等特別委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

庁舎改築等特別委員長及び議会運営委員長の申し出どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、庁舎改築等特別委員長及び議会運営委員長の申し出どおり決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

これをもちまして、平成28年第3回弥富市議会定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時33分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 武 田 正 樹

同 議員 朝 日 将 貴

同 議員 江 崎 貴 大